

第59回道州制特区提案検討委員会次第

日時 平成26年1月29日（水）15:00～17:00

場所 第2水産ビル 3階 3G会議室

1 開 会

2 議 事

- (1) 国から地方への事務・権限の移譲等について
- (2) 移譲済み4事務関連項目等に係る提案検討事項について
 - ・ 商工会議所法に基づく定款変更の認可事務の一元化
 - ・ 指定医療機関の指定と類似の事務
 - ・ 栄養士養成施設の指定事務
 - ・ 総合衛生管理製造過程（HACCP）の承認監視指導等の権限
- (3) 分野別審議について
 - ・ 自治体内を運行区域とする乗合タクシー等の許可権限の移譲
- (4) 整理案について
 - ・ 建築基準法に基づく構造方法等の認定権限の移譲
- (5) その他

3 閉 会

【配付資料】

- 資料1 道民アイデア等の審議状況
- 資料2-1 国から地方への事務・権限の移譲等に係る経過について
- 資料2-2 事務・権限の移譲等に関する見直し方針について（H25.12.20閣議決定）
- 資料3 移譲済み4事務関連項目等に係る提案検討事項について
- 資料4 自治体内を運行区域とする乗合タクシー等の許可権限の移譲
- 資料5 整理案（建築基準法に基づく構造方法等の認定権限の移譲）

- 参考資料1 栄養士養成施設の指定及びHACCPの承認等関係資料

第58回道州制特区提案検討委員会の審議結果概要について

■開催日時：平成25年12月17日（火）15：00～17：00

■開催場所：第2水産ビル 3階 3G会議室

■審議結果概要

議事（1）国から地方への事務・権限の移譲等について

○事務局から次のとおり報告

- ・12月10日開催の国の第11回地方分権改革有識者会議において「事務・権限の移譲等に関する見直し方針案」を了承
- ・12月中に開催予定の第4回地方分権改革推進本部及び閣議において「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」を決定の予定
- ・移譲済み4事務関連項目等（商工会議所法、指定医療機関の指定、栄養士養成施設の指定、HACCP承認事務）については、当該見直し方針の決定を踏まえ、次回（第59回）委員会において審議し、結論を出すことを確認

議事（2）道民アイデアの第1次整理について〈経済振興分野〉

- 「産業振興支援策（農工商連携・地域資源活用・新連携）の道への移譲」（資料1のNo.3）1項目について、第1次整理を行った結果、一旦検討を終了

議事（3）分野別審議について

○3項目について分野別審議を行って結果、次のとおり結論を得た

- ・「広域観光圏の指定権限の移譲」（資料1のNo.2）
 - 一旦検討を終了
- ・「自治体内を運行区域とする乗合タクシー等の許可権限の移譲」（資料1のNo.4）
 - 必要な情報収集・整理等を行って上で、分野別審議を継続
- ・「建築基準法に基づく構造方法等の認定権限の移譲」（資料1のNo.5）
 - 分野別審議を終了し、整理案審議へ進む

議事（4）整理案について

- 「北海道議会議員選挙における選挙区の設定権限の移譲」（資料1のNo.6）1項目について整理案を提示したが、当該移譲の実現によって、設定権限の主体となる道議会の感触を事前に踏まえる必要があるため、一旦審議を保留することとした

道民アイデア等の審議状況

区分	No.	審議事項	審議状況 (※第57回委員会は委員改選に伴う引継ぎのため、実質審議を行わなかった。)									
			49回	50回	51回	52回	53回	54回	55回	56回	58回	59回
道民アイデア (H21年度～H23年度)	1	第3種旅行業者の募集型企画旅行実施区域を定める権限の移譲	1次整理→	分野別審議		整理案・保留	→	国の方針案が見えたため保留解除	修正整理案了	答申案了	→	→
	2	広域観光圏の指定権限の移譲	1次整理→	分野別・保留	→	→	→	→	→	分野別審議了⇒一旦検討終了		
	3	産業振興支援策の道への移譲					1次整・保留		→	→	1次整理了⇒一旦検討終了	
	4	自治体内を運行区域とする乗合タクシー等の許可権限の移譲						1次整理→	→	→	分野別審議	分野別審議
	5	建築基準法に基づく構造方法等の認定権限の移譲						1次整理→	分野別審議	分野別審議	分野別審議了	整理案
	6	北海道議会議員選挙における選挙区の設定権限の移譲						1次整理→	分野別審議	分野別審議了	整理案	→
移譲済み4事務 関連項目等	7	商工会議所法に基づく定款変更の認可事務の一元化					→		整理案了	答申案了	→	国の見直し方針を踏まえた審議
	8	指定医療機関の指定と類似の事務		庁内で検討中であることを報告	庁内での検討・調整状況を報告	国の動向を見極めるため検討保留	→	国の方針案が見えたため保留解除	→	→	→	
	9	調理師養成施設の指定と類似事務(栄養士養成施設の指定事務)					→	→	→			
	10	総合衛生管理製造過程(HACCP)の承認監視指導等の権限					→	→	→			
	11	鳥獣保護法に係る危険猟法と類似の事務					→			分野別審議了⇒一旦検討終了		

【今後の審議予定事項】

○道民アイデア(平成24年度分)の第1次整理

～平成24年度中に道(事務局)に寄せられた21項目の道民アイデアについて審議

○関連する事務・権限の移譲の可否等の検討・調整を要する事務・権限

～国から地方への報告聴取・立入検査等に限った移譲について許認可・措置命令等の関連する事務・権限を併せて移譲するよう特区提案できないか審議

国から地方への事務・権限の移譲等に係る経過について

- 平成 25 年 3 月 8 日 内閣に「地方分権改革推進本部」を設置【閣議決定】
第 1 回地方分権改革推進本部を開催
 ○安倍本部長（内閣総理大臣）指示
 →国から地方への事務・権限の移譲等を推進していく必要がある
 ○地方分権改革担当大臣の下に有識者会議の設置を検討
- 平成 25 年 4 月 5 日 地方分権改革担当大臣の下に「地方分権改革有識者会議」を設置
 【大臣決定】
- 平成 25 年 4 月 12 日 **第 1 回地方分権改革有識者会議**を開催
 ○国の事務・権限を移譲する際の当面の受け皿を都道府県と想定することで一致
 ○国から移譲する事務・権限の対象については本年夏頃までに一定の結論を出す方針を決定
- 平成 25 年 4 月 26 日 **第 2 回地方分権改革有識者会議**を開催
 ○今後の地方分権改革のあり方を検討
 ○座長提言案～更なる地方に対する規制緩和[義務付け・枠付けの見直し]と権限移譲
- 平成 25 年 5 月 15 日 **第 3 回地方分権改革有識者会議**を開催
 ○今後の地方分権改革のあり方について提言をとりまとめ
 ○同有識者会議の下に**専門部会の設置を決定【座長決定】**
 ○国から地方への事務・権限の移譲等に関する各府省の回答について報告
- 平成 25 年 5 月 28 日 **第 2 回地方分権改革推進本部**を開催
 ○有識者会議がとりまとめた今後の地方分権改革のあり方について了承
 ○国から地方への事務・権限の移譲等に関する各府省の回答について報告、今後精査を行い、有識者会議や専門部会の議論を経た上で、移譲対象の事務・権限について、同本部において今夏頃を目途に一定の結論を出すことを確認
- 平成 25 年 5 月 28 日 内閣府から全国知事会に対して、国から地方への事務・権限の移譲等に係る（各府省の回答に対する）**地方側の意見を照会**
- 平成 25 年 6 月 27 日 全国知事会が都道府県の意見等を取りまとめ、内閣府に対して、各府省の検討結果に対する**地方側の意見を回答**
- 平成 25 年 8 月 29 日 **第 4 回地方分権改革有識者会議**を開催
 ○国から地方公共団体への事務・権限の移譲等に関する**当面の方針案**について検討
- 平成 25 年 9 月 13 日 **第 3 回地方分権改革推進本部**を開催
 ○有識者会議で検討した「**国から地方公共団体への事務・権限の移譲等に関する当面の方針について**」を案のとおり決定
- 平成 25 年 12 月 10 日 **第 11 回地方分権改革有識者会議**を開催
 ○事務・権限の移譲等に関する**見直し方針案**について検討
- 平成 25 年 12 月 20 日 **第 4 回地方分権改革推進本部**を開催
 ○「**事務・権限の移譲等に関する見直し方針について**」を決定（同日付けで閣議決定）

事務・権限の移譲等に関する見直し方針について
(H25. 12. 20 閣議決定)

- **事務・権限の移譲等に関する見直し方針について【概要】**
- **事務・権限の移譲等に関する見直し方針について（本文）**

事務・権限の移譲等に関する見直し方針について【概要】

<平成25年12月20日 閣議決定>

1. 基本的考え方

- 個性を活かし自立した地方をつくるためには、地方分権改革を推進することが重要。
- 地方分権改革推進委員会の勧告のうち、残された課題である国から地方公共団体への事務・権限の移譲等を推進。
- 第30次地方制度調査会答申(平成25年6月25日)で示された都道府県から指定都市への事務・権限の移譲等を推進。

2. 国から地方公共団体への移譲等

- 移譲する事務・権限【48事項】
例：①看護師など各種資格者の養成施設等の指定・監督等、②商工会議所の定款変更の認可、
③自家用有償旅客運送の登録・監査等、④直轄道路・河川に係る整備等に関する計画、工事及び管理の実施等
- 移譲以外の見直しを行う事務・権限【18事項】
例：①ハローワークの求人情報の地方公共団体への提供、②農地転用の許可等

3. 都道府県から指定都市への移譲等

- 移譲する事務・権限【29事項】
例：①県費負担教職員の給与等の負担、県費負担教職員の定数の決定、市町村立小中学校等の学級編制基準の決定、
②病院の開設許可、③都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(都市計画区域マスタープラン)に関する都市計画の決定
- 移譲以外の見直しを行う事務・権限【4事項】
例：①パスポートの発給申請受理・交付、②農地転用の許可等

※ 上記の他に、現行法により指定都市が処理することができる事務・権限が8事項ある。

4. 移譲に伴う財源措置その他必要な支援

- 移譲された事務・権限が円滑に執行できるよう、地方税、地方交付税や国庫補助負担金等により、確実な財源措置を講ずるとともに、マニュアルの整備や技術的助言、研修や職員の派遣などの必要な支援を実施する。

5. 一括法案等の提出

- 法律改正事項については、一括法案等を平成26年通常国会に提出することを基本。

国から地方への事務・権限の移譲等（移譲する主な事務・権限）

自家用有償旅客運送 ※

- 自家用有償旅客運送の登録、監査等の国の事務・権限を、希望する市町村に移譲することを基本。
（希望しない市町村の区域については、希望する都道府県にも移譲。）
- 実施主体の弾力化、旅客の範囲の拡大等を図る。

※ 過疎地等における地域住民の生活維持に必要な輸送がバス・タクシー事業によっては提供されない場合に、市町村、NPO等が自家用車を使用して有償で運送できる制度。

直轄道路・河川

※ 今後の国と地方との個別協議結果等を踏まえ、具体の財源措置等に係る内容について適宜見直しを行う。

（基本的な考え方）

- 当該権限については、国と地方公共団体が協議を行い、協議が整ったものについて移譲を進める。
- その際には、関係する市町村の意見を十分に聴取し、反映するよう調整する。

（移譲の対象範囲等）

- 「地方分権改革推進要綱（第1次）」に基づき、第1次勧告の方向に沿ったものとする。その際には、引き続き国が管理する必要がある道路・河川については移譲の対象としない。
 - ・道路 原則として、指定区間外国道として移譲。バイパスの現道区間は地方道等として移譲。
 - ・河川 区間の一部を移譲する場合は一級河川の指定区間として移譲。全区間を移譲する場合は二級河川として移譲。
 - ・この場合、国で行うべき事業を完了した上で移譲することを基本とする。

（財源措置）

- 以下の内容を基本として、政府内で引き続き検討を進めることとし、個別協議の結果等も踏まえ、各措置を講ずる必要性が確認された場合に、その実現を図ることとする。
 - 国・地方全体としての行政の効率化を念頭に置きつつ、基本的には、国と地方の財政中立の考え方に立って、以下のとおりとする。
 - ・建設費については、個別の箇所に対応した直轄事業における国負担率（3分の2等）並みの交付金の措置を講ずる。
 - ・維持管理費については、個別の箇所に係る所要額を適切に積み上げた総額を、基準財政需要額に反映し、事業費に応じた交付税措置を講ずる。
 - ※ バイパスの現道区間については、従前と同様の取扱いとし、協議・調整が整ったものから順次移譲する。
 - ・財源措置は時限的な措置とし、平成27年度から一定期間が経過した年度までの間に移譲された一般国道及び一級河川について適用。

（その他）

- 直轄事業の対象について、地方管理道路・河川の直轄編入を含め、必要な見直しを行う。

国から地方への事務・権限の移譲等（移譲以外の見直しを行う主な事務・権限）

無料職業紹介

- ハローワークの求人情報を地方公共団体にオンラインで提供する取組について、その費用負担を極力抑えつつ、積極的に推進。
- 国の無料職業紹介事業と地方公共団体の業務の一体的実施、ハローワーク特区の取組など、ハローワークと地方公共団体との一層の連携強化の取組を通じ、地方公共団体と一体となった雇用対策をこれまで以上に推進。

無料職業紹介事業を実施する地方公共団体 164 団体（都道府県42、市区町村等122）（平成24年3月末現在）

農地転用

【権限移譲関係】

- 地方の意見も踏まえつつ、平成21年の改正農地法附則に基づき、同法施行後5年（平成26年）を目途として、地方分権の観点及び農地確保の観点から、農地確保の施策の在り方等とともに、農地転用事務の実施主体や国の関与等の在り方について検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
- 国と地方が、事務が迅速かつ円滑に執行されるよう、農地転用制度等に係る課題について、各地方で定期的に協議する場を設置。

【規制緩和関係】

- 農業の六次産業化の推進 — 国家戦略特区において農家レストランの農用区域内設置を容認、その後の全国適用も検討
 - ・ 農用区域内における農業者が設置する農畜産物加工・販売施設の設置要件を緩和
- 再生可能エネルギーの利活用 — 荒廃農地等について、再エネ法に基づく場合、第1種農地であっても再エネ設備の設置を可能とする
 - ・ 農用区域内における稲藁等のバイオマス施設の取扱いを明確化
- 農業・農村の活性化等 — 畜舎等の近くに農家住宅を建てようとする場合、農用区域から除外し設置することが可能であることなどを明確化

都道府県から指定都市への事務・権限の移譲等（移譲する主な事務・権限）

県費負担教職員の給与等の負担・学級編制基準の決定・定数の決定

市町村立小中学校等に係る以下の権限について、指定都市に移譲。

- ・県費負担教職員の給与等の負担
- ・県費負担教職員の定数の決定
- ・学級編制基準の決定

（個人住民税所得割の2%を県から指定都市へ税源移譲。）

権 限	都道府県	指定都市
県費負担教職員の任命権		○
県費負担教職員の給与等の負担	○ →	
県費負担教職員の定数の決定	○ →	
学級編制基準の決定	○ →	

病院の開設許可

病院の開設許可について、指定都市に移譲。

権 限	都道府県	指定都市
診療所の開設許可 （病床数19床以下）		○
病院の開設許可 （病床数20床以上）	○ →	

都市計画区域マスタープランの決定（都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画の決定）

都市計画区域マスタープラン[※]の決定について、指定都市に移譲。

※一の指定都市の区域内の都市計画区域に係るもの

権 限	都道府県	指定都市
区域区分決定 （市街化区域と市街化調整区域の線引き）		○
都市計画区域マスタープランの決定 （区域区分の方針、都市計画の目標等）	○ →	

事務・権限の移譲等に関する見直し方針について（事項一覧）

国から地方公共団体

1. 移譲する事務・権限（48事項）

(1) 総務省	〔精神保健福祉法〕 〔言語聴覚士法〕 ○養成施設の指定・監督等 〔児童福祉法〕(再掲) 〔戦傷病者特別援護法〕 〔母子保健法〕 〔原爆被爆者援護法〕 ○指定医療機関等の指定・監督 〔消費生活協同組合法〕 ○消費生活協同組合(一部)の設立認可・監督 〔医療法〕 ○医療法人(一部)の設立認可・監督 〔中小企業等協同組合法〕 ○事業協同組合等(一部)の設立認可・監督 〔社会福祉法〕(再掲) ○社会福祉法人(一部)の定款認可・監督 〔生活衛生関係営業適正化・振興法〕 ○生活衛生同業組合振興計画の認定 〔中小企業団体系法〕 ○協業組合等(一部)の設立認可・監督 〔介護保険法〕 ○介護サービス事業者(一部)の業務管理体制の整備に関する監督等	〔戦没者等の妻に対する特別給付金支給法〕 〔戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法〕 〔戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法〕 〔戦没者の父母等に対する特別給付金支給法〕 ○特別給付金又は特別弔慰金の特別買上償還に関する証明書の発行 〔精神保健福祉法〕 ○精神保健指定医証の交付等	(5) 国土交通省
(2) 厚生労働省	〔児童福祉法〕 〔あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律〕 〔食品衛生法〕 〔理容師法〕 〔保健師助産師看護師法〕 〔歯科衛生士法〕 〔身体障害者福祉法〕 〔社会福祉法〕 〔診療放射線技師法〕 〔歯科技工士法〕 〔美容師法〕 〔臨床検査技師等に関する法律〕 〔調理師法〕 〔知的障害者福祉法〕 〔理学療法士及び作業療法士法〕 〔製菓衛生師法〕 〔柔道整復師法〕 〔視能訓練士法〕 〔社会福祉士・介護福祉士法〕 〔臨床工学士法〕 〔義肢装具士法〕 〔食鳥処理法〕 〔救急救命士法〕	(3) 農林水産省	〔中小企業等協同組合法〕(再掲) 〔道路運送法〕 ○自家用有償旅客運送の登録・監査等【別紙参照】 ○自動車道事業(一部)に係る供用約款の認可等 〔中小企業団体系法〕(再掲) 〔自動車運転代行業適正化法〕 ○自動車運転代行業の認定等に係る同意・監督 〔直轄道路・河川に係る整備等に関する計画、工事及び管理の実施等〕 ○国と地方公共団体の協議が整ったものについて移譲関係する市町村の意見を十分に聴取し、反映するよう調整 ○併せて、地方管理道路河川の直轄編入を含め必要な見直し【別紙参照】
		(4) 経済産業省	(6) 環境省
		〔農産物検査法〕 ○登録検査機関(一部)の登録・監督	〔土壌汚染対策法〕 ○指定調査機関(一部)の指定・監督
		〔商工会議所法〕 ○商工会議所の定款変更の認可(一部)	〔中小企業団体系法〕(再掲) 〔中小企業新事業活動促進法〕 ○特定新規中小企業者の確認 〔中小企業経営承継円滑化法〕 ○支援措置に係る認定

2. 移譲以外の見直しを行う事務・権限（18事項）

(1) 法務省	〔食鳥処理法〕(再掲) ○指定検査機関の指定・監督 〔雇用保険法〕 ○一体的実施施設において、利用者から十分なニーズが見込める場合に積極的に取り組む	(3) 農林水産省	(4) 経済産業省
(2) 厚生労働省	〔職業安定法等〕 ○ハローワークの求人情報の提供等【別紙参照】 〔食品衛生法〕(再掲) ○総合衛生管理製造過程の承認等 〔栄養士法〕 ○養成施設の配置状況を踏まえ検討 〔医療法〕(再掲) ○国開設病院等の開設承認・監督	〔土地改良法〕 ○移譲の発意があった場合、施設管理者を含め三者協議を実施 〔農地法及び農業振興地域の整備に関する法律〕 ○農地転用の許可等【別紙参照】 〔食の安全、食育の推進等に関する事務〕 〔園芸農産物、畜産物等の生産等に関する事務〕 ○政策目標の達成等に向け、地方の意見も踏まえて対応	〔下請代金支払遅延等防止法〕 〔中小ものづくり高度化法〕 〔地域商店街活性化法〕 〔産業競争力強化法〕 ○国と地方公共団体の連携等
	〔感染症法〕 ○特定感染症指定医療機関への費用負担適正化に係る報告請求等を都道府県が主体的に実施 〔個別労働紛争解決促進法〕 ○労働相談・紛争解決関係機関間の連携を促進 〔健康増進法〕 ○誇大表示の禁止に係る勧告・命令	(5) 国土交通省	(6) 環境省
		〔土地改良法〕(再掲) 〔地域公共交通活性化法等〕 ○持続可能な公共交通ネットワークを実現するための実効性ある枠組みを整備	〔石綿健康被害救済法〕 ○指定を希望する地方公共団体を積極的に指定 〔特定特殊自動車排出ガス規制法〕 ○使用者への技術適合命令等

都道府県から指定都市

1. 移譲する事務・権限（29事項）

(1) 文部科学省	(3) 農林水産省
〔学校教育法〕 ○市町村立高等学校等の設置認可 〔市町村立学校職員給与負担法〕 〔地方教育行政の組織及び運営に関する法律〕 〔公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律〕 ○市町村立小中学校等の職員の給与等の負担、県費負担教職員定数の決定、市町村立小中学校等の学級編制基準の決定 〔文化財保護法〕 ○史跡名勝天然記念物の仮指定、重要文化財等の管理に係る技術的指導等 〔博物館法〕 ○博物館の登録	〔農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律及び食品表示法〕 ○農林物資製造業者等への立入検査等 〔農地法〕 ○農地又は採草放牧地の賃貸借の解約等の許可 (4) 経済産業省
(2) 厚生労働省	〔火薬類取締法〕 ○火薬類の製造・販売・消費等の許可 〔採石法〕 ○岩石採取計画の認可 〔高圧ガス保安法〕 ○高圧ガスの製造・貯蔵等の許可 〔商工会議所法〕 ○商工会議所の定款変更の認可(一部)、事業状況等の報告の受理・警告等 〔工業用水法〕 ○工業用水の採取許可 〔砂利採取法〕 ○砂利採取計画の認可 〔商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律〕 ○全国団体以外の商工会・商工会議所等の基礎施設計画・連携計画の認定
〔児童福祉法〕 〔障害者総合支援法〕 ○指定障害福祉サービス事業者等の業務管理体制の報告の受理・命令等 〔医療法〕 ○病院の開設計認可 〔毒物及び劇物取締法〕 ○特定毒物研究者の許可 〔社会福祉法〕 ○社会福祉法人(一部)の定款認可及び監督 〔売春防止法〕 ○婦人相談所を指定都市も設置可能に 〔特別児童扶養手当等の支給に関する法律〕 ○特別児童扶養手当の受給資格の認定 〔職業能力開発促進法〕 ○職業能力開発大学校等を指定都市も設置可能に 〔介護保険法〕 ○介護サービス事業者の業務管理体制の報告の受理・命令等、介護サービス情報の公表 〔感染症法〕 ○結核に係る定期的健康診断の実施の指示	(5) 国土交通省
	〔公有水面埋立法〕 ○公有水面の埋立免許 〔都市計画法〕 ○都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画の決定等 〔国土利用計画法〕 ○土地取引の規制区域の指定 〔密集市街地整備法〕 ○防災街区整備事業(一部)の施行等の認可

2. 移譲以外の見直しを行う事務・権限（4事項）

(1) 内閣府	(3) 文部科学省
〔災害対策基本法〕 ○指定都市等の都道府県防災会議委員への位置付けに関して通知	〔認定こども園法〕 ○幼保連携型以外の認定こども園の認定に関し事務処理特例制度を活用可能にする等
(2) 外務省	(4) 厚生労働省
〔旅券法〕 ○事務処理特例制度の活用周知・情報提供等	〔認定こども園法〕(再掲)
	(5) 農林水産省
	〔農地法及び農業振興地域の整備に関する法律〕 ○農地転用の許可等【別紙参照】

事務・権限の移譲等に関する見直し方針について

〔平成25年12月20日
閣議決定〕

1 基本的考え方

個性を活かし自立した地方をつくるためには、地方分権改革を推進することが重要である。

政府はこれまで、第1次安倍内閣で設置した地方分権改革推進委員会の勧告のうち、国の法令による義務付け・枠付けの見直し等に着実に取り組んできた。

引き続き地方分権改革を推進するため、「経済財政運営と改革の基本方針について」（平成25年6月14日閣議決定）及び「国から地方公共団体への事務・権限の移譲等に関する当面の方針について」（平成25年9月13日地方分権改革推進本部決定）を踏まえ、残された課題となっている国から地方公共団体への事務・権限の移譲等について、「2 国から地方公共団体への事務・権限の移譲等に関する見直し」のとおり推進する。

加えて、第30次地方制度調査会答申（平成25年6月25日）で示された都道府県から指定都市への事務・権限の移譲等について、「3 都道府県から指定都市への事務・権限の移譲等に関する見直し」のとおり推進する。

2 国から地方公共団体への事務・権限の移譲等に関する見直し

【総務省】

（1）放送法（昭25法132）

以下に掲げる事務・権限については、都道府県に移譲する。

事務の区分、個別法に規定する国の関与等の移譲後の措置については、別紙を基本とする。

- ・小規模共聴施設（500 端子以下で地上テレビジョン放送の同時再放送のみを行うもの。有料放送及び区域外再放送を行う場合を除き、施設の設置場所及

び業務区域が一の都道府県の区域内のみにあるものに限る。以下同じ。) による業務開始の届出 (133 条 1 項)

- ・小規模共聴施設による業務の変更の届出 (133 条 2 項)
- ・小規模共聴施設による事業の承継の届出 (134 条 2 項)
- ・小規模共聴施設による業務の廃止等の届出 (135 条 1 項及び 2 項)
- ・小規模共聴施設の有線電気通信設備の設置の状況等について、関係者からの資料提供等に係る要求 (145 条 2 項)
- ・小規模共聴施設の道路法違反に係る第 174 条に基づく処分について、国土交通大臣への事前通知 (145 条 3 項)
- ・小規模共聴施設による業務の状況に関する報告徴収及び立入検査 (145 条 4 項)
- ・小規模共聴施設による業務の停止命令 (174 条)
- ・小規模共聴施設による業務に関する資料の提出要求 (175 条)

【法務省】

(1) 人権啓発活動地方委託事業

人権啓発活動地方委託事業 (ネットワーク事業を除く。) については、地域に密着したきめの細かい人権啓発活動を実施するため、地方において一定水準の啓発活動が行われることを担保しつつ、地方の意見も踏まえ、交付金等による必要な財源措置の方法を含め、都道府県及び指定都市に移譲する方策の検討を進める。

【厚生労働省】

(1) 職業安定法 (昭 22 法 141) 及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律 (昭 60 法 88)

国以外の者が行う職業紹介、労働者の募集、労働者供給事業及び労働者派遣事業の指導監督、地方公共団体が行う無料職業紹介事業の指導監督及び公共職業安定所が行う無料職業紹介事業については、以下の方向性により見直す。

- (i) 公共職業安定所 (ハローワーク) の求人情報を地方公共団体にオンラインで提供する取組について、地方公共団体が行う無料職業紹介事業が公的

性格を持つことに鑑み、その費用負担を極力抑えるとともに専門性向上のための支援を行いつつ、積極的に進める。

- (ii) 国と地方公共団体が同一施設内で国の無料職業紹介事業と地方公共団体の業務を一体的に実施する取組（以下「一体的実施」という。）、「ハローワーク特区」の取組など、公共職業安定所（ハローワーク）と地方公共団体との一層の連携強化の取組を通じ、地方公共団体と一体となった雇用対策をこれまで以上に推進する。
- (iii) 以上の取組の成果と課題を検証し、その結果等を踏まえ、これらの事務・権限の移譲等について、引き続き検討・調整を進める。その際には、ILO 第 88 号条約との整合性、都道府県を越えた職業紹介の適切な実施、雇用対策における機動性の担保、保険者の変更等雇用保険財政の根本に関わる議論等に留意する。
- (iv) 地方公共団体が行う無料職業紹介事業について、民間とは明確に異なる公的性格を持つものであり、国に準ずるものとして法律上位置付けるなどの措置を講ずる。

(2) 児童福祉法（昭 22 法 164）

- (i) 以下に掲げる事務・権限については、都道府県に移譲する。

事務の区分、個別法に規定する国の関与等の移譲後の措置については、別紙を基本とする。

- ・ 児童福祉司及び児童福祉施設の職員（児童自立支援専門員を含む。）に係る養成施設及び講習会の指定（13 条 2 項 1 号）
- ・ 保育士に係る養成施設の指定（18 条の 6 第 1 号、施行令 5 条 1 項及び 2 項）
- ・ 保育士に係る養成施設に対する報告の要求、指導及び検査（18 条の 7、施行令 5 条 5 項）
- ・ 保育士に係る養成施設の指定内容の変更承認及び届出（施行令 5 条 3 項及び 4 項）
- ・ 保育士に係る養成施設の指定の取消し（施行令 5 条 6 項及び 7 項）

- (ii) 以下に掲げる事務・権限については、都道府県、指定都市及び中核市に移譲する。

事務の区分、個別法に規定する国の関与等の移譲後の措置については、別紙を基本とする。

- ・国の開設した病院に対する指定療育機関の指定（20条5項）
- ・国の開設した病院である指定療育機関の指定の取消し（20条8項）
- ・国の開設した病院である指定療育機関に対する報告の要求及び検査（21条の4第1項）（大臣権限の廃止）
- ・国の開設した病院である指定療育機関に対する診療報酬の支払いの一時差止め（21条の4第2項）（大臣権限の廃止）

（3）あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭22法217）

以下に掲げる事務・権限については、都道府県に移譲する。

事務の区分、個別法に規定する国の関与等の移譲後の措置については、別紙を基本とする。

- ・はり師及びきゆう師に係る養成施設の認定（2条1項及び2項、施行令1条及び2条）
- ・はり師及びきゆう師に係る養成施設に関する変更の承認及び届出（2条3項、施行令3条）
- ・はり師及びきゆう師に係る養成施設からの報告（施行令4条）
- ・はり師及びきゆう師に係る養成施設に対する報告徴収及び指示（施行令5条）
- ・はり師及びきゆう師に係る養成施設の認定の取消し（施行令6条及び7条）

（4）食品衛生法（昭22法233）

（i）以下に掲げる事務・権限については、都道府県に移譲する。

事務の区分、個別法に規定する国の関与等の移譲後の措置については、別紙を基本とする。

- ・食品衛生管理者に係る養成施設の登録（48条6項3号及び49条、施行令14条及び15条）
- ・食品衛生管理者に係る養成施設の変更の届出（施行令16条）
- ・食品衛生管理者に係る養成施設に対する報告徴収（施行令17条）
- ・食品衛生管理者に係る養成施設の登録の取消し（施行令18条及び19条）
- ・食品衛生管理者に係る養成施設の登録、登録の変更及び取消しの公示（施行令20条）
- ・食品衛生管理者に係る講習会の登録（48条6項4号及び49条、施行令21条）

- ・食品衛生管理者に係る講習会の登録の変更（施行令 25 条）
 - ・食品衛生管理者に係る講習会の業務の休廃止（施行令 26 条）
 - ・食品衛生管理者に係る講習会の実施者に対する適合命令（施行令 28 条）
 - ・食品衛生管理者に係る講習会の実施者に対する改善命令（施行令 29 条）
 - ・食品衛生管理者に係る講習会の登録の取消し（施行令 30 条）
 - ・食品衛生管理者に係る講習会の実施者に対する報告徴収（施行令 32 条）
 - ・食品衛生管理者に係る講習会の実施者に対する立入検査（施行令 33 条）
 - ・食品衛生管理者に係る講習会の登録、登録の変更及び取消しの公示（施行令 34 条）
 - ・食品衛生監視員に係る養成施設の登録（施行令 9 条 1 項、14 条及び 15 条）
 - ・食品衛生監視員に係る養成施設の変更の届出（施行令 16 条）
 - ・食品衛生監視員に係る養成施設に対する報告徴収（施行令 17 条）
 - ・食品衛生監視員に係る養成施設の登録の取消し（施行令 18 条及び 19 条）
 - ・食品衛生監視員に係る養成施設の登録、登録の変更及び取消しの公示（施行令 20 条）
- (ii) 総合衛生管理製造過程（H A C C P）の承認等については、都道府県、保健所設置市及び特別区への移譲について検討を進める。

(5) 理容師法（昭 22 法 234）

理容師に係る養成施設の指定（3 条 3 項）については、都道府県に移譲する。
事務の区分、個別法に規定する国の関与等の移譲後の措置については、別紙を基本とする。

(6) 栄養士法（昭 22 法 245）

栄養士に係る養成施設の指定及び監督の都道府県への移譲については、今後の管理栄養士に係る養成施設と栄養士に係る養成施設の配置状況を踏まえ、検討を進める。

(7) 消費生活協同組合法（昭 23 法 200）

以下に掲げる事務・権限（地域又は職域が都道府県の区域を越える消費生活協同組合及び消費生活協同組合連合会（以下「組合等」という。）であって地

方厚生局の所管に係るものに関する事務・権限に限る。)は、都道府県に移譲する。

事務の区分、個別法に規定する国の関与等の移譲後の措置については、別紙を基本とする。

- ・ 共済事業を行う組合等における兼業に係る承認 (10 条 3 項)
- ・ 組合等に係る員外利用の許可及び命令 (12 条 4 項 2 号及び 3 号並びに 6 項)
- ・ 組合等に係る共済事業に伴う立入検査等、業務改善命令及び登録の取消し等 (12 条の 2 第 3 項において準用する保険業法 (平 7 法 105) 305 条、306 条及び 307 条 1 項 3 号)
- ・ 組合等の役員に欠員が生じた場合における措置 (30 条の 2 第 2 項)
- ・ 組合等の役員に欠員が生じた場合における措置 (代表理事に係るもの) (30 条の 9 第 5 項において準用する 30 条の 2 第 2 項)
- ・ 組合等の役員に欠員が生じた場合における措置 (組合の解散及び清算に係るもの) (73 条において準用する 30 条の 2 第 2 項)
- ・ 組合等に係る定款、共済事業規約及び貸付事業規約の変更の認可等 (40 条 4 項から 8 項 (40 条 7 項において準用する 58 条及び 59 条 1 項から 5 項を含む。))
- ・ 組合等に係る共済事業の譲渡等の届出 (50 条の 2 第 5 項)
- ・ 組合等の共済事業に係る経理の他の経理への資産運用等の禁止の承認 (50 条の 4 第 1 項)
- ・ 共済事業を行う組合等に係る健全性の基準の定め (50 条の 5)
- ・ 共済事業を行う組合等に係る価格変動準備金の積立の認可 (50 条の 9)
- ・ 共済事業を行う組合等に係る共済計理人の意見書の写しの提出等 (50 条の 12 第 2 項及び 3 項)
- ・ 共済事業を行う組合等に係る共済計理人の解任命令 (50 条の 13)
- ・ 共済事業を行う組合等に係る資産運用の方法等の承認 (50 条の 14 第 1 項)
- ・ 共済事業を行う組合等に係る契約条件の変更の申出の承認 (53 条の 4 第 1 項及び 3 項)
- ・ 共済事業を行う組合等に係る業務の停止等の命令 (53 条の 5)
- ・ 共済事業を行う組合等に係る共済調査人による調査 (53 条の 10 第 1 項から 3 項及び 53 条の 10 第 4 項において準用する民事再生法 (平 11 法 225) 61 条 1 項)

- ・ 共済事業を行う組合等に係る契約条件の変更に係る承認（53条の13第1項及び2項）
- ・ 共済事業兼業組合に係る議決権等の事前承認（53条の17第2項）
- ・ 共済事業専業組合に係る議決権等の事前承認（53条の19第2項において準用する53条の17第2項）
- ・ 組合等の設立の認可（57条1項及び2項、58条並びに59条2項及び3項）
- ・ 組合等の解散の認可（62条2項並びに62条3項において準用する57条2項、58条並びに59条2項及び3項）
- ・ 組合等の合併の認可（69条1項並びに69条2項において準用する57条2項、58条並びに59条2項及び3項）
- ・ 解散した組合等の継続の認可（63条1項並びに63条3項において準用する58条並びに59条2項及び3項）
- ・ 組合員の減少による解散の届出（64条2項）
- ・ 組合等の解散の登記の嘱託（89条2項）
- ・ 組合等に係る登記の嘱託等（92条において準用する商業登記法（昭38法125）14条及び25条3項）
- ・ 組合等の決算関係書類等の提出（92条の2第1項及び2項）
- ・ 組合等に係る報告の徴収及び検査（93条、93条の2並びに93条の3第1項及び2項）
- ・ 組合等に係る検査（94条1項から5項）
- ・ 共済事業を行う組合等に係る監督上の処分（94条の2第1項、2項、4項及び5項）
- ・ 組合等に係る法令等の違反に対する処分（95条1項から3項）
- ・ 組合等に係る議決、選挙及び当選の取消し（96条1項）
- ・ 共済事業を行う組合等に係る共済代理店の設置等の届出（96条の2）

（8）保健師助産師看護師法（昭23法203）

以下に掲げる事務・権限については、都道府県に移譲する。

事務の区分、個別法に規定する国の関与等の移譲後の措置については、別紙を基本とする。

- ・ 保健師、助産師及び看護師に係る養成所の指定（19条2号、20条2号及び21条3号、施行令11条及び12条）

- ・保健師、助産師及び看護師に係る養成所に関する変更の承認及び届出（施行令 13 条）
- ・保健師、助産師及び看護師に係る養成所からの報告（施行令 14 条）
- ・保健師、助産師及び看護師に係る養成所に対する報告徴収及び指示（施行令 15 条）
- ・保健師、助産師及び看護師に係る養成所の指定の取消し（施行令 16 条及び 17 条）

(9) 歯科衛生士法（昭 23 法 204）

以下に掲げる事務・権限については、都道府県に移譲する。

事務の区分、個別法に規定する国の関与等の移譲後の措置については、別紙を基本とする。

- ・歯科衛生士に係る養成所の指定（12 条 2 号、施行令 2 条及び 3 条）
- ・歯科衛生士に係る養成所に関する変更の承認及び届出（施行令 4 条）
- ・歯科衛生士に係る養成所からの報告（施行令 5 条）
- ・歯科衛生士に係る養成所に対する報告の要求、検査及び指示（施行令 6 条及び 7 条）
- ・歯科衛生士に係る養成所の指定の取消し（施行令 8 条）

(10) 医療法（昭 23 法 205）

(i) 以下に掲げる事務・権限については、都道府県に移譲する。

事務の区分、個別法に規定する国の関与等の移譲後の措置については、別紙を基本とする。

- ・医療法人（二以上の都道府県の区域において病院等を開設する法人に限る。以下同じ。）のうち、社会医療法人の認定（68 条の 2 第 1 項において準用する 42 条の 2 第 1 項及び 2 項）
- ・医療法人の設立認可等（68 条の 2 第 1 項において準用する 44 条 1 項及び 3 項並びに 45 条）
- ・医療法人の理事等に係る認可等（68 条の 2 第 1 項において準用する 46 条の 2 第 1 項ただし書、46 条の 3 第 1 項ただし書及び 2 項、46 条の 4 第 5 項、6 項及び 7 項 4 号並びに 47 条 1 項ただし書）

- ・医療法人の定款又は寄附行為の変更の認可及び届出（68条の2第1項において準用する50条1項から3項）
 - ・医療法人の事業報告書の届出等（68条の2第1項において準用する52条）
 - ・医療法人の解散及び合併の認可等（68条の2第1項において準用する55条6項、7項（57条5項において準用する場合を含む。）及び8項、56条の6、56条の11、56条の12第3項及び4項、57条4項並びに58条）
 - ・医療法人に対する報告徴収及び立入検査（68条の2第1項において準用する63条1項）
 - ・医療法人に対する措置命令、業務停止命令及び役員解任勧告（68条の2第1項において準用する64条）
 - ・医療法人のうち社会医療法人の認定取消し及び業務停止命令（68条の2第1項において準用する64条の2）
 - ・医療法人の設立認可の取消し（68条の2第1項において準用する65条及び66条）
 - ・医療法人に対する弁明の機会の付与（68条の2第1項において準用する67条1項及び3項）
 - ・医療法人台帳の記載等（施行令5条の11）
 - ・社会医療法人に係る認定（施行令5条の15において準用する施行令5条の5）
 - ・医療法人の登記及び役員変更の届出（施行令5条の15において準用する施行令5条の12及び5条の13）
 - ・医療法人の書類等の保存（施行令5条の15において準用する施行令5条の14）
- (ii) 国の開設する病院等の開設承認及び監督については、都道府県、保健所設置市及び特別区への移譲について検討を進める。

(11) 中小企業等協同組合法（昭24法181）

以下に掲げる事務・権限（二以上の都道府県の区域にわたる事業協同組合等であって地方厚生局の所管に係るものに関する事務・権限に限る。）については、都道府県に移譲する。

事務の区分、個別法に規定する国の関与等の移譲後の措置については、別紙を基本とする。

- ・ 特定共済組合が他の事業を行う場合の承認（9条の2第7項）
- ・ 事業協同組合及び事業協同小組合の組合員以外の事業の利用の認可（9条の2の3）
- ・ 事業協同組合及び事業協同小組合の共済規程の認可（9条の6の2第1項）
- ・ 事業協同組合及び事業協同小組合の共済規程の変更又は廃止の認可（9条の6の2第4項）
- ・ 共済事業を行う事業協同組合又は事業協同小組合の共済代理店に対する立入検査等（9条の7の5第1項において準用する保険業法（平7法105）305条）
- ・ 共済事業を行う事業協同組合又は事業協同小組合の共済代理店に対する業務改善命令（9条の7の5第1項において準用する保険業法（平7法105）306条）
- ・ 共済事業を行う事業協同組合又は事業協同小組合の共済代理店に対する登録の取消し等（9条の7の5第1項において準用する保険業法（平7法105）307条1項3号）
- ・ 特定共済組合連合会が他の事業を行う場合の承認（9条の9第4項）
- ・ 協同組合連合会の組合員以外の事業の利用の特例（9条の9第5項において準用する9条の2の3）
- ・ 協同組合連合会の共済規程の認可（9条の9第5項において準用する9条の6の2第1項）
- ・ 協同組合連合会の共済規程の変更又は廃止の認可（9条の9第5項において準用する9条の6の2第4項）
- ・ 協同組合連合会の共済代理店に対する立入検査等（9条の9第5項において準用する保険業法（平7法105）305条）
- ・ 協同組合連合会の共済代理店に対する業務改善命令（9条の9第5項において準用する保険業法（平7法105）306条）
- ・ 協同組合連合会の共済代理店に対する登録の取消し（9条の9第5項において準用する保険業法（平7法105）307条1項3号）
- ・ 中小企業等協同組合の設立の認可（27条の2第1項）
- ・ 中小企業等協同組合の役員の変更の届出（35条の2）
- ・ 中小企業等協同組合の組合員による臨時総会の招集の承認（48条）
- ・ 中小企業等協同組合の定款の変更の認可（51条2項）

- ・一部の中小企業等協同組合の余裕金運用の制限の緩和の認可（57条の5）
- ・特定共済組合及び特定共済組合連合会の経営の健全性を判断するための基準の策定（58条の4）
- ・共済事業を行う中小企業等協同組合の共済計理人の意見書の写しの提出（58条の7第2項）
- ・共済事業を行う中小企業等協同組合の共済計理人に対する意見書の写しについての説明要請等（58条の7第3項）
- ・共済事業を行う中小企業等協同組合の共済計理人の解任の命令（58条の8）
- ・中小企業等協同組合の解散の届出（62条2項）
- ・責任共済等の事業を行う組合の解散の認可（62条4項）
- ・中小企業等協同組合の合併の認可（66条1項）
- ・中小企業等協同組合に解散を命じた際の登記の嘱託（96条5項）
- ・中小企業等協同組合の不服の申出に対する措置（104条）
- ・中小企業等協同組合への請求に基づく業務又は会計の状況の検査（105条）
- ・一部の中小企業等協同組合の決算関係書類の提出（105条の2第1項及び2項）
- ・中小企業等協同組合の報告の徴収（105条の3第1項から4項）
- ・中小企業等協同組合の立入検査等（105条の4第1項から4項）
- ・中小企業等協同組合の法令等の違反に対する措置（106条1項から3項）
- ・共済事業を行う中小企業等協同組合の共済事業に係る監督上の措置（106条の2（3項を除く。））
- ・共済事業を行う中小企業等協同組合の届出（106条の3）

(12) 身体障害者福祉法（昭24法283）

身体障害者福祉司に係る養成施設の指定（12条5号）については、都道府県に移譲する。

事務の区分、個別法に規定する国の関与等の移譲後の措置については、別紙を基本とする。

(13) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭25法123）

以下に掲げる事務・権限については、都道府県に移譲する。

事務の区分、個別法に規定する国の関与等の移譲後の措置については、別紙を基本とする。

- ・精神保健指定医の指定の申請（施行令 2 条の 2）
- ・精神保健指定医証の交付（施行令 2 条の 2 の 2）
- ・指定医証変更の申請（施行令 2 条の 2 の 3）
- ・指定取消しによる指定医証の返納（施行令 2 条の 2 の 4）
- ・研修受講義務の特例に関する書類の提出（施行令 2 条の 2 の 5）

(14) 社会福祉法（昭 26 法 45）

以下に掲げる事務・権限については、都道府県に移譲する。

事務の区分、個別法に規定する国の関与等の移譲後の措置については、別紙を基本とする。

- ・社会福祉主事に係る養成機関又は講習会の指定（19 条 1 項 2 号）
- ・社会福祉法人（法人の行う事業が二以上の都道府県の区域にわたる法人であって地方厚生局の所管に係るものに限る。以下同じ。）の定款の申請及び認可（31 条 1 項）
- ・社会福祉法人の仮理事の選任（39 条の 3）
- ・社会福祉法人の特別代理人の選任（39 条の 4）
- ・社会福祉法人の監査結果に不整の点がある場合であって、評議員会のないときの報告（40 条 3 号）
- ・社会福祉法人の定款変更の申請、認可及び届出（43 条 1 項及び 3 項）
- ・社会福祉法人の解散の認可及び届出（46 条 2 項及び 3 項）
- ・社会福祉法人の清算人の届出（46 条の 7）
- ・社会福祉法人の清算終了の届出（47 条の 3）
- ・社会福祉法人の合併の認可（49 条 2 項）
- ・社会福祉法人に対する措置命令、業務停止命令、役員解職勧告及び解散命令等（56 条 2 項から 5 項）
- ・社会福祉法人に対する公益事業又は収益事業の停止（57 条）
- ・社会福祉法人の事業概要の届出（59 条 1 項）

(15) 診療放射線技師法（昭 26 法 226）

以下に掲げる事務・権限については、都道府県に移譲する。

事務の区分、個別法に規定する国の関与等の移譲後の措置については、別紙を基本とする。

- ・ 診療放射線技師に係る養成所の指定（20 条 1 号、施行令 7 条及び 8 条）
- ・ 診療放射線技師に係る養成所に関する変更の承認及び届出（施行令 9 条）
- ・ 診療放射線技師に係る養成所からの報告（施行令 10 条）
- ・ 診療放射線技師に係る養成所に対する報告徴収及び指示（施行令 11 条）
- ・ 診療放射線技師に係る養成所の指定の取消し（施行令 12 条及び 13 条）

(16) 歯科技工士法（昭 30 法 168）

以下に掲げる事務・権限については、都道府県に移譲する。

事務の区分、個別法に規定する国の関与等の移譲後の措置については、別紙を基本とする。

- ・ 歯科技工士に係る養成所の指定（14 条 2 号、施行令 9 条及び 10 条）
- ・ 歯科技工士に係る養成所に関する変更の承認及び届出（施行令 11 条）
- ・ 歯科技工士に係る養成所からの報告（施行令 12 条）
- ・ 歯科技工士に係る養成所に対する報告の要求、検査及び指示（施行令 13 条及び 14 条）
- ・ 歯科技工士に係る養成所の指定の取消し（施行令 15 条及び 16 条）

(17) 美容師法（昭 32 法 163）

美容師に係る養成施設の指定（4 条 3 項）については、都道府県に移譲する。

事務の区分、個別法に規定する国の関与等の移譲後の措置については、別紙を基本とする。

(18) 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（昭 32 法 164）

以下に掲げる事務・権限については、都道府県に移譲する。

事務の区分、個別法に規定する国の関与等の移譲後の措置については、別紙を基本とする。

- ・ 振興計画の認定及び実施状況の報告（56 条の 3 第 1 項及び 4 項）
- ・ 振興計画の変更及び認定の取消し（56 条の 3 第 3 項、施行令 6 条 1 項及び 2 項）

(19) 中小企業団体の組織に関する法律（昭 32 法 185）

以下に掲げる事務・権限（二以上の都道府県の区域にわたる協業組合等であって地方厚生局の所管に係るものに関する事務・権限に限る。）については、都道府県に移譲する。

事務の区分、個別法に規定する国の関与等の移譲後の措置については、別紙を基本とする。

- ・協業組合の事業転換の認可（5条の7第2項）
- ・協業組合の設立の認可（5条の17第1項）
- ・公正取引委員会の請求（5条の22）
- ・協業組合の役員の変更届出、組合員による臨時総会の招集の承認、定款の変更の認可、余裕金運用の制限の緩和の認可（5条の23第3項）
- ・協業組合の解散の届出、合併の認可（5条の23第4項）
- ・協業組合の解散登記の嘱託（5条の23第5項）
- ・協業組合の不服の申出に対する措置、請求に基づく会計状況の検査、決算書類の提出、法令違反に対する処分（5条の23第6項）
- ・商工組合の地区を特別の地区とする旨の承認（9条）
- ・商工組合の組合員以外の者の事業の利用の特例の認可（17条の2第1項）
- ・商工組合連合会の組合員以外の者の事業の利用の特別認可（33条）
- ・商工組合及び商工組合連合会の設立の認可（42条1項）
- ・商工組合及び商工組合連合会の役員の変更届出、組合員・会員による臨時総会の招集の承認、定款の変更の認可、余裕金運用の制限の緩和の許可（47条2項）
- ・商工組合及び商工組合連合会の解散の届出、合併の認可（47条3項）
- ・商工組合及び商工組合連合会の解散登記の嘱託（54条）
- ・主務大臣の命令（67条）
- ・商工組合等に対する解散命令（69条1項から3項）
- ・商工組合等の解散命令の官報掲載（69条4項）
- ・商工組合等の不服の申出に対する措置、請求に基づく会計状況の検査、決算関係書類の提出（71条）
- ・商工組合等からの報告の徴収（92条）
- ・商工組合等に対する立入検査（93条）
- ・協業組合への組織変更認可（95条4項）

- ・ 事業協同組合への組織変更の届出（96条8項）
- ・ 商工組合への組織変更認可（97条2項）
- ・ 株式会社への組織変更の届出（100条の11）

(20) 臨床検査技師等に関する法律（昭33法76）

以下に掲げる事務・権限については、都道府県に移譲する。

事務の区分、個別法に規定する国の関与等の移譲後の措置については、別紙を基本とする。

- ・ 臨床検査技師に係る養成所の指定（15条1号、施行令10条及び11条）
- ・ 臨床検査技師に係る養成所に関する変更の承認及び届出（施行令12条）
- ・ 臨床検査技師に係る養成所からの報告（施行令13条）
- ・ 臨床検査技師に係る養成所に対する報告徴収及び指示（施行令14条）
- ・ 臨床検査技師に係る養成所の指定の取消し（施行令15条及び16条）

(21) 調理師法（昭33法147）

以下に掲げる事務・権限については、都道府県に移譲する。

事務の区分、個別法に規定する国の関与等の移譲後の措置については、別紙を基本とする。

- ・ 調理師に係る養成施設の指定（3条、施行令1条の2）
- ・ 調理師に係る養成施設の内容変更（施行令1条の3）
- ・ 調理師に係る養成施設の入所及び卒業の届出（施行令1条の4）
- ・ 調理師に係る養成施設の名称等の変更等の届出（施行令1条の5）

(22) 知的障害者福祉法（昭35法37）

知的障害者福祉司に係る養成施設の指定（14条5号）については、都道府県に移譲する。

事務の区分、個別法に規定する国の関与等の移譲後の措置については、別紙を基本とする。

(23) 戦没者等の妻に対する特別給付金支給法（昭38法61）

戦没者等の妻に対する特別給付金の特別買上償還に関する証明書の発行については、都道府県に移譲する。

事務の区分、個別法に規定する国の関与等の移譲後の措置については、別紙を基本とする。

(24) 戦傷病者特別援護法（昭 38 法 168）

以下に掲げる事務・権限については、都道府県に移譲する。

事務の区分、個別法に規定する国の関与等の移譲後の措置については、別紙を基本とする。

- ・ 指定医療機関の指定（12 条）
- ・ 指定医療機関が療養を行うについての指導（13 条 2 項）
- ・ 指定医療機関に対する報告要求、立入検査、診療報酬の支払いの一時差止め（16 条 1 項及び 2 項）
- ・ 指定医療機関以外の医療機関に対する報告要求等（17 条 3 項）

(25) 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法（昭 40 法 100）

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金の特別買上償還に関する証明書の発行については、都道府県に移譲する。

事務の区分、個別法に規定する国の関与等の移譲後の措置については、別紙を基本とする。

(26) 理学療法士及び作業療法士法（昭 40 法 137）

以下に掲げる事務・権限については、都道府県に移譲する。

事務の区分、個別法に規定する国の関与等の移譲後の措置については、別紙を基本とする。

- ・ 理学療法士及び作業療法士に係る養成施設の指定（11 条 1 号及び 2 号並びに 12 条 1 号及び 2 号、施行令 9 条及び 10 条）
- ・ 理学療法士及び作業療法士に係る養成施設に関する変更の承認及び届出（施行令 11 条）
- ・ 理学療法士及び作業療法士に係る養成施設からの報告（施行令 12 条）
- ・ 理学療法士及び作業療法士に係る養成施設に対する報告徴収及び指示（施行令 13 条）
- ・ 理学療法士及び作業療法士に係る養成施設の指定の取消し（施行令 14 条及び 15 条）

(27) 母子保健法（昭 40 法 141）

以下に掲げる事務・権限については、都道府県、指定都市及び中核市に移譲する。

事務の区分、個別法に規定する国の関与等の移譲後の措置については、別紙を基本とする。

- ・国の開設した病院若しくは診療所又は薬局（以下「病院等」という。）に対する指定養育医療機関の指定（20 条 5 項）
- ・国の開設した病院等である指定養育医療機関の指定の取消し（20 条 7 項において準用する児童福祉法 20 条 8 項）
- ・国の開設した病院等である指定養育医療機関に対する報告の請求、検査及び診療報酬の支払いの一時差止め（20 条 7 項において準用する児童福祉法 21 条の 4）（大臣権限の廃止）

(28) 戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法（昭 41 法 109）

戦傷病者等の妻に対する特別給付金の特別買上償還に関する証明書の発行については、都道府県に移譲する。

事務の区分、個別法に規定する国の関与等の移譲後の措置については、別紙を基本とする。

(29) 製菓衛生師法（昭 41 法 115）

以下に掲げる事務・権限については、都道府県に移譲する。

事務の区分、個別法に規定する国の関与等の移譲後の措置については、別紙を基本とする。

- ・製菓衛生師に係る養成施設の指定（5 条 1 号、施行令 19 条）
- ・製菓衛生師に係る養成施設の指定内容の変更の承認及び届出（施行令 21 条）
- ・製菓衛生師に係る養成施設に対する報告徴収及び指示（施行令 22 条）
- ・製菓衛生師に係る養成施設の指定の取消し（施行令 23 条及び 24 条）

(30) 戦没者の父母等に対する特別給付金支給法（昭 42 法 57）

戦没者の父母等に対する特別給付金の特別買上償還に関する証明書の発行については、都道府県に移譲する。

事務の区分、個別法に規定する国の関与等の移譲後の措置については、別紙を基本とする。

(31) 柔道整復師法（昭 45 法 19）

以下に掲げる事務・権限については、都道府県に移譲する。

事務の区分、個別法に規定する国の関与等の移譲後の措置については、別紙を基本とする。

- ・柔道整復師に係る養成施設の指定（12 条 1 項、施行令 2 条及び 3 条）
- ・柔道整復師に係る養成施設に関する変更の承認及び届出（施行令 4 条）
- ・柔道整復師に係る養成施設からの報告（施行令 5 条）
- ・柔道整復師に係る養成施設に対する報告徴収及び指示（施行令 6 条）
- ・柔道整復師に係る養成施設の指定の取消し（施行令 7 条及び 8 条）

(32) 視能訓練士法（昭 46 法 64）

以下に掲げる事務・権限については、都道府県に移譲する。

事務の区分、個別法に規定する国の関与等の移譲後の措置については、別紙を基本とする。

- ・視能訓練士に係る養成所の指定（14 条 1 号及び 2 号、施行令 10 条及び 11 条）
- ・視能訓練士に係る養成所に関する変更の承認及び届出（施行令 12 条）
- ・視能訓練士に係る養成所からの報告（施行令 13 条）
- ・視能訓練士に係る養成所に対する報告徴収及び指示（施行令 14 条）
- ・視能訓練士に係る養成所の指定の取消し（施行令 15 条及び 16 条）

(33) 雇用保険法（昭 49 法 116）

雇用保険の適用、認定、給付等については、国と地方公共団体が一体的実施を行う施設における雇用保険関係業務の実施について、地方公共団体の希望を踏まえ、利用者から十分なニーズが見込める場合には、積極的に取り組む。

(34) 社会福祉士及び介護福祉士法（昭 62 法 30）

以下に掲げる事務・権限については、都道府県に移譲する。

事務の区分、個別法に規定する国の関与等の移譲後の措置については、別紙を基本とする。

- ・社会福祉士に係る短期養成施設の指定（7条2号、施行令3条）
- ・社会福祉士に係る一般養成施設の指定（7条3号、施行令3条）
- ・介護福祉士に係る養成施設の指定（39条1号から3号、施行令3条）
- ・介護福祉士に係る養成施設の指定（介護福祉士実務者研修施設）（平成27年4月1日から施行される40条2項2号、施行令3条）
- ・社会福祉士及び介護福祉士に係る指定養成施設の変更承認及び届出（施行令4条1項及び2項）
- ・社会福祉士及び介護福祉士に係る指定養成施設設置者による報告（施行令5条）
- ・社会福祉士及び介護福祉士に係る指定養成施設設置者又は長に対する報告徴収（施行令6条1項）
- ・社会福祉士及び介護福祉士に係る指定養成施設設置者又は長に対する指示（施行令6条2項）
- ・社会福祉士及び介護福祉士に係る養成施設の指定の取消し（施行令7条及び8条）

(35) 臨床工学技士法（昭62法60）

臨床工学技士に係る養成所の指定（14条1号から3号）については、都道府県に移譲する。

事務の区分、個別法に規定する国の関与等の移譲後の措置については、別紙を基本とする。

(36) 義肢装具士法（昭62法61）

義肢装具士に係る養成所の指定（14条1号から3号）については、都道府県に移譲する。

事務の区分、個別法に規定する国の関与等の移譲後の措置については、別紙を基本とする。

(37) 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平2法70）

(i) 以下に掲げる事務・権限については、都道府県に移譲する。

事務の区分、個別法に規定する国の関与等の移譲後の措置については、別紙を基本とする。

- ・食鳥処理衛生管理者に係る養成施設の登録（12条5項3号、施行令1条及び2条）
 - ・食鳥処理衛生管理者に係る養成施設の登録の変更の届出（施行令3条）
 - ・食鳥処理衛生管理者に係る養成施設の報告徴収（施行令4条）
 - ・食鳥処理衛生管理者に係る養成施設の登録の取消し（施行令5条及び6条）
 - ・食鳥処理衛生管理者に係る養成施設に係る公示（施行令7条）
 - ・食鳥処理衛生管理者に係る講習会の登録（12条5項4号、施行令8条）
 - ・食鳥処理衛生管理者に係る講習会の実施計画の届出（施行令11条3項）
 - ・食鳥処理衛生管理者に係る講習会の登録の変更の届出（施行令12条）
 - ・食鳥処理衛生管理者に係る講習会の業務の休廃止の届出（施行令13条）
 - ・食鳥処理衛生管理者に係る講習会の実施者に対する適合命令（施行令15条）
 - ・食鳥処理衛生管理者に係る講習会の実施者に対する改善命令（施行令16条）
 - ・食鳥処理衛生管理者に係る講習会の登録の取消し等（施行令17条）
 - ・食鳥処理衛生管理者に係る講習会の実施者に対する報告徴収（施行令19条）
 - ・食鳥処理衛生管理者に係る講習会の実施者に対する立入検査（施行令20条）
 - ・食鳥処理衛生管理者に係る講習会に関する公示（施行令21条）
- (ii) 指定検査機関の指定及び監督については、都道府県、保健所設置市及び特別区への移譲について検討を進める。

(38) 救急救命士法（平3法36）

救急救命士に係る養成所の指定（34条1号、2号及び4号）については、都道府県に移譲する。

事務の区分、個別法に規定する国の関与等の移譲後の措置については、別紙を基本とする。

(39) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平6法117）

指定医療機関の指定及び指定の取消し（12条1項及び3項）については、都道府県に移譲する。

事務の区分、個別法に規定する国の関与等の移譲後の措置については、別紙を基本とする。

(40) 介護保険法（平9法123）

以下に掲げる事務・権限（地方厚生局の所管に係る事務・権限に限る。）については、都道府県に移譲する。

事務の区分、個別法に規定する国の関与等の移譲後の措置については、別紙を基本とする。

- ・介護サービス事業者（介護サービス事業所が二以上の都道府県の区域にわたる事業者であって、地方厚生局の所管に係るものに限る。）に対する業務管理体制の整備に関する報告命令、質問及び立入検査（115条の33第1項）
- ・介護サービス事業者（介護サービス事業所が二以上の都道府県の区域にわたる事業者であって、地方厚生局の所管に係るものに限る。）に対する業務管理体制の整備に関する指定等権者からの実施要請に基づく報告命令等の結果通知（115条の33第4項）
- ・介護サービス事業者（介護サービス事業所が二以上の都道府県の区域にわたる事業者であって、地方厚生局の所管に係るものに限る。）に対する業務管理体制の整備に関する勧告、公表、命令・公示及び通知（115条の34第1項から5項）
- ・介護サービス事業者等に対する帳簿書類等の提示命令等（24条1項）
- ・被保険者等に対する介護給付等対象サービスの内容に関する報告及び質問（24条2項）
- ・市町村（指定都市及び中核市を除く。）に対する事業の実施状況に関する報告徴収（197条1項）
- ・市町村（指定都市及び中核市を除く。）に対する事業者及び施設の事務に関する報告徴収、助言及び勧告（197条2項）

(41) 精神保健福祉士法（平9法131）

以下に掲げる事務・権限については、都道府県に移譲する。

事務の区分、個別法に規定する国の関与等の移譲後の措置については、別紙を基本とする。

- ・精神保健福祉士短期養成施設の指定（7条2号）

- ・精神保健福祉士一般養成施設の指定（7条3号）

(42) 言語聴覚士法（平9法132）

言語聴覚士に係る養成所の指定（33条1号から3号及び5号）については、都道府県に移譲する。

事務の区分、個別法に規定する国の関与等の移譲後の措置については、別紙を基本とする。

(43) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平10法114）

医療に要する費用の負担を適正なものとする観点からの特定感染症指定医療機関に対する報告の請求及び検査については、都道府県が主体的に行う方向で運用する。

(44) 個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律（平13法112）

個別労働関係紛争の迅速かつ適正な解決のため、国と都道府県等との合同相談会や合同研修会を開催する等の労働相談・紛争解決関係機関間の連携を促進する。

(45) 健康増進法（平14法103）

誇大表示の禁止に係る勧告及び命令については、都道府県、保健所設置市及び特別区への移譲について検討を進める。

以上の事項のうち、二以上の地方公共団体の区域にわたって活動する主体に対する監督等の事務・権限については、必要に応じ、関係する地方公共団体が連携する仕組みを整備するなどの措置を講ずる。

【農林水産省】

(1) 土地改良法（昭24法195）

土地改良法に基づく国営土地改良事業により造成された施設のうち、基幹的役割の比較的小さい農業水利施設に関する維持・管理・更新（財産権・水利権等を含む。）に係る事務については、都道府県から移譲の発意があった場合、

土地改良長期計画、東日本大震災の復旧・復興における国の役割、地方からの意見等を踏まえ、国、都道府県、施設管理者を含めた三者協議を行い、協議が整ったものについて、必要に応じて財源措置の在り方等について検討を行った上で移譲する。

(2) 農産物検査法 (昭 26 法 144)

以下に掲げる事務・権限（一の都道府県の区域内のみにある登録検査機関に関する事務・権限に限る。）については、都道府県に移譲する。

事務の区分、個別法に規定する国の関与等の移譲後の措置については、別紙を基本とする。

- ・不正な手段による農産物検査の受検者に対する処置 (16 条)
- ・登録検査機関の登録 (17 条 1 項から 9 項)
- ・登録検査機関の登録の更新 (18 条 1 項から 4 項)
- ・登録検査機関の変更登録 (19 条 1 項から 3 項)
- ・登録検査機関からの検査結果報告 (20 条 3 項)
- ・登録検査機関からの業務規程の届出及び変更命令 (21 条 1 項及び 2 項)
- ・登録検査機関に対する適合命令 (22 条)
- ・登録検査機関に対する改善命令 (23 条)
- ・登録検査機関に対する登録の取消し、業務停止命令 (24 条 1 項から 4 項)
- ・農産物の生産者、輸入業者、売買取引業者等、倉庫業者及び登録検査機関に対する報告の徴収 (30 条 1 項及び 2 項)
- ・農産物の生産者、輸入業者、売買取引業者等、倉庫業者及び登録検査機関に対する調査 (31 条 1 項及び 2 項)
- ・聴聞の特例 (32 条 1 項から 3 項)
- ・申出があったときの調査及び措置 (33 条 1 項及び 2 項)

(3) 農地法 (昭 27 法 229) 及び農業振興地域の整備に関する法律 (昭 44 法 58)

(i) 農地転用に係る事務・権限等については、以下の方向で検討等を行う。

- ・農地転用に係る事務・権限については、地方の意見も踏まえつつ、農地法等の一部を改正する法律 (平 21 法 57) 附則第 19 条第 4 項に基づき、同法施行後 5 年 (平成 26 年) を目途として、地方分権の観点及び農地の確保の観点から、農地の確保のための施策の在り方等とともに、農地転用事務

の実施主体や国の関与等の在り方について検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

- ・農地転用許可に係る事務が迅速かつ円滑に執行されるよう、農地転用制度及び農業振興地域制度に係る課題について意見交換を行うため、国と地方公共団体が各地方で定期的に協議する場を設ける。

(ii) 農地転用の許可、農用地区域からの除外等について、以下のとおり、その要件の緩和又は明確化を行う。

① 農業の六次産業化の推進

- ・農家レストランについて、第 185 回国会において成立した「国家戦略特別区域法」(平 25 法 107) に基づく国家戦略特別区域において、農用地区域内に設置することができるよう要件緩和を行う。その上で、効果を検証し、全国に適用することも検討する。
- ・農用地区域内における農業者が設置する農畜産物加工施設及び販売施設について、地域で生産する農畜産物を使用することが可能となるよう要件緩和を行う。

② 再生可能エネルギーの利活用の促進

- ・第 185 回国会において成立した「農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律」(平 25 法 81) に基づき、市町村が基本計画の中で再生可能エネルギー発電設備整備区域を設定し、荒廃農地等を適切に同区域に設定した場合、原則転用できない第 1 種農地についても、再生可能エネルギー発電設備の設置を可能とする。
- ・農用地区域内に設置が認められる農業用施設に含まれる稲藁等のバイオマス施設を明確化する。

③ 集落の維持等農業・農村の活性化

- ・農地転用の不許可の例外とされる住宅や居住者の日常生活上又は業務上必要な施設として認められる要件である「集落接続」の判断について、当該集落の実情を踏まえた判断が可能であることを明確化する。
- ・農地転用の不許可の例外とされる一般国道等の沿道に設置される休憩所等に含まれるコンビニエンスストア及びその駐車場について明確化する。

- ・農業用施設の利用者のための駐車場等について、農業用施設に含まれることを明確化する。
- ・家畜等の管理のために畜舎等の近くに農家住宅を建てようとする場合、これを地域の農業の振興を図るための市町村の計画に位置付けて、農用地区域から除外し設置することが可能であることを明確化する。

(4) 食の安全、食育の推進等に関する事務

消費・安全対策交付金を活用して、食の安全及び消費者の信頼の確保に向けた情報提供及び消費者との意見交換や消費者相談並びに食育の推進に関する事務を都道府県等が実施する場合については、これまでも地域の創意工夫を活かす等の観点から、運用の弾力化を図ってきたところであり、引き続き、政策目標の達成に向け、地方の意見も踏まえつつ、対応する。

(5) 園芸農産物、畜産物等の生産等に関する事務

都道府県等が園芸農産物、穀類、地域特産作物、畜産物、飲食料品、飼料、油脂等の生産、流通及び消費の増進等に関する事務を実施するための助成措置については、これまでも地域の創意工夫を活かす等の観点から、運用の弾力化を図ってきたところであり、引き続き、政策目標の達成や事業の効果的執行に向け、地方の意見も踏まえて工夫を行う。

【経済産業省】

(1) 商工会議所法（昭 28 法 143）

定款変更の認可（46条2項。ただし、25条1号（目的）、2号（名称）及び4号（地区）の事項に係るものを除く。）については、届出制に変更した上で、都道府県及び指定都市に移譲する。

事務の区分、個別法に規定する国の関与等の移譲後の措置については、別紙を基本とする。

(2) 下請代金支払遅延等防止法（昭 31 法 120）

下請事業者の利益保護に資するため、地方公共団体の相談対応に資する情報提供を行うとともに、地方公共団体が法違反の疑いのある事案を把握した場合、

国に速やかに通報することを要請するなど、国と地方公共団体の連携強化を図る。

(3) 中小企業団体の組織に関する法律（昭 32 法 185）

以下に掲げる事務・権限（一の都道府県の区域を超えない協業組合等であつて経済産業局の所管に係るものに関する事務・権限に限る。）については、都道府県に移譲する。

事務の区分、個別法に規定する国の関与等の移譲後の措置については、別紙を基本とする。

- ・協業組合の事業転換の認可（5条の7第2項）
- ・協業組合の設立の認可（5条の17第1項）
- ・公正取引委員会の請求（5条の22）
- ・協業組合の役員の変更届出、組合員による臨時総会の招集の承認、定款の変更の認可、余裕金運用の制限の緩和の認可（5条の23第3項）
- ・協業組合の解散の届出、合併の認可（5条の23第4項）
- ・協業組合の解散登記の嘱託（5条の23第5項）
- ・協業組合の不服の申出に対する措置、請求に基づく会計状況の検査、決算書類の提出、法令違反に対する処分（5条の23第6項）
- ・商工組合の地区を特別の地区とする旨の承認（9条）
- ・商工組合の組合員以外の者の事業の利用の特例の認可（17条の2第1項）
- ・商工組合連合会の組合員以外の者の事業の利用の特別認可（33条）
- ・商工組合及び商工組合連合会の設立の認可（42条1項）
- ・商工組合及び商工組合連合会の役員の変更届出、組合員・会員による臨時総会の招集の承認、定款の変更の認可、余裕金運用の制限の緩和の許可（47条2項）
- ・商工組合及び商工組合連合会の解散の届出、合併の認可（47条3項）
- ・商工組合及び商工組合連合会の解散登記の嘱託（54条）
- ・主務大臣の命令（67条）
- ・商工組合等に対する解散命令（69条1項から3項）
- ・商工組合等の解散命令の官報掲載（69条4項）
- ・商工組合等の不服の申出に対する措置、請求に基づく会計状況の検査、決算関係書類の提出（71条）

- ・商工組合等からの報告の徴収（92条）
- ・商工組合等に対する立入検査（93条）
- ・協業組合への組織変更認可（95条4項）
- ・事業協同組合への組織変更の届出（96条8項）
- ・商工組合への組織変更認可（97条2項）
- ・株式会社への組織変更の届出（100条の11）

（4）中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平11法18）

中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律に基づく課税の特例に係る特定新規中小企業者の確認事務については、都道府県に移譲する方向で検討を進める。

（5）中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律（平18法33）

我が国製造業の国際競争力の強化や新事業の創出に資するため、都道府県と連携し地域ニーズに対応した、ものづくり支援の在り方について検討する。

（6）中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（平20法33）

中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律に基づく支援措置に係る認定事務については、都道府県に移譲する方向で検討を進める。

（7）商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律（平21法80）

商店街の活性化を図るため、地域コミュニティの形成に向け、市町村との連携強化を検討する。

（8）産業競争力強化法（平25法98）

産業競争力強化法第126条の規定に基づき定められる中小企業の事業の再生の支援に関する指針において、国及び地方公共団体の役割を明確化するとともに、相互に連携して取り組む。

【国土交通省】

(1) 中小企業等協同組合法（昭24法181）

以下に掲げる事務・権限（一の都道府県の区域を超えない事業協同組合等であつて地方運輸局の所管に係るものに関する事務・権限に限る。）については、都道府県に移譲する。

事務の区分、個別法に規定する国の関与等の移譲後の措置については、別紙を基本とする。

- ・ 特定共済組合が他の事業を行う場合の承認（9条の2第7項）
- ・ 事業協同組合の組合員と取引関係にある事業者との団体協約締結に係る協議のあっせん又は調停（9条の2の2）
- ・ 事業協同組合及び事業協同小組合の組合員以外の事業の利用の認可（9条の2の3）
- ・ 事業協同組合及び事業協同小組合の共済規程の認可（9条の6の2第1項）
- ・ 事業協同組合及び事業協同小組合の共済規程の変更又は廃止の認可（9条の6の2第4項）
- ・ 共済事業を行う事業協同組合又は事業協同小組合の共済代理店に対する立入検査等（9条の7の5第1項において準用する保険業法（平7法105）305条）
- ・ 共済事業を行う事業協同組合又は事業協同小組合の共済代理店に対する業務改善命令（9条の7の5第1項において準用する保険業法（平7法105）306条）
- ・ 共済事業を行う事業協同組合又は事業協同小組合の共済代理店に対する登録の取消し等（9条の7の5第1項において準用する保険業法（平7法105）307条1項3号）
- ・ 特定共済組合連合会が他の事業を行う場合の承認（9条の9第4項）
- ・ 協同組合連合会の会員と取引関係にある事業者との団体協約締結に係る協議のあっせん又は調停（9条の9第5項において準用する9条の2の2）
- ・ 協同組合連合会の組合員以外の事業の利用の特例（9条の9第5項において準用する9条の2の3）
- ・ 協同組合連合会の共済規程の認可（9条の9第5項において準用する9条の6の2第1項）

- ・協同組合連合会の共済規程の変更又は廃止の認可（9条の9第5項において準用する9条の6の2第4項）
- ・協同組合連合会の共済代理店に対する立入検査等（9条の9第5項において準用する保険業法（平7法105）305条）
- ・協同組合連合会の共済代理店に対する業務改善命令（9条の9第5項において準用する保険業法（平7法105）306条）
- ・協同組合連合会の共済代理店に対する登録の取消し（9条の9第5項において準用する保険業法（平7法105）307条1項3号）
- ・中小企業等協同組合の設立の認可（27条の2第1項）
- ・中小企業等協同組合の役員の変更の届出（35条の2）
- ・中小企業等協同組合の組合員による臨時総会の招集の承認（48条）
- ・中小企業等協同組合の定款の変更の認可（51条2項）
- ・一部の中小企業等協同組合の余裕金運用の制限の緩和の認可（57条の5）
- ・特定共済組合及び特定共済組合連合会の経営の健全性を判断するための基準の策定（58条の4）
- ・共済事業を行う中小企業等協同組合の共済計理人の意見書の写しの提出（58条の7第2項）
- ・共済事業を行う中小企業等協同組合の共済計理人に対する意見書の写しについての説明要請等（58条の7第3項）
- ・共済事業を行う中小企業等協同組合の共済計理人の解任の命令（58条の8）
- ・中小企業等協同組合の解散の届出（62条2項）
- ・責任共済等の事業を行う組合の解散の認可（62条4項）
- ・中小企業等協同組合の合併の認可（66条1項）
- ・中小企業等協同組合に解散を命じた際の登記の嘱託（96条5項）
- ・中小企業等協同組合の不服の申出に対する措置（104条）
- ・中小企業等協同組合への請求に基づく業務又は会計の状況の検査（105条）
- ・一部の中小企業等協同組合の決算関係書類の提出（105条の2第1項及び2項）
- ・中小企業等協同組合の報告の徴収（105条の3第1項から4項）
- ・中小企業等協同組合の立入検査等（105条の4第1項から4項）
- ・中小企業等協同組合の法令等の違反に対する措置（106条1項から3項）

- ・ 共済事業を行う中小企業等協同組合の共済事業に係る監督上の措置（106条の2（3項を除く。））
- ・ 共済事業を行う中小企業等協同組合の届出（106条の3）

（2）土地改良法（昭24法195）

土地改良法に基づく国営土地改良事業により造成された施設のうち、基幹的役割の比較的小さい農業水利施設に関する維持・管理・更新（財産権・水利権等を含む。）に係る事務については、都道府県から移譲の発意があった場合、土地改良長期計画、東日本大震災の復旧・復興における国の役割、地方からの意見等を踏まえ、国、都道府県、施設管理者を含めた三者協議を行い、協議が整ったものについて、必要に応じて財源措置の在り方等について検討を行った上で移譲する。

（3）道路運送法（昭26法183）

- （i）以下に掲げる事務・権限については、希望する市町村への移譲を基本とし、事務・権限の移譲を希望しない市町村の区域については、希望する都道府県にも移譲する。

事務の区分、個別法に規定する国の関与等の移譲後の措置については別紙を基本とする。

- ・ 自家用有償旅客運送に係る登録（79条）
- ・ 自家用有償旅客運送に係る登録の実施（79条の3）
- ・ 自家用有償旅客運送に係る登録の拒否（79条の4）
- ・ 自家用有償旅客運送に係る有効期間の更新の登録（79条の6）
- ・ 自家用有償旅客運送に係る変更登録（79条の7第1項）
- ・ 自家用有償旅客運送に係る変更登録の実施（79条の7第2項）
- ・ 自家用有償旅客運送に係る軽微な事項の変更の届出（79条の7第3項）
- ・ 自家用有償旅客運送に係る届出内容の登録簿への登録（79条の7第4項）
- ・ 自家用有償旅客運送に係る是正措置命令（79条の9第2項）
- ・ 自家用有償旅客運送に係る事故の報告の届出（79条の10）
- ・ 自家用有償旅客運送に係る業務の廃止の届出（79条の11）
- ・ 自家用有償旅客運送に係る業務の停止命令及び登録の取消し（79条の12）

- ・自家用有償旅客運送に係る有効期間の満了、業務の廃止届出又は登録の取消しによる登録の抹消（79条の13）
- ・自家用有償旅客運送に係る聴聞の特例（90条）
- ・自家用有償旅客運送に係る報告、検査及び調査（94条1項、3項及び5項）
また、法人格のある団体に限定されている実施主体の弾力化を図る、地域住民等に限定されている旅客の範囲の拡大を図るなど、意欲ある地方公共団体が地域の実情に応じた自家用有償旅客運送を実現することができるよう、所要の措置を講ずる。

（ii）以下に掲げる事務・権限については、都道府県に移譲する。

事務の区分、個別法に規定する国の関与等の移譲後の措置については別紙を基本とする。

- ・自動車道事業（一の都道府県の区域内のみにあるものに限る。以下同じ。）に係る工事施行の認可申請期間の伸長（50条3項）
- ・自動車道事業に係る工事方法の変更の認可の一部（54条1項）
- ・自動車道事業に係る軽微な工事方法の変更に係る届出（54条3項）
- ・自動車道事業に係る工事の完成の期間の伸長（56条2項において準用する50条3項）
- ・自動車道事業に係る供用約款の設定又は変更の認可（62条1項）
- ・自動車道事業に係る軽微な事業計画の変更に係る届出（66条3項）
- ・自動車道事業に係る構造又は設備の変更の認可の一部（67条において準用する54条1項）
- ・自動車道事業に係る軽微な構造又は設備の変更に係る届出（67条において準用する54条3項）
- ・自動車道事業に係る事業改善の命令（70条）
- ・自動車道事業に係る事業の休止の許可（70条の3第1項）
- ・自動車道事業に係る公衆の利便を阻害する行為等の停止又は変更命令（72条において準用する30条4項）
- ・自動車道事業に係る報告、検査及び調査（94条1項、3項及び5項）

（4）中小企業団体の組織に関する法律（昭22法185）

以下に掲げる事務・権限（一の都道府県の区域を超えない協業組合等であつて地方運輸局の所管に係るものに関する事務・権限に限る。）については、都道府県に移譲する。

事務の区分、個別法に規定する国の関与等の移譲後の措置については、別紙を基本とする。

- ・協業組合の事業転換の認可（5条の7第2項）
- ・協業組合の設立の認可（5条の17第1項）
- ・公正取引委員会の請求（5条の22）
- ・協業組合の役員の変更届出、組合員による臨時総会の招集の承認、定款の変更の認可、余裕金運用の制限の緩和の認可（5条の23第3項）
- ・協業組合の解散の届出、合併の認可（5条の23第4項）
- ・協業組合の解散登記の嘱託（5条の23第5項）
- ・協業組合の不服の申出に対する措置、請求に基づく会計状況の検査、決算書類の提出、法令違反に対する処分（5条の23第6項）
- ・商工組合の地区を特別の地区とする旨の承認（9条）
- ・商工組合の組合員以外の者の事業の利用の特例の認可（17条の2第1項）
- ・商工組合連合会の組合員以外の者の事業の利用の特別認可（33条）
- ・商工組合及び商工組合連合会の設立の認可（42条1項）
- ・商工組合及び商工組合連合会の役員の変更届出、組合員・会員による臨時総会の招集の承認、定款の変更の認可、余裕金運用の制限の緩和の許可（47条2項）
- ・商工組合及び商工組合連合会の解散の届出、合併の認可（47条3項）
- ・商工組合及び商工組合連合会の解散登記の嘱託（54条）
- ・主務大臣の命令（67条）
- ・商工組合等に対する解散命令（69条1項から3項）
- ・商工組合等の解散命令の官報掲載（69条4項）
- ・商工組合等の不服の申出に対する措置、請求に基づく会計状況の検査、決算関係書類の提出（71条）
- ・商工組合等からの報告の徴収（92条）
- ・商工組合等に対する立入検査（93条）
- ・協業組合への組織変更認可（95条4項）
- ・事業協同組合への組織変更の届出（96条8項）

- ・商工組合への組織変更認可（97条2項）
- ・株式会社への組織変更の届出（100条の11）

（5）自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平13法57）

以下に掲げる事務・権限については、都道府県に移譲する。

事務の区分、個別法に規定する国の関与等の移譲後の措置については、別紙を基本とする。

- ・都道府県公安委員会による認定又は認定の拒否に係る事前の協議・同意（5条4項）
- ・都道府県公安委員会による認定の取消しに係る事前の協議・同意（7条2項）
- ・都道府県公安委員会からの変更の届出の通知（8条2項）
- ・都道府県公安委員会からの認定証の返納の通知（9条3項）
- ・自動車運転代行業者による自動車運転代行業約款の届出（13条3項）
- ・自動車運転代行業を営む者に対する報告徴収及び立入検査（21条2項）
- ・都道府県公安委員会による自動車運転代行業者等に対する指示に係る通知（22条1項）
- ・自動車運転代行業者に対する指示及び都道府県公安委員会に対する通知（22条2項）
- ・都道府県公安委員会による営業の停止命令に係る要請、事前の協議・同意（23条2項及び3項）
- ・都道府県公安委員会による営業の廃止命令に係る事前の協議・同意（24条2項）

（6）地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平19法59）、道路運送法（昭26法183）、自動車運送事業に対する助成（地域公共交通確保維持改善事業）

地方公共団体が、まちづくりや地域戦略との一体性の確保、地域全体を見渡した総合性の確保などの方向性を踏まえて、地域公共交通ネットワークに係る計画を策定できることとするなど、地方公共団体が先頭に立って持続可能な公共交通ネットワークを実現するための実効性ある枠組みを整備する。

（7）直轄道路及び直轄河川に係る整備等に関する計画、工事及び管理の実施等

直轄道路・河川の事務・権限の移譲等については、以下のとおり、現段階での基本的な考え方を取りまとめたところであり、具体の財源措置等に係る内容については、今後の直轄道路・河川の権限移譲に係る国と地方との個別協議の結果等を踏まえ、適宜見直しを行うこととする。

(i) 基本的な考え方

- ・住民に身近な地方公共団体において、地域の実情を反映した効果的な管理・活用等を図る観点から、直轄道路・河川の権限移譲を推進する。
- ・当該権限については、国と地方公共団体が協議を行い、協議が整ったものについて移譲を進める。

その際には、関係する市町村の意見を十分に聴取し、反映するよう調整する。

(ii) 移譲の対象範囲

- ・移譲の対象範囲は、「地方分権改革推進要綱（第1次）」（平成20年6月20日地方分権改革推進本部決定）に基づき、地方分権改革推進委員会第1次勧告（平成20年5月28日）の方向に沿ったものとする。

なお、具体的な移譲の対象については、国土交通省において、都道府県知事、市町村長の意向も改めて確認の上、個別の道路・河川の移譲に関する協議・調整を経て決まっていくものである。その際には、東日本大震災等の大規模災害の発生、社会資本の老朽化問題の顕在化等の社会資本を巡る状況変化も踏まえ、国民生活・経済を支える基幹的な社会資本の整備・維持管理は国の基本的な責務であるとの認識に立って、引き続き国が管理する必要がある道路・河川については移譲の対象とはしないものとする。

(iii) 移譲後の位置付け

- ・道路については、原則として、指定区間外国道として移譲し、河川については、当該河川の区間の一部を移譲する場合は一級河川の指定区間として、当該河川の全区間を移譲する場合は二級河川として移譲するものとする。この場合、国が行うべき事業を完了した上で移譲することを基本とする。

また、移譲後は、地方公共団体が、地域の実情を十分に踏まえ必要な整備・維持管理の水準を確保する。

- ・バイパスの現道区間については、上記にかかわらず、現行の直轄基準に照らして、その基準に該当しなくなるものは、地方公共団体との協議を経て、地方道又は指定区間外国道に位置付けを変えて移譲する。

(iv) 財源措置

移譲に伴う財源措置については、以下の内容を基本として、今後、内閣府が主導して政府内で引き続き検討を進めることとし、個別協議の結果等も踏まえ、各措置を講ずる必要性が確認された場合に、その実現を図ることとする。

国・地方全体としての行政の効率化を念頭に置きつつ、基本的には、国と地方の財政中立の考え方に立って、以下のとおりとする。

①バイパスの現道区間以外の建設費については、個別の箇所に対応した直轄事業における国負担率（3分の2等）並みの交付金の措置を講ずる。

ただし、移譲時点で事業化されている事業を対象とする。

②維持管理費については、次のとおり財政措置を講ずる。

・個別の箇所に係る所要額を適切に積み上げた総額を、基準財政需要額に反映し、事業費に応じた交付税措置を講ずる。

ただし、地方公共団体が移譲された道路・河川を維持管理するに当たっては、地方の創意工夫等により、一層の効率化に努める。

・バイパスの現道区間については、従来、地方に移譲するに当たって、必要に応じ適切な補修等を行った上で移譲してきており、移譲後の財源措置は、通常の地方財政措置が講じられてきているところであり、今回も従前と同様の取扱いとする。

なお、関係地方公共団体との協議・調整が整ったものから順次移譲することとする。

③上記の建設費及び維持管理費について、個別の箇所に係る所要額を適切に積み上げた総額を、地方財政計画の歳出に計上し、維持管理費に係る地方負担相当額について、適切に対応する。

④建設費及び維持管理費に係る人件費及び事務費については、所要額の総額を適切に積み上げた上で、当該額に応じた地方財政措置を講ずる。

⑤上記①から④の財源措置については、時限的な措置とし、平成 27 年度から一定期間が経過した年度までの間に移譲された一般国道及び一級河川について適用する。

(v) その他

・道路・河川の権限移譲に伴って必要となる人員等の確保の方策については、事業執行が円滑に行われるよう、今後、内閣府が主導して政府内で検討を

進めることとし、個別協議の結果等も踏まえ、具体的な方策の必要性が確認された場合に、その実現を図ることとする。

- ・大規模な災害については、これまでも国による支援の充実が図られてきており、今後とも国・地方が協力して適切に対応する。
- ・東日本大震災等の大規模災害の発生、社会資本の老朽化問題の顕在化等の社会資本を巡る状況変化等を踏まえ、直轄事業の対象について、地方管理道路・河川の直轄編入を含め、必要な見直しを行う。

【環境省】

(1) 土壌汚染対策法（平 14 法 53）

以下に掲げる事務・権限については、都道府県に移譲する。

事務の区分、個別法に規定する国の関与等の移譲後の措置については、別紙を基本とする。

- ・指定調査機関（一の都道府県の区域内のみで調査業務を行うものに限る。以下同じ。）の指定（3条1項）
- ・指定調査機関の変更届出（35条）
- ・指定調査機関に対する業務執行又は業務改善命令（36条3項）
- ・指定調査機関の業務規程の届出又は業務規程変更の届出（37条1項）
- ・指定調査機関に対する適合命令（39条）
- ・指定調査機関の業務廃止届出（40条）
- ・指定調査機関の指定の取消し（42条）
- ・指定調査機関の指定等の公示（43条）
- ・指定調査機関に対する報告徴収及び立入検査（54条5項）

(2) 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平 17 法 51）（経済産業省及び国土交通省と共管）

特定特殊自動車の使用者に対する技術基準適合命令、指導・助言、報告徴収及び立入検査については、都道府県への移譲について検討を進める。

(3) 石綿による健康被害の救済に関する法律（平 18 法 4）

石綿による健康被害の救済に関する法律に基づく認定申請の受付及び經由

を行う者として指定を希望する地方公共団体については、積極的に指定する。

3 都道府県から指定都市への事務・権限の移譲等に関する見直し

【内閣府】

(1) 災害対策基本法（昭 36 法 223）（総務省と共管）

指定都市を始めとする市が、都道府県内市町村への応急救助や応援を行う等により都道府県規模の防災対策において主導的・重要な役割を果たすこととしている場合は、都道府県防災会議の委員（15 条 5 項）にこれらの市の長を位置付けることが有効と考えられることを、各都道府県に通知する。

【外務省】

(1) 旅券法（昭 26 法 267）

一般旅券発給の申請の受理及び交付等に関する事務については、これまで条例による事務処理特例制度を活用した指定都市を始めとする市町村（以下、指定都市等という。）への権限移譲が行われてきたことを踏まえ、適正な事務処理が行われることを担保しつつ、都道府県が指定都市等への移譲を引き続き積極的に進めていくことができるよう、その活用について周知及び情報提供を行う。

また、次世代の旅券発給の在り方に係る今後の検討において、現在の旅券発給体制における国と地方公共団体の役割分担の見直しを含め更に議論を行う中で、指定都市等の事務の在り方についても検討を行う。

【文部科学省】

(1) 学校教育法（昭 22 法 26）

以下に掲げる事務・権限については、指定都市に移譲する。なお、市町村の設置する高等学校及び中等教育学校の設置廃止等の認可については、例えば指定都市と都道府県が協議することとする等、指定都市と都道府県の間での情報

の共有を図るための工夫を講じた上で移譲する。

- ・市町村の設置する高等学校及び中等教育学校の設置廃止等の認可（4条1項2号）
- ・市町村の設置する広域通信制課程の高等学校の認可に係る文部科学大臣への届出（54条3項）

（2）市町村立学校職員給与負担法（昭23法135）

以下に掲げる事務・権限については、指定都市に移譲する。

- ・市町村立小中学校等の職員の給与等の負担（1条）

（3）文化財保護法（昭25法214）

以下に掲げる事務・権限については、指定都市に移譲する。

- ・史跡名勝天然記念物の仮指定（110条1項及び2項）
- ・史跡名勝天然記念物の仮指定の解除（112条1項）
- ・重要文化財等の管理等の受託又は技術的指導（187条1項及び2項）
- ・文化庁長官等に提出すべき書類等の経由（188条1項から3項）

（4）博物館法（昭26法285）

以下に掲げる事務・権限については、指定都市に移譲する。

- ・博物館の登録（10条）
- ・博物館の登録申請の受理（11条1項）
- ・博物館の登録要件の審査（12条）
- ・博物館の登録事項等の変更（13条1項及び2項）
- ・博物館の登録の取消し（14条1項及び2項）
- ・博物館の廃止（15条1項及び2項）
- ・規則への委任（16条）
- ・博物館に相当する施設の指定（29条）

（5）地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭31法162）

以下に掲げる事務・権限については、指定都市に移譲する。

- ・県費負担教職員定数の決定（41条1項及び2項）

(6) 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭 33 法 116）

以下に掲げる事務・権限については、指定都市に移譲する。

- ・市町村立小中学校等の学級編制基準の決定（3条2項及び3項）

(7) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平 18 法 77）（厚生労働省と共管）

幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定に係る以下の事務・権限については、都道府県と指定都市間の調整が整ったところから、条例による事務処理特例制度により権限移譲できるよう通知するとともに、条例による事務処理特例制度に基づく指定都市における認定状況、子ども・子育て支援新制度の施行状況等も踏まえつつ、指定都市に移譲する方向で検討を進める。

- ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定及び認定申請の受理（3条1項、3項、7項及び4条1項）
- ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の審査（3条5項）
- ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定をしない旨及び理由の通知（3条8項）
- ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定をした場合の公示（3条9項）
- ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の有効期間の設定（5条）
- ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の取消し及びその公表（7条）
- ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定に係る関係機関への協議及び教育委員会との連携確保（8条）

※ 条項は「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平 24 法 66）」による改正後の条項。

【厚生労働省】

(1) 児童福祉法（昭 22 法 164）

以下に掲げる事務・権限については、指定都市に移譲する。

- ・指定障害児通所支援事業者（全ての事業所が一の指定都市の区域内にあるものに限る。以下同じ。）の業務管理体制の届出の受理等（21条の5の25第2項1号及び3項から5項）
- ・指定障害児通所支援事業者に対する報告等（21条の5の26第1項から4項）
- ・指定障害児通所支援事業者に対する勧告、命令等（21条の5の27第1項から4項）
- ・指定障害児入所施設（全ての事業所が一の指定都市の区域内にあるものに限る。）の業務管理体制の届出の受理等（24条の19の2において準用する21条の5の25第2項1号、3項から5項、21条の5の26第1項から4項及び21条の5の27第1項から4項）

（2）医療法（昭23法205）

以下に掲げる事務・権限については、指定都市に移譲する。なお、病院の開設の許可については、例えば指定都市と都道府県が協議することとする等、指定都市と都道府県の間での情報の共有を図るための工夫を講じた上で移譲する。

- ・病院の開設の許可（7条1項）
- ・病床数等の変更の許可（7条2項）
- ・病院の休止届出の受理（8条の2第2項）
- ・病院の廃止届出の受理（9条1項）
- ・病院の開設者の死亡届出の受理（9条2項）
- ・病院の開設者の管理免除の許可（12条1項）
- ・病院の管理者の兼任の許可（12条2項）
- ・病院の使用制限命令等（24条1項）
- ・病院の開設の許可の取消し等（29条1項及び2項）

（3）毒物及び劇物取締法（昭25法303）

特定毒物研究者の許可に係る事務・権限については、必要な専門的知識、技術等の習得に向けた都道府県と指定都市との連携体制の確保、指定都市の受入体制の整備等についての調整を着実に行った上で、指定都市に移譲する方向で検討を進める。

(4) 社会福祉法（昭 26 法 45）

以下に掲げる事務・権限については、指定都市に移譲する。

- ・社会福祉法人（主たる事務所が指定都市の区域内にあり、従たる事務所が都道府県の区域内にあるものに限る。以下同じ。）の定款認可（31 条 1 項）
- ・社会福祉法人の仮理事の選任（39 条の 3）
- ・社会福祉法人の特別代理人の選任（39 条の 4）
- ・社会福祉法人の監査に不整の点がある場合であって、評議会のないときの報告（40 条 3 号）
- ・社会福祉法人の定款変更の申請、認可及び届出の受理（43 条 1 項及び 3 項）
- ・社会福祉法人の解散の認可及び届出の受理（46 条 2 項及び 3 項）
- ・社会福祉法人の清算人の届出の受理（46 条の 7）
- ・社会福祉法人の清算終了の届出の受理（47 条の 3）
- ・社会福祉法人の合併の認可（49 条 2 項）
- ・社会福祉法人に対する措置命令、業務停止命令、役員解職勧告及び解散命令等（56 条 2 項から 5 項）
- ・社会福祉法人に対する公益事業又は収益事業の停止（57 条）
- ・社会福祉法人の事業概要の届出の受理（59 条 1 項）

(5) 売春防止法（昭 31 法 118）

婦人相談所（34 条 1 項）については、指定都市も設置できるよう見直す。上記施設を設置した場合には、以下に掲げる事務・権限を移譲する。

- ・婦人相談員の委嘱（35 条 1 項）

(6) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭 39 法 134）

以下に掲げる事務・権限については、指定都市に移譲する。

- ・特別児童扶養手当の受給の認定（5 条 1 項）
- ・特別児童扶養手当の受給の認定に関する調査（36 条）
- ・特別児童扶養手当の受給の認定に関する資料の提供等（37 条）

(7) 職業能力開発促進法（昭 44 法 64）

職業能力開発短期大学校、職業能力開発大学校、職業能力開発促進センター及び障害者職業能力開発校（16 条 2 項）については、指定都市も設置できるよ

う見直す。上記施設を設置した場合においては、以下に掲げる事務・権限を指定都市が実施できるよう見直す。

- ・公共職業能力開発施設以外の施設による職業訓練の実施（15条の6第3項）

（8）介護保険法（平9法123）

以下に掲げる事務・権限については、指定都市に移譲する。ただし、介護サービス情報の公表（115条の35以下）については、利用者や事業者の利便性の確保等のため、指定都市と都道府県が調整を行った結果も十分に踏まえつつ、平成28年度以降に予定されている介護サービス情報公表システムの改修・整備を経た上で、指定都市に移譲する。

- ・介護サービス事業者（全ての事業所等が一の指定都市の区域内にある介護サービス事業者（全ての事業所が一の市町村の区域内にある指定地域密着型サービス事業等のみを行う事業者を除く。）に限る。115条の33第1項、115条の33第3項及び115条の34第1項から4項について同じ。）の業務管理体制の整備に関する届出、変更届及び区分変更届の受理（115条の32第2項から4項）
- ・介護サービス事業者に対する業務管理体制の整備に関する報告命令、質問及び立入検査（115条の33第1項）
- ・介護サービス事業者に対する業務管理体制の整備に関する報告命令等の実施要請（115条の33第3項）
- ・介護サービス事業者に対する業務管理体制の整備に関する勧告、公表及び命令・公示（115条の34第1項から4項）
- ・介護サービス情報の報告（115条の35第1項）
- ・介護サービス情報の公表（115条の35第2項）
- ・介護サービス情報の報告に係る調査（115条の35第3項）
- ・介護サービス情報の報告に係る是正命令等（115条の35第4項）
- ・介護サービス事業者に対する指定等の取消し等（115条の35第6項）
- ・指定調査機関への調査事務委託（115条の36第1項）
- ・指定調査機関の指定（115条の36第2項）
- ・指定調査機関に対する立入検査等（115条の40第1項）
- ・指定調査機関の業務の休廃止の許可（115条の41）
- ・指定情報公表センターへの情報公表事務委託（115条の42第1項）

- ・指定情報公表センターの指定（115条の42第2項）
- ・指定情報公表センターに対する立入検査等（115条の42第3項において準用する115条の40第1項）
- ・指定情報公表センターの業務の休廃止の許可（115条の42第3項において準用する115条の41）
- ・介護サービスの質及び介護サービスに従事する従業者に関する情報の公表の推進に係る配慮義務（115条の44）

（9）感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平10法114）

以下に掲げる事務・権限については、指定都市と都道府県の間での情報の共有が図られるよう検討した上で、指定都市に移譲する。

- ・結核に係る定期の健康診断の実施の指示（53条の2第3項）

（10）障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平17法123）

以下に掲げる事務・権限については、指定都市に移譲する。

- ・指定事業者等（全ての事業所が一の指定都市の区域内にあるものに限る。以下同じ。）の業務管理体制の届出の受理等（51条の2第2項1号及び3項から5項）
- ・指定事業者等に対する報告等（51条の3第1項から4項）
- ・指定事業者等に対する勧告、命令等（51条の4第1項から4項）
- ・指定一般相談支援事業者（全ての事業所が一の指定都市の区域内にあるものに限る。以下同じ。）の業務管理体制の届出の受理等（51条の31第2項1号及び3項から5項）
- ・指定一般相談支援事業者に対する報告等（51条の32第1項から4項）
- ・指定一般相談支援事業者に対する勧告、命令等（51条の33第1項から4項）

（11）就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平18法77）（文部科学省と共管）（再掲）

幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定に係る以下の事務・権限については、都道府県と指定都市間の調整が整ったところから、条例による事務処理特例制度により権限移譲できるよう通知するとともに、条例による事務

処理特例制度に基づく指定都市における認定状況、子ども・子育て支援新制度の施行状況等も踏まえつつ、指定都市に移譲する方向で検討を進める。

- ・ 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定及び認定申請の受理（3条1項、3項、7項及び4条1項）
- ・ 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の審査（3条5項）
- ・ 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定をしない旨及び理由の通知（3条8項）
- ・ 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定をした場合の公示（3条9項）
- ・ 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の有効期間の設定（5条）
- ・ 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の取消し及びその公表（7条）
- ・ 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定に係る関係機関への協議及び教育委員会との連携確保（8条）

※ 条項は「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平24法66）」による改正後の条項。

以上の事項のうち、二以上の地方公共団体の区域にわたって活動する主体に対する監督等の事務・権限については、必要に応じ、関係する地方公共団体が連携する仕組みを整備するなどの措置を講ずる。

【農林水産省】

（1）農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭25法175）及び食品表示法（平25法70）（消費者庁と共管）

以下に掲げる事務・権限については、指定都市に移譲する。

- ・ 製造業者等に対する指示（農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律19条の14第1項及び2項、食品表示法6条1項）
- ・ 製造業者等に対する措置命令（農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律19条の14第4項、食品表示法6条5項）
- ・ 表示に関する指示又は命令の内容の公表（農林物資の規格化及び品質表示の

適正化に関する法律 19 条の 14 の 2、食品表示法 7 条)

- ・ 製造業者等に対する報告徴収及び立入検査（農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律 20 条 3 項、食品表示法 8 条 2 項）
- ・ 不適正表示に係る申出の受付及び調査（農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律 21 条の 2 第 1 項及び 2 項、食品表示法 12 条 1 項及び 3 項）

※ 「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律(昭 25 法 175)」における飲食料品の品質表示基準に関する規定については、「食品表示法(平 25 法 70)」(施行は平成 27 年 6 月までの政令で定める日)に移管されることとなっているため、同法の改正も必要となる(なお、食品表示法の施行後は、「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律」について、名称が「農林物資の規格化等に関する法律」に変更となり、条項番号が一部変更となる。)

(2) 農地法(昭 27 法 229)

以下に掲げる事務・権限については、指定都市に移譲する。

- ・ 農地又は採草放牧地の賃貸借の解約等の許可(18 条 1 項、施行令 27 条)
- ・ 土地又は工作物に対する立入調査等(農地又は採草放牧地の賃貸借の解約等の許可に係る事務・権限に限る。以下同じ。)(49 条 1 項)
- ・ 立入調査等に係る事前通知又は公示(49 条 3 項)
- ・ 立入調査等に係る損失補償(49 条 5 項)
- ・ 土地の状況等に関する報告の徴収(50 条)

(3) 農地法(昭 27 法 229)及び農業振興地域の整備に関する法律(昭 44 法 58) (再掲)

農地転用に係る事務・権限等については、以下の方向で検討等を行う。

- ・ 農地転用に係る事務・権限については、地方の意見も踏まえつつ、農地法等の一部を改正する法律(平 21 法 57)附則第 19 条第 4 項に基づき、同法施行後 5 年(平成 26 年)を目途として、地方分権の観点及び農地の確保の観点から、農地の確保のための施策の在り方等とともに、農地転用事務の実施主体や国の関与等の在り方について検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

- ・農地転用許可に係る事務が迅速かつ円滑に執行されるよう、農地転用制度及び農業振興地域制度に係る課題について意見交換を行うため、国と地方公共団体が各地方で定期的に協議する場を設ける。

【経済産業省】

(1) 火薬類取締法（昭 25 法 149）

火薬類の製造・販売・消費等に係る事務・権限については、指定都市側が指摘する受入体制の整備や十分な準備期間の確保等の調整を着実にを行った上で、指定都市に移譲する方向で検討を進める。

(2) 採石法（昭 25 法 291）

以下に掲げる事務・権限については、指定都市に移譲する。

- ・採石業者の採取計画の認可（33 条）
- ・採石業者の採取計画の変更の認可等（33 条の 5 第 1 項、2 項及び 4 項）
- ・市町村長の意見の聴取等（33 条の 6）
- ・採石業者に対する認可採取計画の変更命令（33 条の 9）
- ・採石業者の岩石採取の休止及び廃止の届出の受理（33 条の 10）
- ・採石業者の認可の取消し等（33 条の 12）
- ・採石業者に対する緊急措置命令等（33 条の 13 第 1 項及び 2 項）
- ・市町村長の要請（33 条の 14）
- ・岩石の採取を廃止した者に対する災害防止命令（33 条の 17）
- ・聴聞の特例（34 条の 4）
- ・採石業者に対する指導及び助言（34 条の 6）
- ・採石業者に係る報告及び検査（42 条 1 項）

(3) 高圧ガス保安法（昭 26 法 204）

高圧ガスの製造・貯蔵等に係る事務・権限については、災害発生時の対応等を踏まえた移譲の対象となる事務・権限の範囲、指定都市側が指摘する受入体制の整備や十分な準備期間の確保等の調整を着実にを行った上で、指定都市に移譲する方向で検討を進める。

(4) 商工会議所法（昭 28 法 143）

以下に掲げる事務・権限については、指定都市に移譲する。なお、定款変更の認可（46 条 2 項。ただし、25 条 1 号（目的）、2 号（名称）及び 4 号（地区）の事項に係るものを除く。）については、届出制に変更した上で、指定都市に移譲する。

- ・ 特定商工業者該当基準の許可（7 条 2 項）
- ・ 商工業者法定台帳の作成期間の延長、同延長の通知（10 条 2 項及び 3 項）
- ・ 特定商工業者に対する負担金賦課の許可（12 条 1 項）
- ・ 商工会議所の定款変更の認可（46 条 2 項）
- ・ 商工会議所の事業状況等の報告の受理（57 条）
- ・ 商工会議所に対する報告徴収及び検査（58 条 1 項）
- ・ 商工会議所に対する警告等（59 条 1 項及び 4 項（同条 1 項 2 号に係るものを除く。））

(5) 工業用水法（昭 31 法 146）（環境省と共管）

以下に掲げる事務・権限については、指定都市に移譲する。

- ・ 工業用水の採取の許可（3 条 1 項）
- ・ 工業用水の採取の許可の申請の受理（4 条 1 項）
- ・ 工業用水採取井戸の変更の許可（7 条 1 項）
- ・ 工業用水採取者の氏名等の変更の届出の受理（9 条）
- ・ 工業用水採取許可の承継の届出の受理（10 条 3 項）
- ・ 許可井戸の廃止の届出の受理（11 条）
- ・ 工業用水採取の許可の取消し（13 条）
- ・ 工業用水採取許可者に対する緊急措置（14 条）
- ・ 土地の立入許可（22 条 1 項）
- ・ 土地の立入の事前通知（22 条 2 項）
- ・ 土地の立入による損失補償（22 条 6 項）
- ・ 工業用水採取許可井戸の状況報告の徴収（24 条）
- ・ 工業用水採取許可井戸への立入検査許可（25 条 1 項）
- ・ 聴聞の特例（26 条 1 項）

(6) 砂利採取法（昭 43 法 74）

以下に掲げる事務・権限については、指定都市に移譲する。

- ・砂利採取業者の採取計画の認可（16条）
- ・砂利採取業者の採取計画の変更の認可等（20条1項から3項）
- ・砂利採取業者に対する認可採取計画の変更命令（22条）
- ・砂利採取業者に対する緊急措置命令等（23条1項及び2項）
- ・砂利採取業者の砂利採取の廃止の届出の受理（24条）
- ・砂利採取業者の認可の取消し等（26条）
- ・砂利採取業者からの報告の徴収（33条）
- ・砂利採取業者に対する立入検査等（34条2項）
- ・都道府県知事への通報等（36条1項から3項）
- ・市町村長の要請（37条1項及び2項）
- ・聴聞の特例（38条1項）

（7）商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（平5法51）

以下に掲げる事務・権限については、指定都市に移譲する。

- ・商工会等の基盤施設計画の認定（5条1項）
- ・商工会等の基盤施設計画の変更等（6条1項及び2項）
- ・商工会等の連携計画の認定（18条1項）
- ・商工会等の連携計画の変更等（19条1項及び2項）
- ・商工会等からの基盤施設計画又は連携計画の報告（22条1項）

【国土交通省】

（1）公有水面埋立法（大10法57）

以下に掲げる事務・権限については、指定都市に移譲する。

- ・公有水面の埋立の免許（2条1項及び2項）
- ・公有水面の埋立の免許の出願があった場合の出願事項の縦覧等（3条1項から3項）
- ・埋立免許を受けた者の水面権利者に対する補償等に係る裁定（6条3項）
- ・水面の利用施設に係る補償等の命令（10条）
- ・埋立免許の告示（11条）

- ・免許料の徴収（12条1項）
- ・工事の着手及び竣功の時期の指定（13条）
- ・出願事項の変更の許可（13条の2第1項）
- ・埋立免許を受けた者の他人の土地に対する立入り又は一時使用の許可（14条1項）
- ・埋立の権利の譲渡の許可（16条1項）
- ・埋立の権利の承継の届出の受理（20条）
- ・埋立工事の竣功認可等（22条1項及び2項）
- ・竣功認可前の埋立地の使用の許可等（23条）
- ・埋立地に関する権利の移転又は設定の許可等（27条1項及び3項）
- ・埋立地の用途変更の許可等（29条1項及び3項）
- ・埋立地に関する権利取得者に対する災害防止措置の命令（30条）
- ・工事施行区域内にある物件の除却命令（31条）
- ・竣功認可前の違反行為等に対する監督処分等（32条）
- ・竣功認可後の違反行為等に対する是正等の命令等（33条）
- ・失効した埋立免許の効力の復活等（34条）
- ・免許失効の場合の原状回復義務の免除等（35条）
- ・無免許の埋立工事に対する監督処分等（36条において準用する32条1項及び35条）
- ・鑑定費用の徴収（37条）
- ・免許料及び鑑定費用の強制徴収（38条）
- ・国が行う埋立に係る承認等（42条）
- ・国が埋立てた土地の地方公共団体への帰属（43条）
- ・国土交通大臣への認可申請（47条1項）

（2）都市計画法（昭43法100）

以下に掲げる事務・権限については、指定都市に移譲する。

- ・都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画の決定等（一の指定都市の区域内の都市計画区域に係るものに限る。）（15条1項1号）

（3）国土利用計画法（昭49法92）

以下に掲げる事務・権限については、指定都市に移譲する。

- ・規制区域の指定（12条1項）
- ・規制区域の指定の公告（12条3項）
- ・規制区域の指定に係る国土交通大臣への報告等（12条5項）
- ・規制区域の指定に係る土地利用審査会への確認（12条6項）
- ・規制区域の指定に係る土地利用審査会からの通知の受理（12条7項）
- ・規制区域の指定に係る公告等（12条8項）
- ・規制区域の指定に係る地価の動向等の調査（12条10項）
- ・規制区域の再指定（12条11項）
- ・規制区域の解除（12条12項）
- ・規制区域の解除に係る土地利用審査会への確認（12条13項）
- ・規制区域の解除に係る国土交通大臣への報告等（12条14項において準用する12条5項）
- ・規制区域の減少に係る公告、確認及び報告等（12条15項において準用する12条12項から14項）
- ・国土交通大臣の指示による規制区域の指定等（13条1項）
- ・規制区域に所在する土地に関する権利の移転等の許可（14条1項）
- ・規制区域に所在する土地に関する権利の移転等の許可申請の受理（15条1項）
- ・宅地の造成等のための費用の認定等（16条1項1号）
- ・規制区域に所在する土地に関する権利の移転等の許可に係る土地利用審査会への意見聴取（16条2項）
- ・規制区域に所在する土地に関する権利の移転等の許可又は不許可の処分（17条1項）
- ・土地に関する権利の移転等に係る国等との協議（18条）
- ・規制区域に所在する土地に関する権利の移転等の不許可の処分に係る土地に関する権利の買取り請求の受理（19条1項）
- ・規制区域に所在する土地に関する権利の移転等の不許可の処分に係る土地に関する権利の買取り（19条2項）
- ・規制区域の指定に係る適正かつ合理的な土地利用の確保（22条）

（4）密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平9法49）

以下に掲げる事務・権限については、指定都市に移譲する。

- ・個人施行者による防災街区整備事業の施行の認可（122条1項）

- ・ 防災街区整備事業組合の設立及び事業計画の認可（136条1項から3項）
- ・ 事業会社による防災街区整備事業の施行の認可（165条1項）
- ・ 個人施行者、防災街区整備事業組合又は事業会社による防災街区整備事業の権利変換計画の認可（204条1項）
- ・ 個人施行者、防災街区整備事業組合又は事業会社に対する措置命令（268条3項）
- ・ 個人施行者に対する監督（269条）
- ・ 防災街区整備事業組合に対する監督（270条）
- ・ 事業会社に対する監督（271条）

4 移譲に伴う財源措置その他必要な支援

移譲に伴う財源措置については、地方公共団体において、移譲された事務・権限が円滑に執行できるよう、地方税、地方交付税や国庫補助負担金等により、確実な財源措置を講ずるとともに、マニュアルの整備や技術的助言、研修や職員の派遣などの必要な支援を実施する。

5 一括法案等の提出

上記2及び3の事項のうち、法律の改正により措置すべき事項については、所要の一括法案等を平成26年通常国会に提出することを基本とする。

(別紙)

移譲後の措置

【総務省】

(1) 放送法(昭25法132)

条項	事務・権限	移譲後の措置		
		事務の区分	個別法に規定する 国の関与	大臣の並行権限
133①	小規模共聴施設(500端子以下で地上テレビジョン放送の同時再放送のみを行うもの。有料放送及び区域外再放送を行う場合を除き、施設の設置場所及び業務区域が一の都道府県の区域内のみにあるものに限る。以下同じ。)による業務開始の届出	自治事務		
133②	小規模共聴施設による業務の変更の届出	自治事務		
134②	小規模共聴施設による事業の承継の届出	自治事務		
135①②	小規模共聴施設による業務の廃止等の届出	自治事務		
145②	小規模共聴施設の有線電気通信設備の設置の状況等について、関係者からの資料提供等に係る要求	自治事務		
145③	小規模共聴施設の道路法違反に係る第174条に基づく処分について、国土交通大臣への事前通知	自治事務		
145④	小規模共聴施設による業務の状況に関する報告徴収及び立入検査	自治事務		
174	小規模共聴施設による業務の停止命令	自治事務		
175	小規模共聴施設による業務に関する資料の提出要求	自治事務		

【厚生労働省】

(2) 児童福祉法(昭22法164)

条項	事務・権限	移譲後の措置		
		事務の区分	個別法に規定する 国の関与	大臣の並行権限
13② I	児童福祉司及び児童福祉施設の職員(児童自立支援専門員を含む。)に係る養成施設及び講習会の指定	自治事務		
18の6 I 令5①②	保育士に係る養成施設の指定	自治事務		

18の7 令5⑤	保育士に係る養成施設に対する報告の要求、指導及び検査	自治事務		
令5③④	保育士に係る養成施設の指定内容の変更承認及び届出	自治事務		
令5⑥⑦	保育士に係る養成施設の指定の取消し	自治事務		
20⑤	国の開設した病院に対する指定療育機関の指定	自治事務		
20⑧	国の開設した病院である指定療育機関の指定の取消し	自治事務		
21の4①	国の開設した病院である指定療育機関に対する報告の要求及び検査(大臣権限の廃止)	自治事務		
21の4②	国の開設した病院である指定療育機関に対する診療報酬の支払いの一時差止め(大臣権限の廃止)	自治事務		

(3)あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律(昭22法217)

条項	事務・権限	移譲後の措置		
		事務の区分	個別法に規定する 国の関与	大臣の並行権限
2①② 令1、令2	はり師及びきゆう師に係る養成施設の認定	自治事務	事後報告	
2③ 令3	はり師及びきゆう師に係る養成施設に関する変更の承認及び届出	自治事務	事後報告	
令4	はり師及びきゆう師に係る養成施設からの報告	自治事務	事後報告	
令5	はり師及びきゆう師に係る養成施設に対する報告徴収及び指示	自治事務		
令6、令7	はり師及びきゆう師に係る養成施設の認定の取消し	自治事務	事後報告	

(4)食品衛生法(昭22法233)

条項	事務・権限	移譲後の措置		
		事務の区分	個別法に規定する 国の関与	大臣の並行権限
48⑥Ⅲ、 49 令14、令 15	食品衛生管理者に係る養成施設の登録	自治事務		
令16	食品衛生管理者に係る養成施設の変更の届出	自治事務		

令17	食品衛生管理者に係る養成施設に対する報告徴収	自治事務		
令18、令19	食品衛生管理者に係る養成施設の登録の取消し	自治事務		
令20	食品衛生管理者に係る養成施設の登録、登録の変更及び取消しの公示	自治事務		
48⑥IV、49令21	食品衛生管理者に係る講習会の登録	自治事務		
令25	食品衛生管理者に係る講習会の登録の変更	自治事務		
令26	食品衛生管理者に係る講習会の業務の休廃止	自治事務		
令28	食品衛生管理者に係る講習会の実施者に対する適合命令	自治事務		
令29	食品衛生管理者に係る講習会の実施者に対する改善命令	自治事務		
令30	食品衛生管理者に係る講習会の登録の取消し	自治事務		
令32	食品衛生管理者に係る講習会の実施者に対する報告徴収	自治事務		
令33	食品衛生管理者に係る講習会の実施者に対する立入検査	自治事務		
令34	食品衛生管理者に係る講習会の登録、登録の変更及び取消しの公示	自治事務		
令9①、令14、令15	食品衛生監視員に係る養成施設の登録	自治事務		
令16	食品衛生監視員に係る養成施設の変更の届出	自治事務		
令17	食品衛生監視員に係る養成施設に対する報告徴収	自治事務		
令18、令19	食品衛生監視員に係る養成施設の登録の取消し	自治事務		
令20	食品衛生監視員に係る養成施設の登録、登録の変更及び取消しの公示	自治事務		

(5) 理容師法(昭22法234)

条項	事務・権限	移譲後の措置		
		事務の区分	個別法に規定する 国の関与	大臣の並行権限
3③	理容師に係る養成施設の指定	自治事務	事後報告	

(7) 消費生活協同組合法(昭23法200)

条項	事務・権限	移譲後の措置		
		事務の区分	個別法に規定する 国の関与	大臣の並行権限
10③	共済事業を行う組合等における兼業に係る承認	自治事務		
12④ⅡⅢ ⑥	組合等に係る員外利用の許可及び命令	自治事務		
〈保険業 法305、 306、307 ①Ⅲ〉	組合等に係る共済事業に伴う立入検査等、業務改善命令及び登録の取消し等 ※12の2③において準用	自治事務		
30の2②	組合等の役員に欠員が生じた場合における措置	自治事務		
〈30の2 ②〉	組合等の役員に欠員が生じた場合における措置(代表理事に係るもの) ※30の9⑤において準用	自治事務		
〈30の2 ②〉	組合等の役員に欠員が生じた場合における措置(組合の解散及び清算に係るもの) ※73において準用	自治事務		
40④～ ⑧、〈58、 59①～ ⑤〉	組合等に係る定款、共済事業規約及び貸付事業規約の変更の認可等 ※40⑦において準用する場合を含む	自治事務		
50の2⑤	組合等に係る共済事業の譲渡等の届出	自治事務		
50の4①	組合等の共済事業に係る経理の他の経理への資産運用等の禁止の承認	自治事務		
50の5	共済事業を行う組合等に係る健全性の基準の定め	自治事務		
50の9	共済事業を行う組合等に係る価格変動準備金の積立の認可	自治事務		

50の12② ③	共済事業を行う組合等に係る共済計理人の意見書の写しの提出等	自治事務		
50の13	共済事業を行う組合等に係る共済計理人の解任命令	自治事務		
50の14①	共済事業を行う組合等に係る資産運用の方法等の承認	自治事務		
53の4① ③	共済事業を行う組合等に係る契約条件の変更の申出の承認	自治事務		
53の5	共済事業を行う組合等に係る業務の停止等の命令	自治事務		
53の10① ～③、〈民事再生法 61①〉	共済事業を行う組合等に係る共済調査人による調査 ※53の10④において準用	自治事務		
53の13① ②	共済事業を行う組合等に係る契約条件の変更に係る承認	自治事務		
53の17②	共済事業兼業組合に係る議決権等の事前承認	自治事務		
〈53の17 ②〉	共済事業専業組合に係る議決権等の事前承認 ※53の19②において準用	自治事務		
57①②、 58、59② ③	組合等の設立の認可	自治事務		
62②、〈57 ②、58、59 ②③〉	組合等の解散の認可 ※62③において準用	自治事務		
69①、〈57 ②、58、59 ②③〉	組合等の合併の認可 ※69②において準用	自治事務		
63①、 〈58、59② ③〉	解散した組合等の継続の認可 ※63③において準用	自治事務		
64②	組合員の減少による解散の届出	自治事務		
89②	組合等の解散の登記の嘱託	自治事務		
〈商業登 記法14、 25③〉	組合等に係る登記の嘱託等 ※92において準用	自治事務		

92の2① ②	組合等の決算関係書類等の提出	自治事務		
93、93の 2、93の3 ①②	組合等に係る報告の徴収及び検査	自治事務		
94①～⑤	組合等に係る検査	自治事務		
94の2① ②④⑤	共済事業を行う組合等に係る監督上の処分	自治事務		
95①～③	組合等に係る法令等の違反に対する処分	自治事務		
96①	組合等に係る議決、選挙及び当選の取消し	自治事務		
96の2	共済事業を行う組合等に係る共済代理店の設置等の届出	自治事務		

(8) 保健師助産師看護師法(昭23法203)

条項	事務・権限	移譲後の措置		
		事務の区分	個別法に規定する 国の関与	大臣の並行権限
19Ⅱ、20 Ⅱ、21Ⅲ 令11、令 12	保健師、助産師及び看護師に係る養成所の指定	自治事務	事後報告	
令13	保健師、助産師及び看護師に係る養成所に関する変更の承認及び届出	自治事務	事後報告	
令14	保健師、助産師及び看護師に係る養成所からの報告	自治事務	事後報告	
令15	保健師、助産師及び看護師に係る養成所に対する報告徴収及び指示	自治事務		
令16、令 17	保健師、助産師及び看護師に係る養成所の指定の取消し	自治事務	事後報告	

(9) 歯科衛生士法(昭23法204)

条項	事務・権限	移譲後の措置		
		事務の区分	個別法に規定する国の関与	大臣の並行権限
12Ⅱ 令2、令3	歯科衛生士に係る養成所の指定	自治事務	事後報告	
令4	歯科衛生士に係る養成所に関する変更の承認及び届出	自治事務	事後報告	
令5	歯科衛生士に係る養成所からの報告	自治事務	事後報告	
令6、令7	歯科衛生士に係る養成所に対する報告の要求、検査及び指示	自治事務		
令8	歯科衛生士に係る養成所の指定の取消し	自治事務	事後報告	

(10) 医療法(昭23法205)

条項	事務・権限	移譲後の措置		
		事務の区分	個別法に規定する国の関与	大臣の並行権限
<42の2①②>	医療法人(二以上の都道府県の区域において病院等を開設する法人に限る。以下同じ。)のうち、社会医療法人の認定 ※68の2①において準用	自治事務		
<44①③、45>	医療法人の設立認可等 ※68の2①において準用	自治事務		
<46の2① ただし書、 46の3①た だし書②、 46の4⑤ ⑥⑦IV、 47①た だし書>	医療法人の理事等に係る認可等 ※68の2①において準用	自治事務		
<50①～③>	医療法人の定款又は寄附行為の変更の認可及び届出 ※68の2①において準用	自治事務		
<52>	医療法人の事業報告書の届出等 ※68の2①において準用	自治事務		
<55⑥⑦ (57⑤)にお いて準用 する場合 を含む。> ⑧、56の 6、56の 11、56の 12③④、 57④、58>	医療法人の解散及び合併の認可等 ※68の2①において準用	自治事務		

〈63①〉	医療法人に対する報告徴収及び立入検査 ※68の2①において準用	自治事務		
〈64〉	医療法人に対する措置命令、業務停止命令及び役員 の解任勧告 ※68の2①において準用	自治事務		
〈64の2〉	医療法人のうち社会医療法人の認定取消し及び業務 停止命令 ※68の2①において準用	自治事務		
〈65、66〉	医療法人の設立認可の取消し ※68の2①において準用	自治事務		
〈67①③〉	医療法人に対する弁明の機会の付与 ※68の2①において準用	自治事務		
令5の11	医療法人台帳の記載等	自治事務		
〈令5の5〉	社会医療法人に係る認定 ※令5の15において準用	自治事務		
〈令5の 12、令5の 13〉	医療法人の登記及び役員変更の届出 ※令5の15において準用	自治事務		
〈令5の 14〉	医療法人の書類等の保存 ※令5の15において準用	自治事務		

(11) 中小企業等協同組合法(昭24法181)

条項	事務・権限	移譲後の措置		
		事務の区分	個別法に規定する 国の関与	大臣の並行権限
9の2⑦	特定共済組合が他の事業を行う場合の承認	自治事務		
9の2の3	事業協同組合及び事業協同小組合の組合員以外の事 業の利用の認可	自治事務		
9の6の2 ①	事業協同組合及び事業協同小組合の共済規程の認可	自治事務		
9の6の2 ④	事業協同組合及び事業協同小組合の共済規程の変更 又は廃止の認可	自治事務		
〈保険業 法305〉	共済事業を行う事業協同組合又は事業協同小組合の共 済代理店に対する立入検査等 ※9の7の5①において準用	自治事務		
〈保険業 法306〉	共済事業を行う事業協同組合又は事業協同小組合の共 済代理店に対する業務改善命令 ※9の7の5①において準用	自治事務		

〈保険業法307①Ⅲ〉	共済事業を行う事業協同組合又は事業協同小組合の共済代理店に対する登録の取消し等 ※9の7の5①において準用	自治事務		
9の9④	特定共済組合連合会が他の事業を行う場合の承認	自治事務		
〈9の2の3〉	協同組合連合会の組合員以外の事業の利用の特例 ※9の9⑤において準用	自治事務		
〈9の6の2①〉	協同組合連合会の共済規程の認可 ※9の9⑤において準用	自治事務		
〈9の6の2④〉	協同組合連合会の共済規程の変更又は廃止の認可 ※9の9⑤において準用	自治事務		
〈保険業法305〉	協同組合連合会の共済代理店に対する立入検査等 ※9の9⑤において準用	自治事務		
〈保険業法306〉	協同組合連合会の共済代理店に対する業務改善命令 ※9の9⑤において準用	自治事務		
〈保険業法307①Ⅲ〉	協同組合連合会の共済代理店に対する登録の取消し ※9の9⑤において準用	自治事務		
27の2①	中小企業等協同組合の設立の認可	自治事務		
35の2	中小企業等協同組合の役員の変更の届出	自治事務		
48	中小企業等協同組合の組合員による臨時総会の招集の承認	自治事務		
51②	中小企業等協同組合の定款の変更の認可	自治事務		
57の5	一部の中小企業等協同組合の余裕金運用の制限の緩和の認可	自治事務		
58の4	特定共済組合及び特定共済組合連合会の経営の健全性を判断するための基準の策定	自治事務		
58の7②	共済事業を行う中小企業等協同組合の共済計理人の意見書の写しの提出	自治事務		
58の7③	共済事業を行う中小企業等協同組合の共済計理人に対する意見書の写しについての説明要請等	自治事務		
58の8	共済事業を行う中小企業等協同組合の共済計理人の解任の命令	自治事務		
62②	中小企業等協同組合の解散の届出	自治事務		

62④	責任共済等の事業を行う組合の解散の認可	自治事務		
66①	中小企業等協同組合の合併の認可	自治事務		
96⑤	中小企業等協同組合に解散を命じた際の登記の嘱託	自治事務		
104	中小企業等協同組合の不服の申出に対する措置	自治事務		
105	中小企業等協同組合への請求に基づく業務又は会計の状況の検査	自治事務		
105の2① ②	一部の中小企業等協同組合の決算関係書類の提出	自治事務		
105の3① ～④	中小企業等協同組合の報告の徴収	自治事務		
105の4① ～④	中小企業等協同組合の立入検査等	自治事務		
106①～ ③	中小企業等協同組合の法令等の違反に対する措置	自治事務		
106の2(③ を除く。)	共済事業を行う中小企業等協同組合の共済事業に係る監督上の措置	自治事務		
106の3	共済事業を行う中小企業等協同組合の届出	自治事務		

(12) 身体障害者福祉法(昭24法283)

条項	事務・権限	移譲後の措置		
		事務の区分	個別法に規定する 国の関与	大臣の並行権限
12 V	身体障害者福祉司に係る養成施設の指定	自治事務		

(13) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭25法123)

条項	事務・権限	移譲後の措置		
		事務の区分	個別法に規定する 国の関与	大臣の並行権限
令2の2	精神保健指定医の指定の申請	法定受託事務		
令2の2の 2	精神保健指定医証の交付	法定受託事務		

令2の2の3	指定医証変更の申請	法定受託事務		
令2の2の4	指定取消しによる指定医証の返納	法定受託事務		
令2の2の5	研修受講義務の特例に関する書類の提出	法定受託事務		

(14) 社会福祉法(昭26法45)

条項	事務・権限	移譲後の措置		
		事務の区分	個別法に規定する国の関与	大臣の並行権限
19①Ⅱ	社会福祉主事に係る養成機関又は講習会の指定	自治事務		
31①	社会福祉法人(法人の行う事業が二以上の都道府県の区域にわたる法人であって地方厚生局の所管に係るものに限る。以下同じ。)の定款の申請及び認可	法定受託事務		
39の3	社会福祉法人の仮理事の選任	法定受託事務		
39の4	社会福祉法人の特別代理人の選任	法定受託事務		
40Ⅲ	社会福祉法人の監査結果に不整の点がある場合であって、評議員会のないときの報告	法定受託事務		
43①③	社会福祉法人の定款変更の申請、認可及び届出	法定受託事務		
46②③	社会福祉法人の解散の認可及び届出	法定受託事務		
46の7	社会福祉法人の清算人の届出	法定受託事務		
47の3	社会福祉法人の清算終了の届出	法定受託事務		
49②	社会福祉法人の合併の認可	法定受託事務		
56②～⑤	社会福祉法人に対する措置命令、業務停止命令、役員解職勧告及び解散命令等	法定受託事務		
57	社会福祉法人に対する公益事業又は収益事業の停止	法定受託事務		
59①	社会福祉法人の事業概要の届出	法定受託事務		

(15) 診療放射線技師法(昭26法226)

条項	事務・権限	移譲後の措置		
		事務の区分	個別法に規定する 国の関与	大臣の並行権限
20 I 令7、令8	診療放射線技師に係る養成所の指定	自治事務	事後報告	
令9	診療放射線技師に係る養成所に関する変更の承認及び届出	自治事務	事後報告	
令10	診療放射線技師に係る養成所からの報告	自治事務	事後報告	
令11	診療放射線技師に係る養成所に対する報告徴収及び指示	自治事務		
令12、令13	診療放射線技師に係る養成所の指定の取消し	自治事務	事後報告	

(16) 歯科技工士法(昭30法168)

条項	事務・権限	移譲後の措置		
		事務の区分	個別法に規定する 国の関与	大臣の並行権限
14 II 令9、令10	歯科技工士に係る養成所の指定	自治事務	事後報告	
令11	歯科技工士に係る養成所に関する変更の承認及び届出	自治事務	事後報告	
令12	歯科技工士に係る養成所からの報告	自治事務	事後報告	
令13、令14	歯科技工士に係る養成所に対する報告の要求、検査及び指示	自治事務		
令15、令16	歯科技工士に係る養成所の指定の取消し	自治事務	事後報告	

(17) 美容師法(昭32法163)

条項	事務・権限	移譲後の措置		
		事務の区分	個別法に規定する 国の関与	大臣の並行権限
4③	美容師に係る養成施設の指定	自治事務	事後報告	

(18)生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律(昭32法164)

条項	事務・権限	移譲後の措置		
		事務の区分	個別法に規定する 国の関与	大臣の並行権限
56の3① ④	振興計画の認定及び実施状況の報告	自治事務	事後報告	
56の3③ 令6①②	振興計画の変更及び認定の取消し	自治事務	事後報告	

(19)中小企業団体の組織に関する法律(昭32法185)

条項	事務・権限	移譲後の措置		
		事務の区分	個別法に規定する 国の関与	大臣の並行権限
5の7②	協業組合の事業転換の認可	自治事務		
5の17①	協業組合の設立の認可	自治事務		
5の22	公正取引委員会の請求	自治事務		
5の23③	協業組合の役員の変更届出、組合員による臨時総会の招集の承認、定款の変更の認可、余裕金運用の制限の緩和の認可	自治事務		
5の23④	協業組合の解散の届出、合併の認可	自治事務		
5の23⑤	協業組合の解散登記の嘱託	自治事務		
5の23⑥	協業組合の不服の申出に対する措置、請求に基づく会計状況の検査、決算書類の提出、法令違反に対する処分	自治事務		
9	商工組合の地区を特別の地区とする旨の承認	自治事務		
17の2①	商工組合の組合員以外の者の事業の利用の特例の認可	自治事務		
33	商工組合連合会の組合員以外の者の事業の利用の特別認可	自治事務		
42①	商工組合及び商工組合連合会の設立の認可	自治事務		

47②	商工組合及び商工組合連合会の役員の変更届出、組合員・会員による臨時総会の招集の承認、定款の変更の認可、余裕金運用の制限の緩和の許可	自治事務		
47③	商工組合及び商工組合連合会の解散の届出、合併の認可	自治事務		
54	商工組合及び商工組合連合会の解散登記の嘱託	自治事務		
67	主務大臣の命令	自治事務		
69①～③	商工組合等に対する解散命令	自治事務		
69④	商工組合等の解散命令の官報掲載	自治事務		
71	商工組合等の不服の申出に対する措置、請求に基づく会計状況の検査、決算関係書類の提出	自治事務		
92	商工組合等からの報告の徴収	自治事務		
93	商工組合等に対する立入検査	自治事務		
95④	協業組合への組織変更認可	自治事務		
96⑧	事業協同組合への組織変更の届出	自治事務		
97②	商工組合への組織変更認可	自治事務		
100の11	株式会社への組織変更の届出	自治事務		

(20)臨床検査技師等に関する法律(昭33法76)

条項	事務・権限	移譲後の措置		
		事務の区分	個別法に規定する国の関与	大臣の並行権限
15 I 令10、令11	臨床検査技師に係る養成所の指定	自治事務	事後報告	

令12	臨床検査技師に係る養成所に関する変更の承認及び届出	自治事務	事後報告	
令13	臨床検査技師に係る養成所からの報告	自治事務	事後報告	
令14	臨床検査技師に係る養成所に対する報告徴収及び指示	自治事務		
令15、令16	臨床検査技師に係る養成所の指定の取消し	自治事務	事後報告	

(21) 調理師法(昭33法147)

条項	事務・権限	移譲後の措置		
		事務の区分	個別法に規定する国の関与	大臣の並行権限
³ 令1の2	調理師に係る養成施設の指定	自治事務		
令1の3	調理師に係る養成施設の内容変更	自治事務		
令1の4	調理師に係る養成施設の入所及び卒業の届出	自治事務		
令1の5	調理師に係る養成施設の名称等の変更等の届出	自治事務		

(22) 知的障害者福祉法(昭35法37)

条項	事務・権限	移譲後の措置		
		事務の区分	個別法に規定する国の関与	大臣の並行権限
14V	知的障害者福祉司に係る養成施設の指定	自治事務		

(23) 戦没者等の妻に対する特別給付金支給法(昭38法61)

条項	事務・権限	移譲後の措置		
		事務の区分	個別法に規定する国の関与	大臣の並行権限
	戦没者等の妻に対する特別給付金の特別買上償還に関する証明書の発行	法定受託事務		

(24) 戦傷病者特別援護法(昭38法168)

条項	事務・権限	移譲後の措置		
		事務の区分	個別法に規定する国の関与	大臣の並行権限
12	指定医療機関の指定	法定受託事務		
13②	指定医療機関が療養を行うについての指導	法定受託事務		
16①②	指定医療機関に対する報告要求、立入検査、診療報酬の支払いの一時差止め	法定受託事務		
17③	指定医療機関以外の医療機関に対する報告要求等	法定受託事務		

(25) 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法(昭40法100)

条項	事務・権限	移譲後の措置		
		事務の区分	個別法に規定する国の関与	大臣の並行権限
	戦没者等の遺族に対する特別弔慰金の特別買上償還に関する証明書の発行	法定受託事務		

(26) 理学療法士及び作業療法士法(昭40法137)

条項	事務・権限	移譲後の措置		
		事務の区分	個別法に規定する国の関与	大臣の並行権限
11 I II、 12 I II 令9、令10	理学療法士及び作業療法士に係る養成施設の指定	自治事務	事後報告	
令11	理学療法士及び作業療法士に係る養成施設に関する変更の承認及び届出	自治事務	事後報告	
令12	理学療法士及び作業療法士に係る養成施設からの報告	自治事務	事後報告	
令13	理学療法士及び作業療法士に係る養成施設に対する報告徴収及び指示	自治事務		
令14、令 15	理学療法士及び作業療法士に係る養成施設の指定の取消し	自治事務	事後報告	

(27) 母子保健法(昭40法141)

条項	事務・権限	移譲後の措置		
		事務の区分	個別法に規定する 国の関与	大臣の並行権限
20⑤	国の開設した病院若しくは診療所又は薬局(以下「病院等」という。)に対する指定養育医療機関の指定	自治事務		
〈児童福祉法20⑧〉	国の開設した病院等である指定養育医療機関の指定の取消し ※20⑦において準用	自治事務		
〈児童福祉法21の4〉	国の開設した病院等である指定養育医療機関に対する報告の請求、検査及び診療報酬の支払いの一時差止め(大臣権限の廃止) ※20⑦において準用	自治事務		

(28) 戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法(昭41法109)

条項	事務・権限	移譲後の措置		
		事務の区分	個別法に規定する 国の関与	大臣の並行権限
	戦傷病者等の妻に対する特別給付金の特別買上償還に関する証明書の発行	法定受託事務		

(29) 製菓衛生師法(昭41法115)

条項	事務・権限	移譲後の措置		
		事務の区分	個別法に規定する 国の関与	大臣の並行権限
5 I 令19	製菓衛生師に係る養成施設の指定	自治事務		
令21	製菓衛生師に係る養成施設の指定内容の変更の承認及び届出	自治事務		
令22	製菓衛生師に係る養成施設に対する報告徴収及び指示	自治事務		
令23、令24	製菓衛生師に係る養成施設の指定の取消し	自治事務		

(30) 戦没者の父母等に対する特別給付金支給法(昭42法57)

条項	事務・権限	移譲後の措置		
		事務の区分	個別法に規定する 国の関与	大臣の並行権限
	戦没者の父母等に対する特別給付金の特別買上償還に関する証明書の発行	法定受託事務		

(31) 柔道整復師法(昭45法19)

条項	事務・権限	移譲後の措置		
		事務の区分	個別法に規定する 国の関与	大臣の並行権限
12① 令2、令3	柔道整復師に係る養成施設の指定	自治事務	事後報告	
令4	柔道整復師に係る養成施設に関する変更の承認及び届出	自治事務	事後報告	
令5	柔道整復師に係る養成施設からの報告	自治事務	事後報告	
令6	柔道整復師に係る養成施設に対する報告徴収及び指示	自治事務		
令7、令8	柔道整復師に係る養成施設の指定の取消し	自治事務	事後報告	

(32) 視能訓練士法(昭46法64)

条項	事務・権限	移譲後の措置		
		事務の区分	個別法に規定する 国の関与	大臣の並行権限
14 I II 令10、令11	視能訓練士に係る養成所の指定	自治事務	事後報告	
令12	視能訓練士に係る養成所に関する変更の承認及び届出	自治事務	事後報告	
令13	視能訓練士に係る養成所からの報告	自治事務	事後報告	
令14	視能訓練士に係る養成所に対する報告徴収及び指示	自治事務		
令15、令16	視能訓練士に係る養成所の指定の取消し	自治事務	事後報告	

(34) 社会福祉士及び介護福祉士法(昭62法30)

条項	事務・権限	移譲後の措置		
		事務の区分	個別法に規定する 国の関与	大臣の並行権限
7Ⅱ 令3	社会福祉士に係る短期養成施設の指定	自治事務	事後報告	
7Ⅲ 令3	社会福祉士に係る一般養成施設の指定	自治事務	事後報告	
39Ⅰ～Ⅲ 令3	介護福祉士に係る養成施設の指定	自治事務	事後報告	
平成27年 4月1日か ら施行さ れる40② Ⅱ 令3	介護福祉士に係る養成施設の指定(介護福祉士実務者 研修施設)	自治事務	事後報告	
令4①②	社会福祉士及び介護福祉士に係る指定養成施設の変更 承認及び届出	自治事務	事後報告	
令5	社会福祉士及び介護福祉士に係る指定養成施設設置者 による報告	自治事務	事後報告	
令6①	社会福祉士及び介護福祉士に係る指定養成施設設置者 又は長に対する報告徴収	自治事務		
令6②	社会福祉士及び介護福祉士に係る指定養成施設設置者 又は長に対する指示	自治事務		
令7、令8	社会福祉士及び介護福祉士に係る養成施設の指定の取 消し	自治事務	事後報告	

(35) 臨床工学技士法(昭62法60)

条項	事務・権限	移譲後の措置		
		事務の区分	個別法に規定する 国の関与	大臣の並行権限
14Ⅰ～Ⅲ	臨床工学技士に係る養成所の指定	自治事務	事後報告	

(36)義肢装具士法(昭62法61)

条項	事務・権限	移譲後の措置		
		事務の区分	個別法に規定する 国の関与	大臣の並行権限
14 I ~ III	義肢装具士に係る養成所の指定	自治事務	事後報告	

(37)食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律(平2法70)

条項	事務・権限	移譲後の措置		
		事務の区分	個別法に規定する 国の関与	大臣の並行権限
12⑤Ⅲ 令1、令2	食鳥処理衛生管理者に係る養成施設の登録	自治事務		
令3	食鳥処理衛生管理者に係る養成施設の登録の変更の届出	自治事務		
令4	食鳥処理衛生管理者に係る養成施設の報告徴収	自治事務		
令5、令6	食鳥処理衛生管理者に係る養成施設の登録の取消し	自治事務		
令7	食鳥処理衛生管理者に係る養成施設に係る公示	自治事務		
12⑤Ⅳ 令8	食鳥処理衛生管理者に係る講習会の登録	自治事務		
令11③	食鳥処理衛生管理者に係る講習会の実施計画の届出	自治事務		
令12	食鳥処理衛生管理者に係る講習会の登録の変更の届出	自治事務		
令13	食鳥処理衛生管理者に係る講習会の業務の休廃止の届出	自治事務		
令15	食鳥処理衛生管理者に係る講習会の実施者に対する適合命令	自治事務		
令16	食鳥処理衛生管理者に係る講習会の実施者に対する改善命令	自治事務		
令17	食鳥処理衛生管理者に係る講習会の登録の取消し等	自治事務		
令19	食鳥処理衛生管理者に係る講習会の実施者に対する報告徴収	自治事務		
令20	食鳥処理衛生管理者に係る講習会の実施者に対する立入検査	自治事務		

令21	食鳥処理衛生管理者に係る講習会に関する公示	自治事務		
-----	-----------------------	------	--	--

(38)救急救命士法(平3法36)

条項	事務・権限	移譲後の措置		
		事務の区分	個別法に規定する国の関与	大臣の並行権限
34 I II IV	救急救命士に係る養成所の指定	自治事務	事後報告	

(39)原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平6法117)

条項	事務・権限	移譲後の措置		
		事務の区分	個別法に規定する国の関与	大臣の並行権限
12①③	指定医療機関の指定及び指定の取消し	法定受託事務		

(40)介護保険法(平9法123)

条項	事務・権限	移譲後の措置		
		事務の区分	個別法に規定する国の関与	大臣の並行権限
115の33 ①	介護サービス事業者(介護サービス事業所が二以上の都道府県の区域にわたる事業者であって、地方厚生局の所管に係るものに限る。)に対する業務管理体制の整備に関する報告命令、質問及び立入検査	自治事務		
115の33 ④	介護サービス事業者(介護サービス事業所が二以上の都道府県の区域にわたる事業者であって、地方厚生局の所管に係るものに限る。)に対する業務管理体制の整備に関する指定等権者からの実施要請に基づく報告命令等の結果通知	自治事務		
115の34 ①～⑤	介護サービス事業者(介護サービス事業所が二以上の都道府県の区域にわたる事業者であって、地方厚生局の所管に係るものに限る。)に対する業務管理体制の整備に関する勧告、公表、命令・公示及び通知	自治事務		
24①	介護サービス事業者等に対する帳簿書類等の提示命令等	自治事務		

24②	被保険者等に対する介護給付等対象サービスの内容に関する報告及び質問	自治事務		
197①	市町村(指定都市及び中核市を除く。)に対する事業の実施状況に関する報告徴収	自治事務		
197②	市町村(指定都市及び中核市を除く。)に対する事業者及び施設の事務に関する報告徴収、助言及び勧告	自治事務		

(41)精神保健福祉士法(平9法131)

条項	事務・権限	移譲後の措置		
		事務の区分	個別法に規定する国の関与	大臣の並行権限
7Ⅱ	精神保健福祉士短期養成施設の指定	自治事務	事後報告	
7Ⅲ	精神保健福祉士一般養成施設の指定	自治事務	事後報告	

(42)言語聴覚士法(平9法132)

条項	事務・権限	移譲後の措置		
		事務の区分	個別法に規定する国の関与	大臣の並行権限
33Ⅰ～Ⅲ Ⅴ	言語聴覚士に係る養成所の指定	自治事務	事後報告	

【農林水産省】

(2) 農産物検査法(昭26法144)

条項	事務・権限	移譲後の措置		
		事務の区分	個別法に規定する 国の関与	大臣の並行権限
16	不正な手段による農産物検査の受検者に対する処置	自治事務	事後報告	有 ※一度に多数の表示除去等を迅速に実施しなければならない場合など、国民の利益を保護する緊急の必要があると認めるとき
17①～⑨	登録検査機関の登録	自治事務		
18①～④	登録検査機関の登録の更新	自治事務		
19①～③	登録検査機関の変更登録	自治事務		
20③	登録検査機関からの検査結果報告	自治事務	事後報告	
21①②	登録検査機関からの業務規程の届出及び変更命令	自治事務		
22	登録検査機関に対する適合命令	自治事務	事後報告	
23	登録検査機関に対する改善命令	自治事務	事後報告	
24①～④	登録検査機関に対する登録の取消し、業務停止命令	自治事務	事後報告	
30①②	農産物の生産者、輸入業者、売買取引業者等、倉庫業者及び登録検査機関に対する報告の徴収	自治事務	事後報告	有 ※一度に多数の表示除去等を迅速に実施しなければならない場合など、国民の利益を保護する緊急の必要があると認めるとき
31①②	農産物の生産者、輸入業者、売買取引業者等、倉庫業者及び登録検査機関に対する調査	自治事務	事後報告	有 ※一度に多数の表示除去等を迅速に実施しなければならない場合など、国民の利益を保護する緊急の必要があると認めるとき
32①～③	聴聞の特例	自治事務		
33①②	申出があったときの調査及び措置	自治事務		

【経済産業省】

(1) 商工会議所法(昭28法143)

条項	事務・権限	移譲後の措置		
		事務の区分	個別法に規定する 国の関与	大臣の並行権限
46②	定款変更の認可 (25条1号(目的)、2号(名称)及び4号(地区)の事項に係るものを除く。) ※届出制に変更	自治事務		

(3) 中小企業団体の組織に関する法律(昭32法185)

条項	事務・権限	移譲後の措置		
		事務の区分	個別法に規定する 国の関与	大臣の並行権限
5の7②	協業組合の事業転換の認可	自治事務		
5の17①	協業組合の設立の認可	自治事務		
5の22	公正取引委員会の請求	自治事務		
5の23③	協業組合の役員の変更届出、組合員による臨時総会の招集の承認、定款の変更の認可、余裕金運用の制限の緩和の認可	自治事務		
5の23④	協業組合の解散の届出、合併の認可	自治事務		
5の23⑤	協業組合の解散登記の嘱託	自治事務		
5の23⑥	協業組合の不服の申出に対する措置、請求に基づく会計状況の検査、決算書類の提出、法令違反に対する処分	自治事務		
9	商工組合の地区を特別の地区とする旨の承認	自治事務		
17の2①	商工組合の組合員以外の者の事業の利用の特例の認可	自治事務		
33	商工組合連合会の組合員以外の者の事業の利用の特別認可	自治事務		
42①	商工組合及び商工組合連合会の設立の認可	自治事務		

47②	商工組合及び商工組合連合会の役員の変更届出、組合員・会員による臨時総会の招集の承認、定款の変更の認可、余裕金運用の制限の緩和の許可	自治事務		
47③	商工組合及び商工組合連合会の解散の届出、合併の認可	自治事務		
54	商工組合及び商工組合連合会の解散登記の嘱託	自治事務		
67	主務大臣の命令	自治事務		
69①～③	商工組合等に対する解散命令	自治事務		
69④	商工組合等の解散命令の官報掲載	自治事務		
71	商工組合等の不服の申出に対する措置、請求に基づく会計状況の検査、決算関係書類の提出	自治事務		
92	商工組合等からの報告の徴収	自治事務		
93	商工組合等に対する立入検査	自治事務		
95④	協業組合への組織変更認可	自治事務		
96⑧	事業協同組合への組織変更の届出	自治事務		
97②	商工組合への組織変更認可	自治事務		
100の11	株式会社への組織変更の届出	自治事務		

【国土交通省】

(1) 中小企業等協同組合法(昭24法181)

条項	事務・権限	移譲後の措置		
		事務の区分	個別法に規定する国の関与	大臣の並行権限
9の2⑦	特定共済組合が他の事業を行う場合の承認	自治事務		
9の2の2	事業協同組合の組合員と取引関係にある事業者との団体協約締結に係る協議のあっせん又は調停	自治事務		

9の2の3	事業協同組合及び事業協同小組合の組合員以外の事業の利用の認可	自治事務		
9の6の2 ①	事業協同組合及び事業協同小組合の共済規程の認可	自治事務		
9の6の2 ④	事業協同組合及び事業協同小組合の共済規程の変更又は廃止の認可	自治事務		
〈保険業法305〉	共済事業を行う事業協同組合又は事業協同小組合の共済代理店に対する立入検査等 ※9の7の5①において準用	自治事務		
〈保険業法306〉	共済事業を行う事業協同組合又は事業協同小組合の共済代理店に対する業務改善命令 ※9の7の5①において準用	自治事務		
〈保険業法307①Ⅲ〉	共済事業を行う事業協同組合又は事業協同小組合の共済代理店に対する登録の取消し等 ※9の7の5①において準用	自治事務		
9の9④	特定共済組合連合会が他の事業を行う場合の承認	自治事務		
〈9の2の2〉	協同組合連合会の会員と取引関係にある事業者との団体協約締結に係る協議のあっせん又は調停 ※9の9⑤において準用	自治事務		
〈9の2の3〉	協同組合連合会の組合員以外の事業の利用の特例 ※9の9⑤において準用	自治事務		
〈9の6の2①〉	協同組合連合会の共済規程の認可 ※9の9⑤において準用	自治事務		
〈9の6の2④〉	協同組合連合会の共済規程の変更又は廃止の認可 ※9の9⑤において準用	自治事務		
〈保険業法305〉	協同組合連合会の共済代理店に対する立入検査等 ※9の9⑤において準用	自治事務		
〈保険業法306〉	協同組合連合会の共済代理店に対する業務改善命令 ※9の9⑤において準用	自治事務		
〈保険業法307①Ⅲ〉	協同組合連合会の共済代理店に対する登録の取消し ※9の9⑤において準用	自治事務		
27の2①	中小企業等協同組合の設立の認可	自治事務		
35の2	中小企業等協同組合の役員の変更の届出	自治事務		
48	中小企業等協同組合の組合員による臨時総会の招集の承認	自治事務		

51②	中小企業等協同組合の定款の変更の認可	自治事務		
57の5	一部の中小企業等協同組合の余裕金運用の制限の緩和の認可	自治事務		
58の4	特定共済組合及び特定共済組合連合会の経営の健全性を判断するための基準の策定	自治事務		
58の7②	共済事業を行う中小企業等協同組合の共済計理人の意見書の写しの提出	自治事務		
58の7③	共済事業を行う中小企業等協同組合の共済計理人に対する意見書の写しについての説明要請等	自治事務		
58の8	共済事業を行う中小企業等協同組合の共済計理人の解任の命令	自治事務		
62②	中小企業等協同組合の解散の届出	自治事務		
62④	責任共済等の事業を行う組合の解散の認可	自治事務		
66①	中小企業等協同組合の合併の認可	自治事務		
96⑤	中小企業等協同組合に解散を命じた際の登記の嘱託	自治事務		
104	中小企業等協同組合の不服の申出に対する措置	自治事務		
105	中小企業等協同組合への請求に基づく業務又は会計の状況の検査	自治事務		
105の2①②	一部の中小企業等協同組合の決算関係書類の提出	自治事務		
105の3①～④	中小企業等協同組合の報告の徴収	自治事務		
105の4①～④	中小企業等協同組合の立入検査等	自治事務		
106①～③	中小企業等協同組合の法令等の違反に対する措置	自治事務		
106の2(③を除く。)	共済事業を行う中小企業等協同組合の共済事業に係る監督上の措置	自治事務		
106の3	共済事業を行う中小企業等協同組合の届出	自治事務		

(3)道路運送法(昭26法183)

条項	事務・権限	移譲後の措置		
		事務の区分	個別法に規定する 国の関与	大臣の並行権限
79	自家用有償旅客運送に係る登録	自治事務		
79の3	自家用有償旅客運送に係る登録の実施	自治事務		
79の4	自家用有償旅客運送に係る登録の拒否	自治事務		
79の6	自家用有償旅客運送に係る有効期間の更新の登録	自治事務		
79の7①	自家用有償旅客運送に係る変更登録	自治事務		
79の7②	自家用有償旅客運送に係る変更登録の実施	自治事務		
79の7③	自家用有償旅客運送に係る軽微な事項の変更の届出	自治事務		
79の7④	自家用有償旅客運送に係る届出内容の登録簿への登録	自治事務		
79の9②	自家用有償旅客運送に係る是正措置命令	自治事務		
79の10	自家用有償旅客運送に係る事故の報告の届出	自治事務		
79の11	自家用有償旅客運送に係る業務の廃止の届出	自治事務		
79の12	自家用有償旅客運送に係る業務の停止命令及び登録の取消し	自治事務		
79の13	自家用有償旅客運送に係る有効期間の満了、業務の廃止届出又は登録の取消しによる登録の抹消	自治事務		
90	自家用有償旅客運送に係る聴聞の特例	自治事務		
94①③⑤	自家用有償旅客運送に係る報告、検査及び調査	自治事務		
50③	自動車道事業(一の都道府県の区域内のみにあるものに限る。以下同じ。)に係る工事施行の認可申請期間の伸長	法定受託事務		
54①	自動車道事業に係る工事方法の変更の認可の一部	法定受託事務		

54③	自動車道事業に係る軽微な工事方法の変更に係る届出	法定受託事務		
〈50③〉	自動車道事業に係る工事の完成の期間の伸長 ※56②において準用	法定受託事務		
62①	自動車道事業に係る供用約款の設定又は変更の認可	法定受託事務		
66③	自動車道事業に係る軽微な事業計画の変更に係る届出	法定受託事務		
〈54①〉	自動車道事業に係る構造又は設備の変更の認可の一部 ※67において準用	法定受託事務		
〈54③〉	自動車道事業に係る軽微な構造又は設備の変更に係る届出 ※67において準用	法定受託事務		
70	自動車道事業に係る事業改善の命令	法定受託事務		
70の3①	自動車道事業に係る事業の休止の許可	法定受託事務		
〈30④〉	自動車道事業に係る公衆の利便を阻害する行為等の停止又は変更命令 ※72において準用	法定受託事務		
94①③⑤	自動車道事業に係る報告、検査及び調査	法定受託事務		

(4) 中小企業団体の組織に関する法律(昭32法185)

条項	事務・権限	移譲後の措置		
		事務の区分	個別法に規定する 国の関与	大臣の並行権限
5の7②	協業組合の事業転換の認可	自治事務		
5の17①	協業組合の設立の認可	自治事務		
5の22	公正取引委員会の請求	自治事務		
5の23③	協業組合の役員の変更届出、組合員による臨時総会の招集の承認、定款の変更の認可、余裕金運用の制限の緩和の認可	自治事務		
5の23④	協業組合の解散の届出、合併の認可	自治事務		
5の23⑤	協業組合の解散登記の嘱託	自治事務		

5の23⑥	協業組合の不服の申出に対する措置、請求に基づく会計状況の検査、決算書類の提出、法令違反に対する処分	自治事務		
9	商工組合の地区を特別の地区とする旨の承認	自治事務		
17の2①	商工組合の組合員以外の者の事業の利用の特例の認可	自治事務		
33	商工組合連合会の組合員以外の者の事業の利用の特別認可	自治事務		
42①	商工組合及び商工組合連合会の設立の認可	自治事務		
47②	商工組合及び商工組合連合会の役員の変更届出、組合員・会員による臨時総会の招集の承認、定款の変更の認可、余裕金運用の制限の緩和の許可	自治事務		
47③	商工組合及び商工組合連合会の解散の届出、合併の認可	自治事務		
54	商工組合及び商工組合連合会の解散登記の嘱託	自治事務		
67	主務大臣の命令	自治事務		
69①～③	商工組合等に対する解散命令	自治事務		
69④	商工組合等の解散命令の官報掲載	自治事務		
71	商工組合等の不服の申出に対する措置、請求に基づく会計状況の検査、決算関係書類の提出	自治事務		
92	商工組合等からの報告の徴収	自治事務		
93	商工組合等に対する立入検査	自治事務		
95④	協業組合への組織変更認可	自治事務		
96⑧	事業協同組合への組織変更の届出	自治事務		
97②	商工組合への組織変更認可	自治事務		
100の11	株式会社への組織変更の届出	自治事務		

(5) 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律(平13法57)

条項	事務・権限	移譲後の措置		
		事務の区分	個別法に規定する 国の関与	大臣の並行権限
5④	都道府県公安委員会による認定又は認定の拒否に係る事前の協議・同意	自治事務		
7②	都道府県公安委員会による認定の取消しに係る事前の協議・同意	自治事務		
8②	都道府県公安委員会からの変更の届出の通知	自治事務		
9③	都道府県公安委員会からの認定証の返納の通知	自治事務		
13③	自動車運転代行業者による自動車運転代行業約款の届出	自治事務		
21②	自動車運転代行業を営む者に対する報告徴収及び立入検査	自治事務		
22①	都道府県公安委員会による自動車運転代行業者等に対する指示に係る通知	自治事務		
22②	自動車運転代行業者に対する指示及び都道府県公安委員会に対する通知	自治事務		
23②③	都道府県公安委員会による営業の停止命令に係る要請、事前の協議・同意	自治事務		
24②	都道府県公安委員会による営業の廃止命令に係る事前の協議・同意	自治事務		

【環境省】

(1) 土壌汚染対策法(平14法53)

条項	事務・権限	移譲後の措置		
		事務の区分	個別法に規定する 国の関与	大臣の並行権限
3①	指定調査機関(一の都道府県の区域内のみで調査業務を行うものに限る。以下同じ。)の指定	自治事務		
35	指定調査機関の変更届出	自治事務		
36③	指定調査機関に対する業務執行又は業務改善命令	自治事務		
37①	指定調査機関の業務規程の届出又は業務規程変更の届出	自治事務		

39	指定調査機関に対する適合命令	自治事務		
40	指定調査機関の業務廃止届出	自治事務		
42	指定調査機関の指定の取消し	自治事務		
43	指定調査機関の指定等の公示	自治事務		
54⑤	指定調査機関に対する報告徴収及び立入検査	自治事務		

移譲済み4事務関連項目等に係る提案検討事項について

提案検討事項	提案検討の経過・概要等	審議状況	見直し方針	見直し方針を踏まえた対応案
商工会議所法に基づく定款変更の認可事務の一元化	<ul style="list-style-type: none"> ○平成18年に道州制特区推進法が制定された際、当該事務が道に移譲されたが、一部にとどまったため、現在も国（道経産局）が実施している事務がある。 ○このことから、申請先を道に一元化することを検討する。 	H25.10.31開催の第56回委員会において答申案を了承	移譲する	<ul style="list-style-type: none"> ■答申を見送り、一旦検討を終了 《理由》 <ul style="list-style-type: none"> ・見直し方針に基づく移譲によって、道においては商工会議所法に基づく定款変更の認可事務の一元化が実現することとなったため、国への特区提案の必要性が無くなった
指定医療機関の指定と類似の事務	<ul style="list-style-type: none"> ○平成18年に道州制特区推進法が制定された際、「児童福祉法」、「母子保健法」、「生活保護法」に規定する国又は独立行政法人が開設する医療機関に係る公費負担医療等を行う指定医療機関等の指定事務が、道に移譲された。 ○これに類似する事務として、「原爆被爆者援護法」、「戦傷病者特別援護法」等に規定する指定医療機関等の指定事務の移譲を検討する。 	国から地方への事務・権限の移譲等に係る国の動向を見極めるため審議を保留中	移譲する	<ul style="list-style-type: none"> ■一旦検討を終了 《理由》 <ul style="list-style-type: none"> ・見直し方針によって、左記の事務が道に移譲されることとなったため、国への特区提案の必要性が無くなった
栄養士養成施設の指定事務	<ul style="list-style-type: none"> ○平成18年に道州制特区推進法が制定された際、調理師養成施設の指定に関する事務が道に移譲された。 ○これに類似する事務として、栄養士養成施設の指定権限の移譲を検討する。 	国から地方への事務・権限の移譲等に係る国の動向を見極めるため審議を保留中	移譲以外の見直し（今後の管理栄養士に係る養成施設と栄養士に係る養成施設の配置状況を踏まえ、検討を進める）	<ul style="list-style-type: none"> ■審議の再開 《論点等》 <ul style="list-style-type: none"> ・道としては、分権推進の観点から、道州制特区制度を活用して、他の養成施設の指定事務と同様に移譲を求めるべきではないか ・当該移譲により、栄養士も併設する管理栄養士養成校に対して、道厚生局と道が指導・監督を行うこととなり、養成校側の事務の複雑化を招くなど、事務の簡素化等が期待できず、権限移譲のメリットは小さい
総合衛生管理製造過程（HACCP）の承認監視指導等の権限	<ul style="list-style-type: none"> ○平成16年に国に提案したが、国からは移譲困難との回答が示された。 ○しかし、その後の国の自己仕分けでは、地方に一律・一斉に移譲する事務として整理されていることを踏まえ、改めて移譲を検討する。 	国から地方への事務・権限の移譲等に係る国の動向を見極めるため審議を保留中	移譲以外の見直し（都道府県、保健所設置市及び特別区への移譲について検討を進める）	<ul style="list-style-type: none"> ■審議の再開 《論点等》 <ul style="list-style-type: none"> ・道としては、分権推進の観点から、道州制特区制度を活用して、本道にとって重要な食の安全に関連する当該事務の移譲を積極的に求めるべきではないか ・保健所設置市への移譲方法等の問題の解決が望ましい
鳥獣保護法に係る危険猟法と類似の事務	<ul style="list-style-type: none"> ○平成18年に道州制特区推進法が制定された際、鳥獣保護法に係る危険猟法のうち、麻酔薬を使用した捕獲の許可権限が道に移譲された。 ○他の危険猟法（爆発物、劇薬、かすみ網等）を用いた捕獲の許可権限等の移譲を検討する。 	H25.10.8開催の第55回委員会において分野別審議を終了		<ul style="list-style-type: none"> ■一旦検討を終了 《理由》 <ul style="list-style-type: none"> ・当該移譲については、本道にニーズが無いこと、また、国際的な鳥獣保護の必要等から国が所管すべきとの意見があったため

自治体内を運行区域とする 乗合タクシー等の許可権限の移譲

一般乗合旅客自動車運送事業の事業許可権限等の移譲に対する
市町村の意見 1

自治体内を運行区域とする乗合タクシー等の許可権限の移譲 . . . 2～3

旅客自動車運送事業について 4

一般乗合旅客自動車運送の事業許可手続き 5

関係法令 6～13

一般乗合旅客自動車運送事業の事業許可権限等の移譲に対する市町村の意見

項 目	B町	C町
事業主体	<p>B町地域公共交通活性化協議会</p> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>B町、B町内にある大学、B町内の民間企業により組織 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第6条に基づく協議会 B町内の民間運送事業者に運行業務を委託して実施</p> </div>	<p>民間バス会社 ※C町は当該民間バス会社に対して補助金を支出</p>
運行形態	<p>路線バス方式(町内3路線) 15人乗り小型バス</p>	<p>デマンド方式による区域運行 ワンボックスタイプ10人乗り</p>
事業許可申請	<p>委託を受けた民間事業者が対応</p>	<p>民間事業者</p>
運賃及び運賃の認可	<p>運賃は基本200円(中学生以下や身障者等は半額等) B町地域公共交通活性化協議会において合意した額を事業者が届出</p>	<p>運賃は基本200円(中学生以下は半額等) C町地域公共交通活性化協議会において合意した額を事業者が届出</p>
権限移譲に対する意見	<ul style="list-style-type: none"> ・事業許可申請を行ったのは委託先の事業者であり、町は関与していないため、事業許可権限が国から道に移譲されても影響はない。 ・権限が国から道に移譲されても、申請先(届出先)はいずれも札幌市内であるためメリットはない。 ・バス運行の活性化と権限が国にあるか道にあるかは結びつかない。 ・町から運行事業者にも意見照会したところ、「メリットは特になし。デメリットは事業によって申請窓口が国と道に分散すること」との回答があった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・道路運送法第4条による車両運送等は、国との関係で「計画・補助・許可」が一体的なものとして運用されている。このうち、「許可」のみが北海道に移譲されると、権限が分散され、煩雑化を招くことが懸念される。 ・申請から許可までの期間の短縮だけでは、自治体も民間事業者もメリットの実感が薄く、むしろ国と道に権限が分散することで逆効果になる懸念の方が大きい。

自治体内を運行区域とする乗合タクシー等の許可権限の移譲

アイデアの内容

自治体内を運行区域とする乗合タクシー、地域内循環バス運行に係る許可権限、運賃及び料金に係る許可権限等を都道府県に移譲する。

【運行形態の想定】

- 事業主体：既存の民間ハイヤー会社又は既存の民間バス会社
- 目的：通院や買い物等の町内移動手段の確保と交通空白エリアの解消
- 対象者：A町在住の住民
- 運行方式：ドア・ツー・ドア方式(市街地に12箇所の乗降場所を設け、自宅等と往来)等

必要となる許認可

- 一般旅客自動車運送事業の許可(道路運送法第4条)
- 一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金に係る認可(道路運送法第9条)

アイデアを提出した理由等

- 申請から許認可に要する時間の短縮
～ 都道府県の方が国よりも地域の実情に詳しい
- 都道府県への移譲
～ 当該自治体内の事業者に対して、当該自治体が許認可権限を持つのは好ましくないと判断

アイデア提出後のA町の対応等

乗合タクシーの試験運行の実施

- 平成22年度に1年間実施
- 上記「アイデアの内容」欄に記載した運行形態により実施(国土交通大臣の許可を受けて実施)
- 利用者が少なかったことから、本格実施はせず。



現在実施中の交通対策

- 高齢者ハイヤー利用サービス
 - ・平成23年7月から実施
 - ・町内に住所を有する75歳以上の方を対象
 - ・町内であれば初乗り運賃のみでハイヤーを利用できるサービス
- 路線バス高齢者利用支援事業
 - ・平成24年4月から実施
 - ・町内に住所を有する75歳以上の方を対象
 - ・所定の区間内であれば300円で路線バスを利用できるサービス

想定されるメリット

○申請・相談窓口の増加

〈現 行〉北海道運輸局の7支局
〈移譲後〉14の(総合)振興局

○対応の迅速化

市町村により身近な道が対応することにより、
申請から許可までの期間の短縮が期待される。



申請者の
利便性
の向上

想定されるデメリット・懸念

旅客自動車運送事業のうち一般乗合旅客自動車運送事業の許可権限のみを移譲



移譲する事務の範囲の問題

一般乗合旅客自動車運送事業は、乗合タクシーや地域内循環バスのほか、路線バスや都市間高速バスなどの事業も含まれる。

申請・相談窓口の分散

「一般貸切」及び「一般乗用」旅客自動車運送事業や特定旅客自動車運送事業等の許可権限は国に残る。

⇨ 事業によって国と道に窓口が分散することになり、申請者が不便を感じるおそれあり

旅客自動車運送事業について

旅客自動車運送事業とは

他人の需要に応じ、有償で、自動車を使用して旅客を運送する事業

■一般旅客自動車運送事業

不特定の者の需要に応じ、一定の範囲の旅客を運送することを事業とする。輸送の仕方によって、「乗合」、「貸切」、「乗用」の3つの事業に区分される。

■特定旅客自動車運送事業

特定の者の需要に応じ、特定の場所に運送することのみを事業とする。
【例】従業員送迎バス、介護タクシー 等

一般乗合旅客自動車運送事業

運行する時間と経路をあらかじめ定め、不特定多数の旅客を乗り合わせて行う旅客自動車運送事業
【例】路線バス、デマンドバス、乗合タクシー 等

一般貸切旅客自動車運送事業

一個の団体等と運送の契約を結び、車両を貸し切って運送する旅客自動車運送事業
【例】貸切バス 等

一般乗用旅客自動車運送事業

運送形態は一般貸切旅客自動車運送事業と同じであるが、使用する車両は乗車定員が10人以下の自動車
【例】ハイヤー、タクシー 等

運賃・料金

- ・一般乗合旅客自動車運送事業者は、旅客の運賃及び料金の上限を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。
これを変更しようとするときも同様とする。
- ・上記の上限の範囲内で運賃等を定めたときは、あらかじめ国土交通大臣に届け出なければならない。
これを変更しようとするときも同様とする。
- ・道路運送法に定める地域公共交通会議等において、運賃・料金について合意がなされていれば、上限の認可は不要であり、あらかじめ、国土交通大臣に届け出ることをもって足りる。

【参考】地域公共交通会議

地域住民の生活に必要な旅客輸送の確保その他の旅客の利便の増進を図るために必要な一般乗合旅客自動車運送事業及び市町村運営有償運送に関する協議を行うために一又は複数の市町村長又は都道府県知事が主宰する会議をいう。

一般乗合旅客自動車運送の事業許可手続き

市 町 村

地域公共交通会議の設置及び協議

事業計画原案の作成
(運行経路・運行回数・時刻等)

運行委託

運送事業者

主な事業許可申請書類

- ・申請書(事業計画)
～路線、事務所(営業所)、事業用自動車、停留所等に関する事項を記載。
路線図を添付。
- ・事業用自動車の運行管理の体制を記載した書面
- ・事業の開始に要する資金及び調達方法を記載した書面
- ・乗務員の休憩、仮眠又は睡眠のための施設の概要を記載した書面 等

事業許可

事業許可申請

上限運賃
認可

上限運賃
認可申請

国土交通省

事業許可申請から事業許可までの標準処理期間は基本的に約3か月

その他参考事項

- 北海道内における申請先は、北海道運輸局の各支局(札幌・函館・旭川・室蘭・釧路・帯広・北見)
- 事業許可申請に要する書類は、運行の形態により異なる。
(路線定期運行・路線不定期運行・区域運行)

■道路運送法

(定義)

第二条 この法律で「道路運送事業」とは、旅客自動車運送事業、貨物自動車運送事業及び自動車道事業をいう。

2 この法律で「自動車運送事業」とは、旅客自動車運送事業及び貨物自動車運送事業をいう。

3 この法律で「旅客自動車運送事業」とは、他人の需要に応じ、有償で、自動車を使用して旅客を運送する事業であつて、次条に掲げるものをいう。

4 この法律で「貨物自動車運送事業」とは、貨物自動車運送事業法 による貨物自動車運送事業をいう。

5 この法律で「自動車道事業」とは、一般自動車道を専ら自動車の交通の用に供する事業をいう。

6 この法律で「自動車」とは、道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五号）による自動車をいう。

7 この法律で「道路」とは、道路法（昭和二十七年法律第八十号）による道路及びその他の一般交通の用に供する場所並びに自動車道をいう。

8 この法律で「自動車道」とは、専ら自動車の交通の用に供することを目的として設けられた道で道路法 による道路以外のものをいい、「一般自動車道」とは、専用自動車道以外の自動車道をいい、「専用自動車道」とは、自動車運送事業者（自動車運送事業を営む者をいう。以下同じ。）が専らその事業用自動車（自動車運送事業者がその自動車運送事業の用に供する自動車をいう。以下同じ。）の交通の用に供することを目的として設けた道をいう。

(種類)

第三条 旅客自動車運送事業の種類は、次に掲げるものとする。

一 一般旅客自動車運送事業（特定旅客自動車運送事業以外の旅客自動車運送事業）

イ 一般乗合旅客自動車運送事業（乗合旅客を運送する一般旅客自動車運送事業）

ロ 一般貸切旅客自動車運送事業（一個の契約により国土交通省令で定める乗車定員以上の自動車を貸し切つて旅客を運送する一般旅客自動車運送事業）

ハ 一般乗用旅客自動車運送事業（一個の契約によりロの国土交通省令で定める乗車定員未満の自動車を貸し切つて旅客を運送する一般旅客自動車運送事業）

二 特定旅客自動車運送事業（特定の者の需要に応じ、一定の範囲の旅客を運送する旅客自動車運送事業）

(一般旅客自動車運送事業の許可)

第四条 一般旅客自動車運送事業を営もうとする者は、国土交通大臣の許可を受けなければならない。

2 一般旅客自動車運送事業の許可は、一般旅客自動車運送事業の種別（前条第一号イからハマまでに掲げる一般旅客自動車運送事業の別をいう。以下同じ。）について行う。

(許可申請)

第五条 一般旅客自動車運送事業の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 営もうとする一般旅客自動車運送事業の種別

三 路線又は営業区域、営業所の名称及び位置、営業所ごとに配置する事業用自動車の数その他の一般旅客自動車運送事業の種別（一般乗合旅客自動車運送事業にあつては、路線定期運行（路線を定めて定期に運行する自動車による乗合旅客の運送をいう。以下同じ。）その他の国土交通省令で定める運行の態様の別を含む。）ごとに国土交通省令で定める事項に関する事業計画

2 前項の申請書には、事業用自動車の運行管理の体制その他の国土交通省令で定める事項を記載した書類を添付しなければならない。

3 国土交通大臣は、申請者に対し、前二項に規定するもののほか、当該申請者の登記事項証明書その他必要な書類の提出を求めることができる。

(許可基準)

第六条 国土交通大臣は、一般旅客自動車運送事業の許可をしようとするときは、次の基準に適合するかどうかを審査して、これをしなければならない。

- 一 当該事業の計画が輸送の安全を確保するため適切なものであること。
- 二 前号に掲げるもののほか、当該事業の遂行上適切な計画を有するものであること。
- 三 当該事業を自ら適確に遂行するに足る能力を有するものであること。

(一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金)

第九条 一般乗合旅客自動車運送事業を営業者（以下「一般乗合旅客自動車運送事業者」という。）は、旅客の運賃及び料金（旅客の利益に及ぼす影響が比較的小さいものとして国土交通省令で定める運賃及び料金を除く。以下この条、第三十一条第二号、第八十八条の二第二号及び第五号並びに第八十九条第一項第一号において「運賃等」という。）の上限を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

2 国土交通大臣は、前項の認可をしようとするときは、能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものを超えないものであるかどうかを審査して、これをしなければならない。

3 一般乗合旅客自動車運送事業者は、第一項の認可を受けた運賃等の上限の範囲内で運賃等を定め、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

4 一般乗合旅客自動車運送事業者が、地域における需要に応じ当該地域の住民の生活に必要な旅客輸送の確保その他の旅客の利便の増進を図るために乗合旅客の運送を行う場合において、国土交通省令で定めるところにより、地方公共団体、一般乗合旅客自動車運送事業者、住民その他の国土交通省令で定める関係者が当該運送に係る運賃等について合意しているときは、当該一般乗合旅客自動車運送事業者は、第一項及び前項の規定にかかわらず、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出ることをもって足りる。これを変更しようとするときも同様とする。

5 一般乗合旅客自動車運送事業者は、第一項の国土交通省令で定める運賃及び料金を定めようとするときは、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

6 国土交通大臣は、第三項若しくは第四項の運賃等又は前項の運賃若しくは料金が次の各号（第三項又は第四項の運賃等にあつては、第二号又は第三号）のいずれかに該当すると認めるときは、当該一般乗合旅客自動車運送事業者に対し、期限を定めてその運賃等又は運賃若しくは料金を変更すべきことを命ずることができる。

- 一 社会的経済的事情に照らして著しく不適切であり、旅客の利益を阻害するおそれがあるものであるとき。
- 二 特定の旅客に対し不当な差別的取扱いをするものであるとき。
- 三 他の一般旅客自動車運送事業者（一般旅客自動車運送事業を営業者をいう。以下同じ。）との間に不当な競争を引き起こすおそれがあるものであるとき。

■道路運送法施行令

(旅客自動車運送事業に関する権限の委任)

第一条 一般乗合旅客自動車運送事業に関する道路運送法（以下「法」という。）第二章及び第四章に規定する国土交通大臣の権限であつて、次に掲げるものは、地方運輸局長に委任する。

一 法第四条第一項の規定による事業の許可（当該事業に係る路線が国土交通省令で定める地方的な路線の基準に該当するもの（以下「地方路線」という。）である場合又は当該事業が路線を定めて行うもの以外のもの（以下「不定路線事業」という。）である場合に限る。）

二 法第九条第一項の規定による運賃又は料金の上限の設定又は変更の認可であつて、次に掲げるもの

イ 事業計画の変更のうち停留所の新設、廃止又は位置の変更に伴う運賃の上限の設定又は変更に関するもの

ロ 運行計画の変更のうち運行系統の変更に伴う運賃の上限の設定又は変更に関するもの

ハ 深夜における旅客その他の特殊の旅客に適用する運賃の上限の設定又は変更に関するもの

ニ イからハマで掲げるもの以外の運賃の上限の設定又は変更に関するもの（当該事業に係る路線が地方路線である場合又は当該事業が路線を定めて行うもの以外のもの（以下「不定路線事業」という。）である場合に限る。）

ホ 料金の上限の設定又は変更に関するもの

三 法第九条第三項の規定による届出の受理であつて次に掲げるもの又は同条第四項若しくは第五項の規定による届出の受理

イ 前号に掲げるものとして法第九条第一項の認可を受けた運賃又は料金の上限に係る運賃又は料金の設定又は変更に関するもの

ロ 適用する期間又は区間その他の条件が付された運賃の設定又は変更に関するもの

四 法第九条第六項の規定による運賃等又は運賃若しくは料金の変更の命令（前号に規定する届出に係るものに限る。）

■道路運送法施行規則

(法第三条第一号 ロの乗車定員)

第三条の二 法第三条第一号 ロの国土交通省令で定める乗車定員は、十一人とする。

(一般乗合旅客自動車運送事業の運行の態様)

第三条の三 法第五条第一項第三号 の国土交通省令で定める運行の態様は、次のとおりとする。

- 一 路線定期運行
- 二 路線を定めて不定期に運行する自動車による乗合旅客の運送（以下「路線不定期運行」という。）
- 三 前二号に掲げるもの以外の乗合旅客の運送（以下「区域運行」という。）

(事業計画)

第四条 法第五条第一項第三号 の事業計画のうち路線定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業に係るものには、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 路線に関する次に掲げる事項
 - イ 起点及び終点の地名及び地番
 - ロ キロ程
 - ハ 主たる経過地
- 二 主たる事務所及び営業所の名称及び位置
- 三 営業所ごとに配置する事業用自動車の数並びにその常用車及び予備車別の数並びにこれらのうち乗車定員十一人未満の事業用自動車の数
- 四 自動車車庫の位置及び収容能力
- 五 各路線に配置する事業用自動車のうち、長さ、幅、高さ又は車両総重量が最大であるものの当該長さ、幅、高さ又は重量
- 六 停留所の名称及び位置並びに停留所間のキロ程
 - 2 前項の事業計画には、次に掲げる事項を記載した路線図を添付するものとする。
 - 一 路線
 - 二 営業所及び停留所の位置及び名称
 - 三 自動車車庫の位置
 - 四 道路法（昭和二十七年法律第百八十号）による道路（種類を明示すること）、自動車道及び一般交通の用に供する場所の別並びにその種別ごとのキロ程及び有効幅員並びに待避所の位置
 - 五 縮尺及び方位
 - 3 法第五条第一項第三号 の事業計画のうち路線不定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業に係るものには、次に掲げる事項を記載するものとする。
 - 一 路線に関する次に掲げる事項
 - イ 起点及び終点の地名及び地番
 - ロ キロ程
 - ハ 主たる経過地
 - ニ 主たる事務所及び営業所の名称及び位置
 - 三 営業所ごとに配置する事業用自動車の数及びそのうち乗車定員十一人未満の事業用自動車の数
 - 四 自動車車庫の位置及び収容能力
 - 五 各路線に配置する事業用自動車のうち、長さ、幅、高さ又は車両総重量が最大であるものの当該長さ、幅、高さ又は重量
 - 六 運行系統
 - 七 乗降地点の名称及び位置並びに乗降地点間のキロ程
 - 八 運行系統ごとの発地の発車時刻又は着地の到着時刻を定める場合にあつては、当該発車時刻又は到着時刻
 - 4 前項の事業計画には、次に掲げる事項を記載した路線図を添付するものとする。

- 一 路線
 - 二 営業所及び乗降地点の位置及び名称
 - 三 自動車車庫の位置
 - 四 運行系統
 - 五 道路法による道路（種類を明示すること。）、自動車道及び一般交通の用に供する場所の別並びにその種別ごとのキロ程及び有効幅員並びに待避所の位置
 - 六 縮尺及び方位
- 5 法第五条第一項第三号の事業計画のうち区域運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業に係るものには、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 営業区域
 - 二 主たる事務所及び営業所の名称及び位置
 - 三 営業所ごとに配置する事業用自動車の数及びそのうち乗車定員十一人未満の事業用自動車の数
 - 四 自動車車庫の位置及び収容能力
 - 五 運送の区間
 - 六 発地の発車時刻若しくは着地の到着時刻又は運行間隔時間
- 6 前項の事業計画には、次に掲げる事項を記載した図面を添付するものとする。

- 一 営業区域
- 二 営業所並びに発地及び着地の位置及び名称
- 三 自動車車庫の位置
- 四 縮尺及び方位

7 法第五条第一項第三号の事業計画のうち一般貸切旅客自動車運送事業に係るものには、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 営業区域
- 二 主たる事務所及び営業所の名称及び位置
- 三 営業所ごとに配置する事業用自動車の数
- 四 自動車車庫の位置及び収容能力

8 法第五条第一項第三号の事業計画のうち一般乗用旅客自動車運送事業に係るものには、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 営業区域
- 二 主たる事務所及び営業所の名称及び位置
- 三 営業所ごとに配置する事業用自動車の数並びにその種別ごとの数並びに地方運輸局長が指定する地域にあつてはタクシー（タクシー業務適正化特別措置法（昭和四十五年法律第七十五号）第二条第一項に規定するタクシーをいう。以下同じ。）及びハイヤー（同法第二条第二項に規定するハイヤーをいう。以下同じ。）の別ごとの数
- 四 自動車車庫の位置及び収容能力

（営業区域）

第五条 法第五条第一項第三号の営業区域は、輸送の安全、旅客の利便等を勘案して、地方運輸局長が定める区域を単位とするものとする。

（申請書に添付する書類）

第六条 法第五条第二項の書類は、次に掲げるものとする。

- 一 事業用自動車の運行管理の体制を記載した書面
- 二 事業の開始に要する資金及びその調達方法を記載した書面
- 三 事業用自動車の乗務員の休憩、仮眠又は睡眠のための施設の概要を記載した書面
- 四 事業用自動車の運行により生じた旅客その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償するための措置を講じていることを証する書類
- 五 一般乗用旅客自動車運送事業の許可を受けようとする者であつて、その事業用自動車を当該許可を受けようとする者に限つて運転しようとするものにあつては、その旨を記載した書面

六 既存の法人にあつては、次に掲げる書類

イ 定款又は寄附行為及び登記事項証明書

ロ 最近の事業年度における貸借対照表

ハ 役員又は社員の名簿及び履歴書

七 法人を設立しようとするものにあつては、次に掲げる書類

イ 定款（会社法（平成十七年法律第八十六号）第三十条第一項 及びその準用規定により認証を必要とする場合には、認証のある定款）又は寄附行為の謄本

ロ 発起人、社員又は設立者の名簿及び履歴書

ハ 設立しようとする法人が株式会社であるときは、株式の引受けの状況及び見込みを記載した書類

八 法人格なき組合にあつては、次に掲げる書類

イ 組合契約書の写し

ロ 組合員の資産目録

ハ 組合員の履歴書

九 個人にあつては、次に掲げる書類

イ 資産目録

ロ 戸籍抄本

ハ 履歴書

十 法第七条 各号のいずれにも該当しない旨を証する書類

2 法第四条 の規定により一般乗用旅客自動車運送事業の許可を受けようとする者が、その事業用自動車を当該許可を受けようとする者に限つて運転しようとする場合には、前項第三号に掲げる書類の添付を省略することができる。

3 法第四条 の規定により一般乗合旅客自動車運送事業の許可を受けようとする者が、申請書に第十五条の十二の運行計画と同一の内容を記載した書面を添付したときは、法第十五条の三第一項 の規定による運行計画の届出がなされたものとみなす。

（緊急調整措置）

第七条 法第八条第四項 の国土交通省令で定める事業計画の変更は、次に掲げるものとする。ただし、専ら身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第四条 に規定する身体障害者、介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第十九条第一項 に規定する要介護認定を受けている者、同条第二項 に規定する要支援認定を受けている者及びその他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害その他の障害を有する者並びにその付添人の運送の用に供する車両に係るものを除く。

一 緊急調整地域における営業区域の設定

二 緊急調整地域における営業所に配置する事業用自動車の合計数の増加

三 第四条第八項第三号の地域にあつては、緊急調整地域における営業所に配置するタクシーの合計数の増加

（一般乗合旅客自動車運送事業の運賃等の上限の認可申請）

第八条 法第九条第一項 の規定により、運賃等の上限の設定又は変更の認可を申請しようとする者は、次に掲げる事項を記載した運賃等上限設定（変更）認可申請書を提出するものとする。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 設定又は変更しようとする運賃等の上限を適用する路線

三 設定又は変更しようとする運賃等の上限の種類、額及び適用方法（変更の認可申請の場合は、新旧の運賃等（変更に係る部分に限る。）を明示すること。）

四 変更の認可申請の場合は、変更を必要とする理由

2 前項の申請書には、原価計算書その他運賃等の上限の額の算出の基礎を記載した書類を添付するものとする。

3 次に掲げる場合には、前項の書類の添付を省略することができる。

一 路線を共通にする他の一般乗合旅客自動車運送事業者がその路線を共通にする部分について、現に認可を受けている運賃等の上限と同一の運賃等の上限の設定の認可の申請をする場合

二 一般乗合旅客自動車運送事業者が、廃止された一般乗合旅客自動車運送事業の路線と路線を共通にする部分について、廃止前に認可を受けていた運賃等の上限と同一の運賃等の上限の設定の認可の申請をする場合

三 一般乗合旅客自動車運送事業を営んでいる者が、認可を受けている当該事業の運賃の上限の賃率と同一の賃率を適用して運賃の上限の設定の認可を申請する場合

四 一般乗合旅客自動車運送事業を営んでいる者が、認可を受けている当該事業の料金の上限と同一の料金の上限の設定の認可を申請する場合

五 前各号に掲げる場合のほか、一般乗合旅客自動車運送事業を営んでいる者が当該事業の運賃等の上限の設定又は変更の認可を申請する場合であつて、国土交通大臣（運賃等の上限の設定又は変更の認可の権限が地方運輸局長に委任されている場合にあつては、地方運輸局長。次項において同じ。）が必要ないと認めたとき。

4 一般乗合旅客自動車運送事業者は、第一項の申請書に法第九条第三項の規定により届け出るべき運賃等の種類、額及び適用方法を記載した書類を添付することができる。この場合において、国土交通大臣が、法第九条第一項の規定による運賃等の上限の認可をしたときは、当該運賃等について同条第三項の規定による届出がなされたものとみなす。

（一般乗合旅客自動車運送事業の運賃等の届出）

第九条 法第九条第三項又は第四項の規定により運賃等の設定又は変更の届出をしようとする者は、当該運賃等の実施予定日の三十日前までに、次に掲げる事項を記載した運賃等設定（変更）届出書を提出するものとする。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 設定又は変更しようとする運賃等を適用する路線

三 設定又は変更しようとする運賃等の種類、額及び適用方法（変更の届出の場合には、新旧の運賃等（変更に係る部分に限る。）を明示すること。）

四 適用する期間又は区間その他の条件を付す場合には、その条件

五 実施予定日

2 法第九条第四項の規定による運賃等の設定又は変更の届出に係る前項の届出書には、当該届出に係る運賃等について次条に規定する地域公共交通会議又は地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成十九年法律第五十九号）第六条に規定する協議会（第九条の三第一項第二号から第五号に掲げる者を構成員に含むものに限る。以下単に「協議会」という。）において協議が調つていることを証する書類を添付するものとする。

3 次に掲げる場合には、第一項中「当該運賃等の実施予定日の三十日前までに」とあるのは、「あらかじめ」と読み替えるものとする。

一 当該路線について他の一般乗合旅客自動車運送事業者が現に適用している運賃等と同一の運賃等の設定又は変更の届出をする場合

二 前号に掲げる場合のほか、法第九条第六項各号に該当しないものとして国土交通大臣（運賃等の届出の受理の権限が地方運輸局長に委任されている場合にあつては、地方運輸局長）が必要ないと認めたとき。

（法第九条第四項の合意しているとき）

第九条の二 法第九条第四項の合意しているときとは、同項の届出に係る運賃等について地域公共交通会議（地域住民の生活に必要な旅客輸送の確保その他の旅客の利便の増進を図るために必要な一般乗合旅客自動車運送事業及び第四十九条第一号に規定する市町村運営有償運送に関する協議を行うために一又は複数の市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）又は都道府県知事が主宰する会議をいう。以下同じ。）又は協議会において協議が調つているときとする。

（地域公共交通会議の構成員）

第九条の三 地域公共交通会議は、次に掲げる者により構成するものとする。

一 地域公共交通会議を主宰する市町村長又は都道府県知事その他の地方公共団体の長

二 一般乗合旅客自動車運送事業者その他の一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体

三 住民又は旅客

四 地方運輸局長

五 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体

2 地域公共交通会議を主宰する市町村長又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、前項各号に掲げる者のほか、地域公共交通会議に、次に掲げる者を構成員として加えることができる。

一 路線を定めて行う一般乗合旅客自動車運送事業又は第四十九条第一号に規定する市町村運営有償運送について協議を行う場合には、次に掲げる者

イ 道路管理者

- ロ 都道府県警察
- 二 学識経験を有する者その他の地域公共交通会議の運営上必要と認められる者

整 理 案

建築基準法に基づく構造方法等の認定権限の移譲

建築基準法に基づく構造方法等の認定権限の移譲

現
状

- ・建築基準法に基づく構造方法等の認定は、国土交通大臣が指定した性能評価機関が事前に評価し、国土交通省(本省)が認定を行っている。
- ・道内では、北方建築総合研究所が、東北・北海道地域で唯一、性能評価機関として指定されている。



課
題

- ・道内で性能評価を行っても、認定申請は国土交通省(東京)で行わなければならない、申請者の負担が大きい。
- ・認定事務は国土交通省(本省)が、全国からの申請に一括して対応していることから、申請から認定までに相当の時間を要する。

目指すすがた

評価から認定まで道内で手続きが完結

現状

国土交通大臣に認定権限があるため、道内で性能評価を行っても、認定は東京で行わなければならない。



提案

国土交通大臣の認定権限を北海道知事に移譲することにより、評価から認定まで道内で完結



- 手続きの軽減や迅速化が図られ申請者の利便性が向上
- 北方建築総合研究所の活用推進
- 建築産業、住宅産業の振興

建築基準法に基づく構造方法等の認定<新旧対照表>

区 分	現 行	権 限 移 譲 後
イメージ図	<p>■北方建築総合研究所において行っている性能評価の業務</p> <p>【防耐火構造及び防火設備】 耐火設備、準耐火設備、防火構造、耐火建築物の防火設備に係る遮炎性能、準防火構造、準防火地域の防火設備に係る準遮炎性能 等</p> <p>【防火材料】 不燃材料、準不燃材料、難燃材料</p> <p>【ホルムアルデヒド発散材料】</p> <p>■評価申請から認定までの流れ</p> <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">事業者</div> ⇒ <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">【性能評価】 北方建築総合 研究所(旭川市)</div> ⇒ <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">【認定】 国土交通省 (東京都)</div> </div> <p style="text-align: right; margin-top: 5px;">※認定申請は事業者が行う。</p>	<p>■北方建築総合研究所において行っている性能評価の業務</p> <p style="text-align: center;">同 左</p> <p>■評価申請から認定までの流れ</p> <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">事業者</div> ⇒ <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">【性能評価】 北方建築総合 研究所(旭川市)</div> ⇒ <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">【認定】 国土交通省</div> </div> <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin-top: 10px;"> ⇩ <div style="border: 2px solid green; padding: 5px; text-align: center; background-color: #c8e6c9;">【認定】 北海道</div> </div> <p style="text-align: right; margin-top: 5px;">※認定申請は事業者が行う。</p>

区 分	現 行	権 限 移 譲 後
法令制度	<p>【防耐火構造及び防火設備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・耐火設備(法第2条第7号) ・準耐火設備(法第2条第7号の2) ・防火構造(法第2条第8号) ・耐火建築物の防火設備に係る遮炎性能(法第2条第9号の2口) ・準防火構造(法第23条) ・防火地域又は準防火地域の防火設備に係る準遮炎性能(法第64条) ・特定防火設備の遮炎性能(令第112条第1項) ・準耐火構造の界壁等に用いる防火設備の遮炎性能(令第114条第5項) ・耐火建築物とすることを要しない特殊建築物の加熱後の変形等の有無(令第115条の2の2第1項第1号) ・耐火建築物とすることを要しない特殊建築物のひさし等の変形等の有無(令第115条の2の2第1項第4号ハ) <p>【防火材料】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不燃材料(法第2条第9号) ・準不燃材料(令第1条第5号) ・難燃材料(令第1条第6号) <p>【ホルムアルデヒド発散材料】(令第20条の7第2項～第4項)</p>	<p>道州制特区推進法において、特定広域団体が道州制特別区域計画を作成したときは、左記の建築基準法及び建築基準法施行令の規定を適用しない旨の条文を追加する。</p> <p>北海道が次の事務に関する事項が定められている道州制特別区域計画を作成したときは、同計画の公告の日以降は、北海道内に所在する性能評価機関が行う性能評価業務の範囲に限り、北海道知事が次の事務を行うことができることとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 建築基準法第2条第7号に規定する構造のうち、壁に関する耐火性能の認定 2 建築基準法第2条第7号の2に規定する構造のうち、壁及び軒裏に関する準耐火性能の認定 3 建築基準法第2条第8号に規定する防火構造の認定 4 建築基準法第2条第9号の2口に規定する外壁の開口部で延焼のおそれのある部分の防火設備に関する遮炎性能の認定 5 建築基準法第23条に規定する外壁の準防火性能の認定 6 建築基準法第64条に規定する外壁の開口部で延焼のおそれのある部分の防火設備に関する準遮炎性能の認定 7 建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備の遮炎性能の認定 8 建築基準法施行令第114条第5項に規定する準耐火構造の界壁、間仕切り壁及び隔壁に用いる防火設備の遮炎性能の認定 9 建築基準法施行令第115条の2の2第1項第1号に規定する耐火建築物とすることを要しない特殊建築物の構造のうち、壁及び軒裏に関し加熱後に性能基準を満たしていることの認定 10 建築基準法施行令第115条の2の2第1項第4号ハに規定する耐火建築物とすることを要しない特殊建築物のひさし等の遮炎性能の認定 11 建築基準法第2条第9号に規定する不燃材料の認定 12 建築基準法施行令第1条第5号に規定する準不燃材料の認定 13 建築基準法施行令第1条第6号に規定する難燃材料の認定 14 建築基準法施行令第20条の7の第2項、第3項及び第4項に規定するホルムアルデヒド建築材料の夏季における飛散量が一定の値を下回ることの認定

〈摘要〉

「法」: 建築基準法

「令」: 建築基準法施行令

栄養士養成施設の指定及び HACCP の承認等 関係資料

- 栄養士養成施設の指定及び HACCP の承認等の移譲に係る
 これまでの検討経過等 1
- 栄養士養成施設に係る移譲検討事務・権限一覧 2
- 道内における管理栄養士養成施設及び栄養士養成施設一覧 3
- 栄養士養成施設関係法令（抜粋） 4
- HACCP 事務（食品衛生法）の権限移譲パターン 5
- HACCP とは 6～7
- HACCP 関係法令（抜粋） 8～9

栄養士養成施設の指定及びHACCPの承認等の移譲に係るこれまでの検討経過等

項 目	H25.4までの状況	H25.5.16 第52回提案検討委員会	H25.9.13 当面の方針	H25.12.20 見直し方針
<p>栄養士養成施設の指定権限等</p>	<p>・H25.3.28開催の第51回提案検討委員会において、提案検討を進めている旨報告。</p> <p>・H25.4に関係団体(北海道栄養士会)への説明を予定していたが、国の地方分権改革有識者会議において、「全国一律・一斉に移譲可能」な事務・権限として検討対象候補となったことから中止。</p>	<p>国の地方分権改革有識者会議において、「全国一律・一斉に移譲可能」な事務・権限として検討対象候補となる。</p> <p>⇒この動向を注視することとし、道州制特区提案に向けた検討は保留することとした。</p>	<p>「国から都道府県に全国一律に移譲する方向のもの」に区分</p>	<p>「国から地方公共団体に移譲する事務・権限」の区分からはずれ、「移譲以外の見直しを行う事務・権限」に区分</p> <p>～今後の管理栄養士に係る養成施設と栄養士に係る養成施設の配置状況を踏まえ、検討を進める。</p>
<p>HACCPの承認監視指導等の権限</p>	<p>・H24.12.26開催の第50回提案検討委員会において、提案検討を進めている旨報告。</p>			<p>「国から地方公共団体に移譲する事務・権限」の区分からはずれ、「移譲以外の見直しを行う事務・権限」に区分</p> <p>～都道府県、保健所設置市及び特別区への移譲について検討を進める。</p>

栄養士養成施設に係る移譲検討事務・権限一覧

[凡例～法：栄養士法、令：栄養士法施行令]

No.	内容	法令	現行		移譲の有無等	移譲後		備考
			国	道		国	道	
1	栄養士養成施設の指定	法第2条	○		移譲 		○	
2	栄養士免許の交付	法第4条		○			○	
3	栄養士名簿への登録	法第4条		○			○	
4	栄養士免許の取り消し	法第5条		○	現行のまま 		○	
5	栄養士免許の申請受付	令第1条		○			○	
6	栄養士免許の抹消申請	令第4条		○			○	
7	栄養士免許の返納	令第8条		○			○	
8	栄養士養成施設の指定の申請	令第9条	○		移譲 		○	【現行】都道府県の意見を添付
9	栄養士養成施設の基準	令第10条	○		移譲せず	○		
10	栄養士養成施設の内容変更	令第12条	○		移譲 		○	【現行】都道府県の意見を添付
11	学生数等の届け出	令第13条	○		移譲 		○	【現行】都道府県知事を経由
12	指定養成施設の名称等の変更の届け出	令第14条	○		移譲 		○	【現行】都道府県知事を経由
13	指定養成施設の取り消し	令第16条	○		移譲 		○	

道内における管理栄養士養成施設及び栄養士養成施設一覧

〈北海道厚生局ホームページより〉

○管理栄養士養成施設【5校5課程】

平成24年4月1日現在

名 称	学科等	設置者	所在地	昼夜等の別	修業年限	入学定員
名寄市立大学保健福祉学部	栄養学科	名寄市	名寄市西4条北8-1	昼間	4年	40
藤女子大学人間生活学部	食物栄養学科	学校法人藤学園	石狩市花川南4条5丁目	昼間	4年	80
天使大学看護栄養学部	栄養学科	学校法人天使学園	札幌市東区北13条東3-1-30	昼間	4年	85
酪農学園大学農食環境学群	食と健康学類 管理栄養士コース	学校法人酪農学園	江別市文京台緑町582	昼間	4年	40
北海道文教大学人間科学部	健康栄養学科	学校法人鶴岡学園	恵庭市黄金中央5-196-1	昼間	4年	150

○栄養士養成施設【10校10課程】

名 称	学科等	設置者	所在地	昼夜等の別	修業年限	入学定員
函館短期大学	食物栄養学科	学校法人野又学園	函館市高丘町52-1	昼間	2年	120
帯広大谷短期大学	生活科学科栄養士課程	学校法人帯広大谷学園	河東郡音更町希望が丘3-3	昼間	2年	50
旭川大学短期大学部	生活学科食物栄養専攻	学校法人旭川大学	旭川市永山3条23-1-9	昼間	2年	50
光塩学園女子短期大学	食物栄養学科	学校法人光塩学園	札幌市南区真駒内上町3-1-1	昼間	2年	150
名寄市立大学保健福祉学部	栄養学科	名寄市	名寄市西4条北8-1	昼間	4年	40
釧路短期大学	生活科学科食物栄養専攻	学校法人緑ヶ岡学園	釧路市緑ヶ岡1-10-42	昼間	2年	30
藤女子大学人間生活学部	食物栄養学科	学校法人藤学園	石狩市花川南4条5	昼間	4年	80
天使大学看護栄養学部	栄養学科	学校法人天使学園	札幌市東区北13条東3-1-30	昼間	4年	85
酪農学園大学農食環境学群	食と健康学類 管理栄養士コース	学校法人酪農学園	江別市文京台緑町582	昼間	4年	40
北海道文教大学人間科学部	健康栄養学科	学校法人鶴岡学園	恵庭市黄金中央5-196-1	昼間	4年	150

栄養士養成施設関係法令（抜粋）

【栄養士法施行令】

（養成施設又は管理栄養士養成施設の指定）

第九条 法第二条第一項の規定による養成施設の指定の申請又は法第五条の三第四号の規定による管理栄養士養成施設の指定の申請は、その施設の所在地の都道府県知事を経由して行わなければならない。この場合において、都道府県知事は、必要な意見を付さなければならない。

（養成施設の指定の基準）

第十条 法第二条第一項の規定による養成施設の指定の基準は、次のとおりとする。

- 一 入所資格は、法第二条第二項 又は第十二条第一項 に規定する者であること。
- 二 修業年限は、二年以上であること。
- 三 教育の内容、施設の長の資格、教員の組織、数及び資格、学生又は生徒の定員、同時に授業を行う学生又は生徒の数、施設の構造設備、機械、器具、図書その他の備品並びに施設の経営の方法に関し、それぞれ厚生労働省令で定める基準に適合するものであること。

（指定養成施設の内容変更）

第十二条 法第二条第一項 に規定する養成施設又は法第五条の三第四号 に規定する管理栄養士養成施設（以下「指定養成施設」と総称する。）の設置者は、指定養成施設における学生若しくは生徒の定員、同時に授業を行う学生若しくは生徒の数、修業年限又は教育の内容の変更をしようとするときは、主務大臣の承認を得なければならない。

- 2 第九条の規定は、前項の承認の申請について準用する。

（届出事項）

第十三条 指定養成施設の設置者は、毎年七月末日までに次に掲げる事項を当該指定養成施設の所在地の都道府県知事を経由して、主務大臣に届け出なければならない。

- 一 前年度卒業者の員数
- 二 学生又は生徒の現在員数

（指定養成施設の名称等の変更の届出）

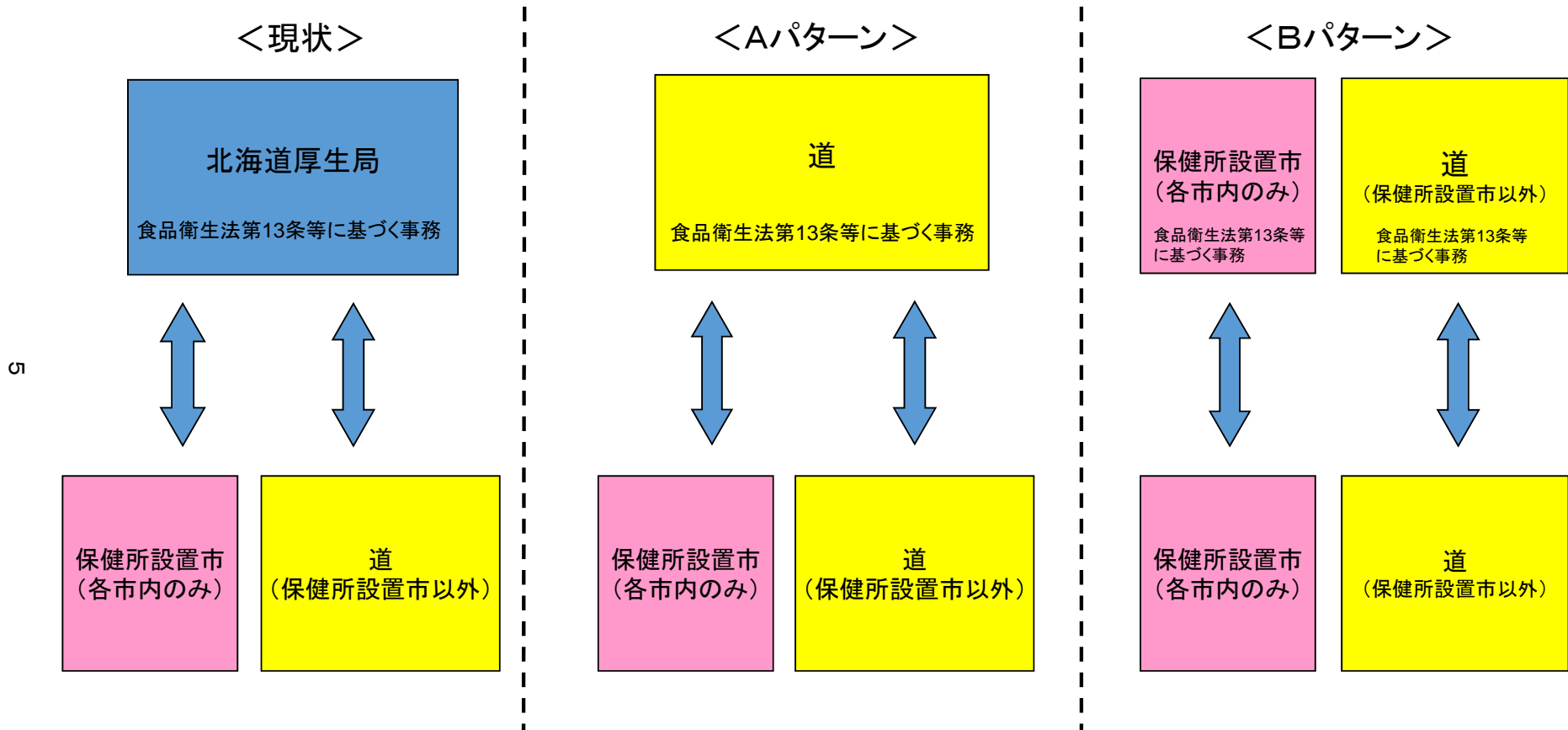
第十四条 指定養成施設の設置者は、指定養成施設の名称又は所在地その他の主務省令で定める事項に変更があつたときは、一月以内に、その旨を、当該指定養成施設の所在地の都道府県知事を経由して、主務大臣に届け出なければならない。

（指定の取消）

第十六条 主務大臣は、指定養成施設が第十条又は第十一条の規定による基準に適合しなくなつたと認めるときは、これらの規定による指定を取り消すことができる。

- 2 前項に定める場合のほか、主務大臣は、指定養成施設の設置者が第十二条第一項の規定に違反したときは、その指定を取り消すことができる。

HACCP事務(食品衛生法)の権限移譲パターン



※「食品衛生法第13条等に基づく事務」～ 総合衛生管理製造過程承認制度実施要領に基づく事前相談、臨検検査等

HACCP とは

HACCP は 1960 年代に米国で宇宙食の安全性を確保するために開発された食品の衛生管理の手法。この方式は、国連の国連食糧農業機関（FAO）と世界保健機関（WHO）の合同機関である食品規格（CODEX）委員会から発表され、各国にその採用を推奨している国際的に認められたものです。

HA (Hazard Analysis)

危害分析

(微生物、異物など)

食品の製造工程(原材料から最終製品に至るまでのすべての工程)で発生する恐れのある微生物汚染等の危害要因について調査・分析する。

CCP (critical Control Point)

重要管理点

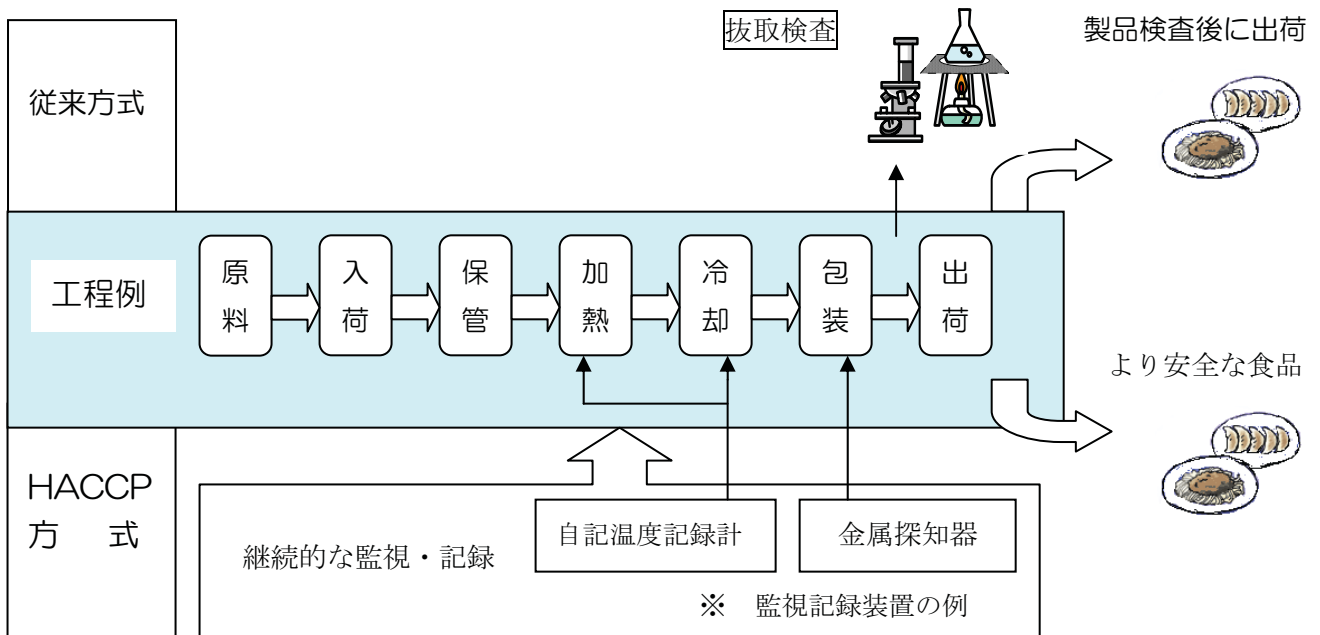
(殺菌工程における温度、時間など)

製造工程の段階で、より安全性が確保された製品を得るために、特に重点的に管理すべきポイント。

HACCP 方式と従来の管理方法との違いは

これまでの食品の安全性への考え方は、製造する環境を清潔にし、きれいにすれば安全な食品が製造できるであろうとの考えのもと、製造環境の整備や衛生の確保に重点が置かれてきました。そして、製造された食品の安全性の確認は、主に最終製品の抜き取り検査（微生物の培養検査等）により行われてきました。（製品のすべてを検査することはできません。）

HACCP 方式は、これらの考え方ややり方に加え、原料の入荷から製造・出荷までのすべての工程において、あらかじめ危害を予測し、その危害を防止（予防、消滅、許容レベルまでの減少）するための重要管理点を特定して、そのポイントを継続的に監視・記録し、異常が認められたらすぐに対策を取り解決するので、不良製品の出荷を未然に防ぐことができるシステムです。



HACCP方式の適用手順

HACCPを用いて食品の製造管理を行うには、その製品毎のHACCPプランを作ることとなりますが、それに盛り込むべき必須の手順は右に記したとおりです。

HACCP方式と12の手順

- 手順1：HACCPチームを編成する
- 手順2：製品の特徴を確認する
- 手順3：製品の使用方法を確認する
- 手順4：製造工程一覧図、施設の図面及び標準作業書の作成
- 手順5：製造工程一覧図の現場での確認
- 手順6：危害要因を分析する (原則1)
- 手順7：重要管理点(CCP)を設定する (原則2)
- 手順8：管理基準を設定する (原則3)
- 手順9：測定方法(モニタリング)を設定する (原則4)
- 手順10：改善措置を設定する (原則5)
- 手順11：検証方法を設定 (原則6)
- 手順12：記録の維持管理 (原則7)

HACCP関係法令（抜粋）

【食品衛生法】

第十一条 厚生労働大臣は、公衆衛生の見地から、薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて、販売の用に供する食品若しくは添加物の製造、加工、使用、調理若しくは保存の方法につき基準を定め、又は販売の用に供する食品若しくは添加物の成分につき規格を定めることができる。

2 前項の規定により基準又は規格が定められたときは、その基準に合わない方法により食品若しくは添加物を製造し、加工し、使用し、調理し、若しくは保存し、その基準に合わない方法による食品若しくは添加物を販売し、若しくは輸入し、又はその規格に合わない食品若しくは添加物を製造し、輸入し、加工し、使用し、調理し、保存し、若しくは販売してはならない。

3 農薬（農薬取締法（昭和三十二年法律第八十二号）第一条の二第一項に規定する農薬をいう。次条において同じ。）、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和三十八年法律第三十五号）第二条第三項の規定に基づく農林水産省令で定める用途に供することを目的として飼料（同条第二項に規定する飼料をいう。）に添加、混和、浸潤その他の方法によつて用いられる物及び薬事法第二条第一項に規定する医薬品であつて動物のために使用されることが目的とされているものの成分である物質（その物質が化学的に変化して生成した物質を含み、人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして厚生労働大臣が定める物質を除く。）が、人の健康を損なうおそれのない量として厚生労働大臣が薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて定める量を超えて残留する食品は、これを販売の用に供するために製造し、輸入し、加工し、使用し、調理し、保存し、又は販売してはならない。ただし、当該物質の当該食品に残留する量の限度について第一項の食品の成分に係る規格が定められている場合については、この限りでない。

第十三条 厚生労働大臣は、第十一条第一項の規定により製造又は加工の方法の基準が定められた食品であつて政令で定めるものにつき、総合衛生管理製造過程（製造又は加工の方法及びその衛生管理の方法につき食品衛生上の危害の発生を防止するための措置が総合的に講じられた製造又は加工の過程をいう。以下同じ。）を経てこれを製造し、又は加工しようとする者（外国において製造し、又は加工しようとする者を含む。）から申請があつたときは、製造し、又は加工しようとする食品の種類及び製造又は加工の施設ごとに、その総合衛生管理製造過程を経て製造し、又は加工することについての承認を与えることができる。

2 厚生労働大臣は、前項の申請に係る総合衛生管理製造過程の製造又は加工の方法及びその衛生管理の方法が、厚生労働省令で定める基準に適合しないときは、同項の承認を与えない。

3 第一項の承認を受けようとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、申請書に当該総合衛生管理製造過程を経て製造し、又は加工した食品の試験の成績に関する資料その他の資料を添付して申請しなければならない。

4 第一項の承認を受けた者（次項において「承認取得者」という。）は、当該承認に係る総合衛生管理製造過程の一部を変更しようとするときは、その変更についての承認を求めることができる。この場合においては、前二項の規定を準用する。

5 厚生労働大臣は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、承認取得者が受けた第一項の承認の全部又は一部を取り消すことができる。

一 当該承認に係る総合衛生管理製造過程の製造又は加工の方法及びその衛生管理の方法が、第二項の厚生労働省令で定める基準に適合しなくなつたとき。

二 承認取得者が、当該承認に係る総合衛生管理製造過程の一部を前項の承認を受けずに変更したとき。

三 厚生労働大臣が、必要があると認めて、外国において当該承認に係る総合衛生管理製造過程を経て食品の製造又は加工を行う承認取得者（次号において「外国製造承認取得者」という。）に対し、必要な報告を求めた場合において、その報告がされず、又は虚偽の報告がされたとき。

四 厚生労働大臣が、必要があると認めて、その職員に、外国製造承認取得者の製造又は加工の施設、事務所、倉庫その他の場所において食品、帳簿書類その他の物件についての検査をさせようとした場合において、その検査が拒まれ、妨げられ、又は忌避されたとき。

6 第一項の承認に係る総合衛生管理製造過程を経た食品の製造又は加工については、第十一条第一項の基準に適合した方法による食品の製造又は加工とみなして、この法律又はこの法律に基づく命令の規定を適用する。

7 第一項の承認又は第四項の変更の承認を受けようとする者は、審査に要する実費の額を考慮して政令で定める額の手数料を納めなければならない。

第十四条 前条第一項の承認は、三年を下らない政令で定める期間（以下この条において「有効期間」という。）ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

2 前条第二項及び第三項の規定は、前項の更新について準用する。

3 第一項の更新の申請があつた場合において、有効期間の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の承認は、有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。

4 前項の場合において、承認の更新がされたときは、その承認の有効期間は、従前の承認の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

5 第一項の承認の更新を受けようとする者は、審査に要する実費の額を考慮して政令で定める額の手数料を納めなければならない。

第二十八条 厚生労働大臣、内閣総理大臣又は都道府県知事等は、必要があると認めるときは、営業者その他の関係者から必要な報告を求め、当該職員に営業の場所、事務所、倉庫その他の場所に臨検し、販売の用に供し、若しくは営業上使用する食品、添加物、器具若しくは容器包装、営業の施設、帳簿書類その他の物件を検査させ、又は試験の用に供するのに必要な限度において、販売の用に供し、若しくは営業上使用する食品、添加物、器具若しくは容器包装を無償で収去させることができる。

2 前項の規定により当該職員に臨検検査又は収去をさせる場合においては、これにその身分を示す証票を携帯させ、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示させなければならない。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

4 厚生労働大臣、内閣総理大臣又は都道府県知事等は、第一項の規定により収去した食品、添加物、器具又は容器包装の試験に関する事務を登録検査機関に委託することができる。